

山形県立博物館研究報告

第 18 号

BULLETIN

OF

THE YAMAGATA PREFECTURAL MUSEUM

NO. 18

山 形 県 立 博 物 館
YAMAGATA PREFECTURAL MUSEUM

Kajo-Machi, Yamagata City, Japan

June, 1996

山形県立博物館研究報告

第 18 号

BULLETIN

OF

THE YAMAGATA PREFECTURAL MUSEUM

NO. 18

山 形 県 立 博 物 館
YAMAGATA PREFECTURAL MUSEUM

Kajo-Machi, Yamagata City, Japan

June, 1996

序

このたび、「山形県立博物館研究報告」第18号を発刊いたしました。

博物館業務の柱をなすのが「資料等の収集・整理・分類・保管」、「展示」、「教育」、「調査研究」であります。これらを集大成したものが企画展や特別展に生かされます。平成7年度は、企画展として「鯨、山形を泳ぐー化石から現在へー」（4/22～7/9）、「なつかしの電鉄ー三山線・高島線・湯の浜線ー」（7/15～8/20）、「やまがたのおしば・植物画」（12/7～8.2/4）、「新収蔵品展」（8.2/10～4/14）、特別展として「古代人の現像ーかお・手・あしー」（9/30～11/26）を開催し、さらに文化庁巡回展として「全国埋蔵文化財発掘調査成果速報展'95」（8/26～9/17）も実施いたしました。いずれも好評のうちに閉展することができました。また、各5回で完結する講座2つ、講演会、親子博物館教室（夏・冬）、博物館教室（夏・秋）、鯨化石発掘調査等々、担当学芸員・研究員を中心に館員協力して事業をすすめてまいりました。

一方、学芸員・研究員・専門嘱託等の館員は、企画展や特別展、講座や教室の合間の僅かの時間を見つけては各自の専門分野の調査・研究活動をすすめてきました。本号には、得られた研究成果の一部である五つの論文、「明治～昭和初期 山形市内無尽講資料」、「山形県大江町の上部中新統本郷層産のオウナガイ化石とその変異」、「山形県真室川町の大型鯨類化石ー1994年の第2次発掘調査ー」、「近世期、村山地方における漆の生産と流通」、「山形水野藩 太田家文書の紹介ー山形移封初期藩政文書ー」、を掲載いたしました。皆様方の今後の研究の参考にして戴ければ望外の喜びであります。

私達館員一同は、微力ながら山形県の文化活動の一旦を担っているという自負のもと、得られた成果をより多く、広く県民に理解して戴きたく鋭意努力しながら博物館業務に携わっております。

本号をご高覧頂き、今後とも各位のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。

平成8年6月30日

山形県立博物館

館長 星野武雄

目 次

- 序.....館 長
- 明治～昭和初期 山形市内無尽講資料.....金 山 耕 三 1
- 山形県大江町の上部中新統本郷層産のオウナガイ化石とその変異
.....長 澤 一 雄 ・ 小 山 田 正 幸 21
- 山形県真室川町の大型鯨類化石－1994年の第2次発掘調査－.....長 澤 一 雄 33
-(右開き)
- 山形水野藩 太田家文書の紹介 (2).....川 瀬 同 1
- 近世期、村山地方における漆の生産と流通.....渡 部 史 夫 23

明治～昭和初期 山形市内無尽講資料

金山耕三*

1 はじめに

本稿で紹介する資料は山形市三日町の旧家、福島治助家に関係した無尽講に関するもので、昭和57年12月、御当主福島坦氏より山形県立博物館に寄贈された歴史・民俗資料の一部である。

無尽講は頼母子講とも呼ばれ、古く室町時代から行なわれた庶民金融の組織で、組合員(会員・講員)が決められた会合日に一定の掛け金をもって集まり、抽選または入札で組合員に融通し、会合が一巡すると各組合員が平等に融通を受けてその無尽は終了するしくみになっている。会合ごとに共同飲食があり、社交的な意味合いも強いものである(注1)。

福島家に伝えられた無尽講資料は数も多く、掛金受領証や規約・会員名簿等がそろっており、目的や内容、加盟者などをくわしく知ることができる。以下、順次紹介していきたい。

2 福島家文書の無尽講資料

福島治助家文書に含まれている無尽講関係資料は35点にのぼり、具体的内容は<表1>のとおりである。A山形共益貯金会からY松栄会まで25の無尽講の通帳・規約・領収証などがあり、各会の目的や運営、会員などを知ることができる。なお、Z衆益貯金会は結成にはいたらなかった模

*山形県立博物館

<表1> 明治～昭和初期 山形市内無尽講資料

無尽講名	資料名
A 山形共益貯金会	◦「山形共益貯金会申合規約附貯金受取通帳」(折畳み式)
B 山形共賛会	◦「山形共賛会規約」(折畳み式)
C 同志講	◦「同志講掛金領収証」(折畳み式) < 2枚 >
D 出世貯金会	◦「出世貯金会請取証」(折畳み式) ◦「出世貯金会規約」(折畳み式)
E 山形恒産会	◦「山形恒産会」(折畳み式)
F 山形有慶会	◦「山形有慶会」(折畳み式)
G 千歳会	◦「千歳会規約並領収証」(折畳み式)
H 山形共愛会	◦「山形共愛会通帳」(冊子)
I 有慶会	◦「有慶会通帳」(冊子)
J 衆益会	◦「衆益会通帳」(冊子)
K 共立会	◦「共立会通帳」(冊子)
L 大正貯金会	◦「大正貯金会通帳」(冊子)
M 勤業貯金会	◦「勤業貯金会通帳」(折畳み式)
N 大正会	◦「大正会通帳」(冊子)
O 同仁会	◦「同仁会通帳」(冊子) ◦「借用証」(大正10年3月)(一紙)
P 小植会	◦「小植会通帳」(冊子) ◦「金員借用証」(大正11年4月)(一紙)
Q 共愛会	◦「共愛会通帳」(冊子) < 2冊 >
R 山形益友会	◦「山形益友会通帳」(冊子)
S 和合貯金会	◦「和合貯金会掛金受取通」(折畳み式)
T 山形有慶貯金会	◦「山形有慶貯金会通帳」(冊子)
U 昌栄貯金会	◦「昌栄貯金会通帳」(冊子) < 3冊 >
V 山形共益会	◦「山形共益会通帳」(冊子)
W 富源共賛会	◦「富源共賛会通帳」(冊子)
X 厚信貯金会	◦「厚信貯金会通帳」(冊子) ◦最終会開催案内はがき(昭和5年2月)
Y 松栄会	◦「松栄会通帳」(冊子)
Z 衆益貯金会	◦「講会挙行二付認可申請」(大正12年4月)
α <無尽証券袋>	◦「無尽証券 福島家」(大正5年2月)

<注> 1. 山形県立博物館所蔵 福島治助家文書より作成。
2. 資料名の欄の「 」内は資料の標題。
様である。

「掛金領収証」や「請取証」、「通帳」とあるのは無尽講加盟者の会員証にあたる書類で、折りたたみ式一枚物と冊子とがあり、表紙に当たる部分に会の名称と会員名が記載されている。

「掛金領収証」や「通帳」の記載内容は、ほと



無尽講通帳・領収証各種

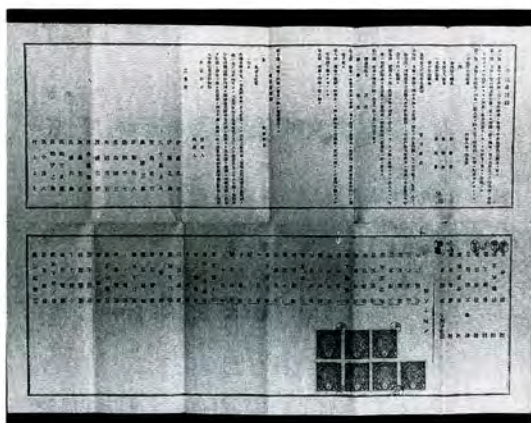
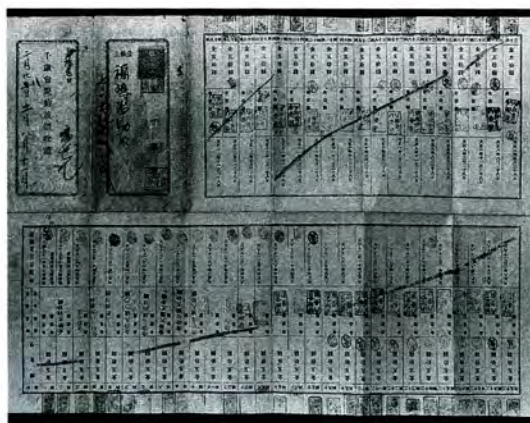
んどが規約・領収書・会員名簿からなるが、A山形共益貯金会とC同志講には会員名簿がなく、B山形共賛会やD出世貯金会のように規約が別個になっているものもある。B山形共賛会の規約には会員名簿も含まれている。

はじめ折りたたみ式が多いがしだいに冊子式に変わり、冊子では領収証・規約・会員名簿と記載形式が確立し、規約の整備も進んでいる。次に冊子式の通帳を中心に、記載内容に触れたい。

3 領 収 証

通帳の表紙には会の名称と会員氏名が記載されており、持ち株数や定例会の開催月・開催日が記載されているものもある。

冊子を開くと1ページ目から領収証の欄があり数ページ続く。初回から最終回まで、「貯金受」・「醸金受入高」など掛け金の額、「割戻金高」・「奨励金高」、そして定例会の開催予定年月日が一覧表となっているもので、各回ごとに領収の割印や割り戻し金額の記入・押印などが行なわれるようになっており、予定表と領収証を兼ねたものである。

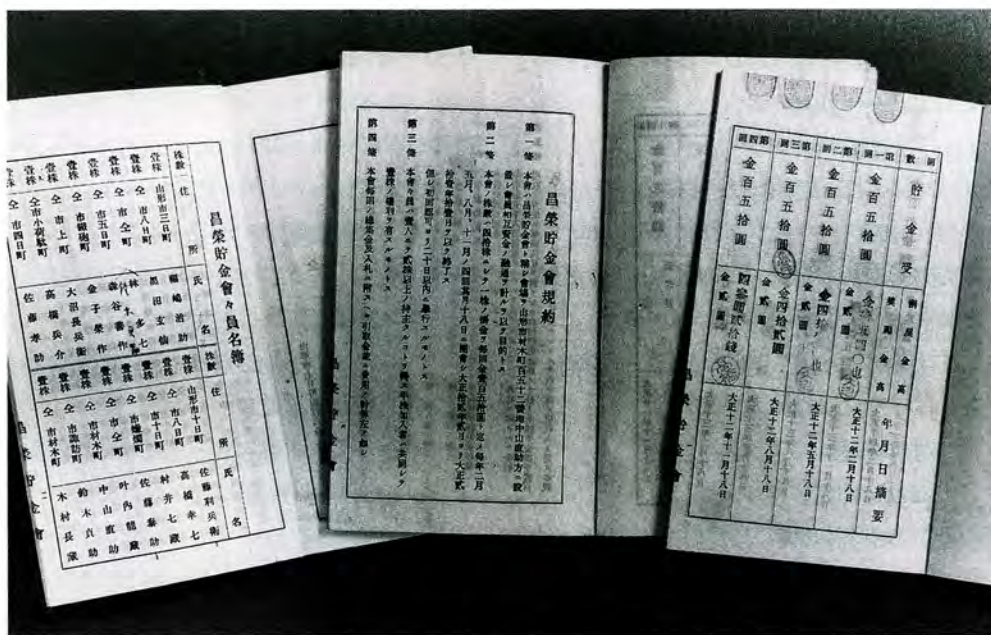


「千歳会規約並領収証」(明治45年～大正12年) 表(左)と裏(右)

<表2> 明治~昭和初期 山形市内無尽講一覽

	目的	会 期	株数	1株掛金	年間会議回数 (開催月)	全会議回数	会 議 開催日	会員数	持株 上限	引取人 決定法
A 山形共益貯金会		明治26年9月~明治39年3月	—	1円	6(1・3・5・7・9・11月)	75	15日	不明		抽選
B 山形共賛会	業務拡張	明治35年1月~明治42年12月	33	35円	4(3・6・9・12月)	33	25日	35人		抽選
C 同志講蓄財		明治36年7月~大正2年4月	40	50円	4(1・4・7・10月)	40	15日	不明		抽選
D 出世貯金会		明治40年1月~大正7年7月	46	25円	4(1・4・7・10月)	46	25日	50人		抽選
E 山形恒産会	資金融通	明治42年11月~大正8年11月	41	50円	4(2・5・8・11月)	41	10日	44人		入札
F 山形有慶会	資金融通	明治43年10月~大正9年8月	44	50円	4(2・5・8・11月)	44	25日	52人		入札
G 千歳会	資金融通	明治45年1月~大正12年11月	48	50円	4(2・5・8・11月)	48	28日	59人		入札
H 山形共愛会	資金融通	大正4年12月~大正9年9月	44	50円	4(3・6・9・12月)	20	15日	49人	5株	入札
I 有慶会	資金融通	大正4年12月~大正10年8月	44	50円	4(2・5・8・11月)	24	25日	51人	5株	入札
J 衆益会	資金融通	大正4年12月~大正11年9月	46	25円	4(3・6・9・12月)	28	25日	46人	5株	入札
K 共立貯金会	資金融通	大正4年12月~大正11年12月	44	50円	4(3・6・9・12月)	29	18日	54人	5株	入札
L 大正貯金会	資金融通	大正5年1月~大正12年5月	42	30円	4(2・5・8・11月)	31	11日	45人	5株	入札
M 勸業貯金会	資金融通	大正5年1月~大正13年3月	40	50円	4(3・6・9・12月)	34	3日	50人	5株	入札
N 大正会	資金融通	大正5年2月~大正11年6月	30	30円	3(2・6・10月)	21	17日	32人	5株	入札
O 同仁会	資金融通	大正5年2月~大正13年11月	50	25円	4(2・5・8・11月)	37	5日	51人	5株	入札
P 小槌会	資金融通	大正6年9月~昭和2年6月	40	50円	4(3・6・9・12月)	40	26日	49人	5株	入札
Q 共愛会	資金融通	大正9年8月~昭和5年5月	40	100円	4(2・5・8・11月)	40	10日	41人	5株	入札
R 山形益友会	資金融通	大正11年1月~昭和6年10月	40	250円	4(1・4・7・10月)	40	15日	40人	2株	入札
S 和合貯金会	資金融通	大正11年9月~昭和7年3月	40	25円	4(3・6・9・12月)	39	25日	38人	2株	入札
T 山形有慶貯金会	資金融通	大正11年12月~昭和7年9月	40	150円	4(3・6・9・12月)	40	5日	42人	2株	入札
U 昌栄貯金会	資金融通	大正12年2月~昭和7年11月	40	150円	4(2・5・8・11月)	40	18日	41人	2株	入札
V 山形共益会	資金融通	大正13年6月~昭和9年3月	40	50円	4(3・6・9・12月)	40	7日	40人	2株	入札
W 富源共賛会	資金融通	大正13年6月~昭和9年3月	40	125円	4(3・6・9・12月)	40	12日	40人	2株	入札
X 厚信貯金会	資金融通	大正14年4月~昭和5年2月	30	100円	6(2・4・6・8・10・12月)	30	20日	30人	2株	入札
Y 松栄会	資金融通	昭和2年11月~昭和9年1月	38	100円	6(1・3・5・7・9・11月)	38	27日	38人	2株	入札

<注> 1. 山形県立博物館所蔵 福島治助家文書より作成。
 2. 結成当初の規約・会則による。ただし、Y松栄会の規約上の株数は38で、全会議回数と一致するが、会員の持ち株合計36株とは一致しない。



「昌栄貯金会通帳」(大正12年~昭和7年)の内容 左より 会員名簿・規約・領収証

ハ資料1 V G千歳会規約

千歳会規約

第一条 本会ヲ千歳会ト称シ事務所並ニ会場ヲ千歳館沢渡吉蔵方ト定ム

第二条 本会ハ会員相互第四条ニ定ムル期間ニ於テ醸金ヲ為シ其都度会員中資金ノ必要ヲ生ジタル会員アルトキハ利息ノ歩合最高ナルモノニ貸付金ヲ為スヲ目的トス

第三条 本会ノ貸附金ノ利息ハ(借入金ヲ除キ)是ヲ残会員ハ平等ニ配当スルモノトス

一金貳仟四百圓也 四拾八株
ノ醸金高

内

一金四拾八圓也 宴会費

一金四拾八圓也 奨励金

一金拾四圓也 諸経費

計金百拾圓也

差引金貳仟貳百九拾圓 貸付金高

第四条 本会ノ会員ヲ四十八株トシ巻回ノ醸金ヲ金五拾圓ト定ム毎年貳月、五月、八月、拾壹月ノ四回宛各月貳拾八日午前第拾時トシ明治四拾五年貳月ニ開会シ大正拾貳年拾壹月ヲ以テ解散ス

第五条 借用人ハ左ノ雛形ニ準シ證書ヲ差入ル、モノトス但シ抵当トシテ差入ルベキ物件ハ有価證券並ニ不動産トシ選択並ニ標準価格ハ審査員ニ於テ評定ス

第六条 本会ハ会員一同ノ合意ヲ以テ左ノ役員ヲ置ク

證券名宛人 三名

幹事 五名

第七条 幹事ハ本会ヲ代表シ会務一切ヲ処理シ證券並ニ抵当物ハ株式会社山形銀行ニ保管ヲ托ス

第八条 現金ノ出納ハ幹事之レヲ扱ヒ醸金並ニ貸

附金ノ返金ニ対シテハ会印ヲ捺シタル受領證ヲ發スルモノトス

第九条 本会ノ印章ハ左ノ如シ
(押印なし)

第十条 本会ノ利害ハ会員一同ノ連帯責任トス

金員借用證(略)

《「千歳会規約並領収證」より》

ハ資料2 V U昌栄貯金会規約

昌栄貯金会規約

第一条 本会ハ昌栄貯金会ト称シ会場ヲ山形市材木町百五十二番地中山直助方ニ設置シ会員相互資金ノ融通ヲ計ルヲ以テ目的トス

第二条 本会ノ株数ハ四拾株ニシテ一株ノ掛金ヲ毎回金壹百五拾圓ト定ム毎年二月、五月、八月、十一月ノ四回其月十八日ニ開会シ大正拾貳年貳月ヨリ大正拾壹年拾壹月ヲ以テ終了ス

但シ初回認可ヨリ二十日以内ニ挙行スルモノトス

第三条 本会々員ハ壹人ニテ貳株以上ノ持主タルコトヲ得ス半株加入者ハ共同シテ壹株ノ権利ヲ有スルモノトス

第四条 本会毎回ノ総集金及入札ニ附スヘキ引取金並ニ費用ノ計算左ノ如シ

一金六千圓也 四拾株総集金高
内

金八拾圓也 掛金払込奨励金

金八拾圓也 会員賄料

金拾圓也 準備金

金參拾圓也 役員報酬其他諸経費

小計金貳百圓也

差引金五千八百圓也 入札ニ附ス

ヘキ金額

第五 引取ノ方法ハ毎回入札ヲ為サシメ前条
総集金高ノ十分ノ七即チ金四千貳百圓ヲ
下ラサル限度ニ於テ手取金最低ナルモノ
ヲ以テ其ノ引取人ト定メ本規定ノ手續ヲ
経テ引取ヲ為サシムルモノトス入札金額
同一ノモノアルトキハ同一者間ニ抽籤ヲ
以テ之レヲ定ム

第壹回ニ限り入札ヲ用ヒスシテ左記之
通り引取ラシム

志株 佐藤泰助

第六 前入札残余金ハ其ノ都度未引取人ニ平
等ニ分配スルモノトス

但シ拾銭以下ノ端数ハ之ヲ分配セス準
備金トシテ積立置クモノトス

第七 第四條ノ奨励金ハ開會時限定ニ掛金ヲ
為シタル会員ニ限り毎回志株ニ付金貳圓
ツ、之ヲ配当スルモノトス

但シ配当不用ノ分ハ本會準備金ニ繰リ
入ル、モノトス

第八 掛金払込ヲ怠リタル会員ハ奨励金配当
権ヲ失フノ外延滞期間中金壹百圓ニ付毫
日金四銭ノ割ニテ其ノ回ノ引取人ニ対シ
利子ヲ支払フヘキモノトス

第九 引取人ハ必ス役員ノ認諾ヲ得タル担保
物件ヲ提供シ別紙借用證書ヲ提出シ引取
ヲ為スヘキモノトス

引取人ノ債務弁済ハ通帳記入ノモノ、
外本會ニ対シ効力ナキモノトス

第十 本會ハ会員ニ対シ通帳ヲ交付ス会員ハ
役員ニ其掛金ノ記入證印ヲ受クヘシ通帳
ノ譲渡又ハ譲受ハ役員ノ承諾ヲ受クルニ
非ラサレハ之レヲナスコトヲ得ス

第十一 未引取人引續キ二回以上掛金ヲ為サ、
ルトキハ退會者ト決定シ中途加入者ヲ得
テ之レヲ継続セシムヘシ此場合ニ於テ退

會者ノ払込済ミノ掛金ハ前利子及ヒ諸費
用ヲ引去リタル残額ノ十分ノ六ヲ返還ス
ヘシ

第十二 本會任意ノ解散及ヒ規定ノ變更ハ未引
取人全部ノ同意アルニアラサレハ之レヲ
為スコトヲ得ス

本會舉行ノ認可ヲ取消サレタル時ハ既
引取人ハ證書規定ノ期限ノ利益ヲ失ヒ債
務現存額ハ二ヶ月以内ニ於テ年八朱ノ戻
利子ヲ引去リ一時償還ノ義務ヲ負フモノ
トス

任意解散シタル場合ハ主幹者及審査員
ハ其ノ精算人ニナルモノトス

第十三 準備金ハ本會臨時ノ費用ニ充テ不足ア
ル時ハ会員ヨリ出金セシムルモノトス準
備金一切ノ保管金ハ山形市七日町三浦銀
行ニ預ケ入レ終會ニ於テ残余金アル時ハ
会員ニ平分スルモノトス

第十四 本會ハ会員ノ互選ニ依リ主幹者四名審
査員四名ノ役員ヲ置ク主幹者ハ會務全体
ヲ処理シ且ツ證書ノ名宛人ト成リ裁判上
及裁判外ニ於テ会員全部又ハ一部ヲ代表
ス

審査員ハ主幹者ノ會務処理ヲ監査シ特
ニ引取人ノ提供スル担保物件ヲ審査決定
ヲ為シ現金預ケ入レノ銀行ノ選定ヲナス

第十五 本會ニ左ノ帳簿ヲ整備シ本會一切ノ事
項ヲ明記シ会員ノ請求アルトキハ何時ニ
テモ閲覧セシムルモノトス

- 一、 會則及會員名簿
 - 一、 金錢出納明細簿
 - 一、 掛金及掛増金額取簿
 - 一、 其他警察署ヨリ命セラレタル簿
- 冊

會員借用證書様式 (略)

《「昌米貯金会通帳」より》

△資料3ノ乙衆益貯金会結成認可申請書

講会挙行ニ付認可申請

拙者衆益貯金会ト称スル講会挙行致度候間、御認可相成リ度別紙規約書及役員名簿並ニ二会員名簿相添ヘ此下及申請候也

大正十二年四月 日

山形市三日町五百壱番地

主幹者 福嶋 治助 ㊟

慶応二年九月五日生

全市全町七十四番地

伊 東 清兵衛

全市八日町七百四十・四十壱番地

主幹者 川 合 孫四郎

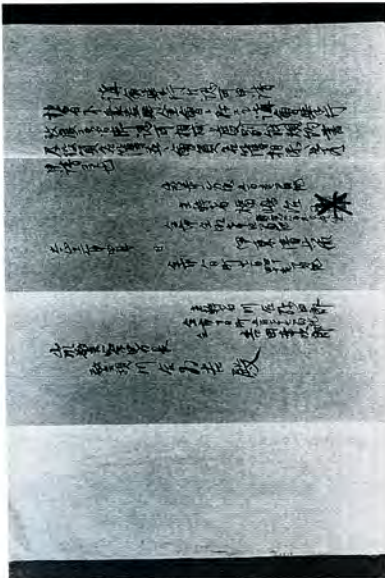
全市十日町五百七十七番地

全 吉 田 幸次郎

山形警察署長

警視 川 合 為 吉 殿

△資料4ノP小槌会借用証



衆益貯金会結成認可申請書 (大正12年)

金員借用證

一 金壹千貳百五十円 但シ小槌会第十四回引取
ニヨル債務額ナリ 無
利子

此抵当左ニ

株式会社千歳座株式六拾五株 五株券十三枚

但し 壹株ニ付貳拾円 持込済

右抵当トシテ前記ノ金員正ニ借用仕廻美正也、返済ノ義ハ大正十年六月ヨリ大正十六年六月迄毎年三月・六月・九月・十二月各二十六日限り、一回金五拾円宛、都合二十五回ニ無相違完済可致候、若シ一回(夕)リ共相滞リ候節ハ前記分賦返済ノ約定ヲ取消シ、滞金ニ対シ月割ノ利子ヲ加ヘ、残額壹時ニ請求相成候共異議無之、且ツ小槌会規約ヲ確守可致候、依而借用証書如件

大正十年四月 山形市三日町五〇一

福嶋 治助 ㊟

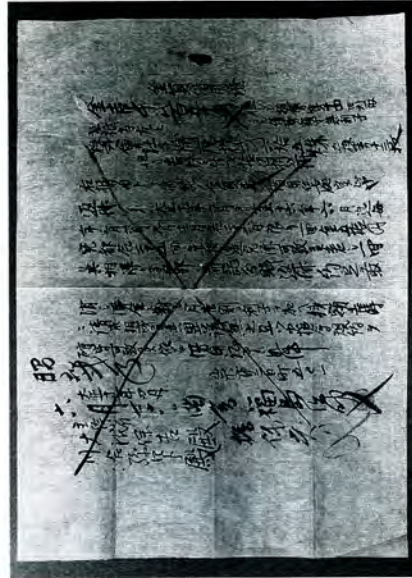
主幹者

大 沼 保 吉 殿

川 合 孫 四 郎 殿

(後筆) 昭和貳年六月廿六日 閉会 担保戻リ

入



小槌会借用証 (大正10年)

		B	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y
		山形共賛会	出世貯金会	山形恒産会	山形有慶会	千歳会	山形共愛会	有慶会	衆益会	共立会	大正貯金会	勸業貯金会	大正会	同仁会	小植会	共愛会	山形益友会	和合貯金会	有慶貯金会	昌栄貯金会	山形共益会	富源共賛会	厚信貯金会	松栄会
121	豊田																							
122	中村																							
123	新関																							
124	新関																							
125	新関																							
126	野村																							
127	三浦																							
128	吉沢																							
129	吉田																							
130	渡邊																							
131	渡邊																							
132	渡邊																							
133	稲田																							
134	工藤																							
135	佐藤																							
136	佐藤																							
137	斯波																							
138	鈴木																							
139	藤井																							
140	渡邊																							
141	大川																							
142	大川																							
143	鈴木																							
144	鈴木																							
145	藤井																							
146	矢野																							
147	新関																							
148	平吹																							
149	平吹																							
150	山岸																							
151	佐藤																							
152	佐藤																							
153	三浦																							
154	三浦																							
155	渡邊																							
156	桜井																							
157	鈴木																							
158	高橋																							
159	高橋																							
160	長谷川																							
161	安齋																							
162	岡田																							
163	海和																							
164	武田																							
165	新関																							
166	五十嵐																							
167	大築																							
168	洪江																							
169	林																							
170	今野																							
171	鈴木																							
172	鈴木																							
173	坂口																							
174	江口																							
175	石原																							

- <注>
1. 山形県立博物館所蔵 福島治助家文書より作成。
 2. T有慶貯金会の正式名称は山形有慶貯金会。
 3. A山形共益貯金会・C同志講は会員名簿がなく、本表から除外した。
 4. 会員名・会員住所は各会の設立当初の会員名簿による。ただし、D出世貯金会・E山形恒産会・F山形有慶会・G千歳会の会員名簿には住所の記載がなく、他の会の名簿により判断した。一部他の資料によったものもある。
 5. 住所のうち、<東>金井村は東村山郡金井村。
 6. 会員の番号は便宜上付したもので、本文および他の表とも一致する。

<表4> 明治～昭和初期 山形市内無尽講會員一覽表 (その2 1つの会のみの加盟者)

<◎: 1株半以上 ○: 1株 △: 半株 氏名の後の()内は住所 <表3>の注を参照>

B 山形共賛会	○	176菅原文四郎(香澄町) 177斯波信太郎(横町) 178中村長治郎(横町) 179大沼 金治(七日町) 180小林 儀蔵(旅籠町) 181伊藤勤兵衛(六日町) 182三浦 貞治(六日町) 183佐々木長六(小橋町) 184新関 善助(山形市) 185渡邊 源八(大寺村)
	△	186稲村 忠吉(横町) 187斎野五兵衛(七日町) 188吉村 金吾(七日町) 189小林 龜吉(旅籠町) 190柴田 伝治(旅籠町) 191西谷 キヌ(旅籠町) 192小川祇吉郎(宮町)
D 出世貯金会	◎	193伊藤 直治 194関根 源治
	○	195三岳 権蔵(七日町) 196伊藤清太郎 197岩松 吉蔵 198大場隣太郎 199金子 半七 200斎藤弥惣治 201西塔 藤吉 202佐藤 安蔵 203清水 清吉 204庄司 龜吉 205高田久六郎 206丹野 吉内 207豊田 武治 208前田 精厚 209牧野徳太郎 210結城 精吉 211世話人
E 山形恒産会	○	212門馬 直蔵(八日町) 213佐藤松兵衛(三日町) 214五十嵐勇助 215伊藤 金蔵 216小川謙之助 217斎藤 小作 218佐々木喜助 219東海林与四郎 220富田源兵衛 221野村留太郎 222長谷川庄作
	△	223安部彦四郎 224小川八十次郎 225斎藤 ヤス 226佐藤 啓 227鈴木 吉蔵 228妹尾 ヤス 229高嶋 コト 230丹野 伊八 231新関善次郎 232西野 慎一 233仁藤 重広 234仁藤 亨 235草壁 清助 236工藤吉太郎(上町) 237安藤市兵衛 238小鷹 鋭 239柴田 一也 240清水 貞治 241鈴木 キノ 242高井 栄蔵 243東海林与太郎 244中村円次郎
F 山有形慶会	○	245会津 弥造 246本間 専平 247本木 庸蔵 248渡辺 清松
G 千歳会	○	249五十嵐キミ(旅籠町) 250相沢 精 251会田 七郎 252伊藤 真吉 253伊藤 忠助 254坂口太兵衛 255佐藤 イト 256田中 茂八 257豊島 清三 258林 猪三郎 259広野 長治 260松沢 太造 261松ノ井久次郎 262村上よそ
	△	263庄司 平吉(地藏町) 264三沢 友吉(薬師町) 265会田 ツニ 266揚妻 安吉 267江口武次郎 268太田 留吉 269佐藤龜太郎 270沢渡 吉助 271高橋 円蔵 272田中 茂 273仁藤 庄六 274本田 モト 275松沢 徳松 276山下恒五郎 277吉村 金蔵
H 山形共愛会	○	278大沼 金治(上町) 279本田保之助(三日町) 280浦山 善助(塗師町) 281池田 鶴吉(横町) 282市村 貞吉(六日町) 283新関善之助(肴町) 284金沢 辰蔵(南沼原村沼木) 285片桐 藤助(出羽村漆山) 286半沢久次郎(出羽村漆山)
I 有慶会	○	287庄司 マサ(五日町) 288三河吉太郎(八日町) 289佐竹 久六(蛸燭町) 290新関 善治(六日町) 291塩野 幸三(金井村片谷地)
	◎	292野々村政太郎(香澄町) 293中村 茂助(六日町) 294三浦 フサ(四日町) 295渡邊久八郎(金井村黒沢)
J 衆益会	◎	296吉田 治助(八日町) 297山鹿 源作(小姓町)
	○	298大沼 米蔵(上町) 299武田 彦吉(上町) 300武田 米蔵(上町) 301中村富太郎(上町) 302山口 啓(上町) 303豊田 定吉(五日町) 304香川 金助(八日町) 305武田 モエ(八日町) 306新関忠次郎(八日町) 307伊藤 新六(二日町) 308佐藤 金六(三日町) 309鈴木宇一郎(三日町) 310森谷 善六(三日町) 311林谷 勘吉(小荷駄町) 312佐藤 貞吉(十日町) 313高橋 善助(十日町) 314竹部 ヤナ(十日町) 315村井 隈吉(十日町) 316五十嵐徳治郎(七日町) 317横山 平吉(<南>金井村) 318庄司 圭三(東沢村) 319原田 源助(上ノ山町) 320渡邊 喜作(山辺町)
K 共立会	○	321本田 権治(鉄砲町)
	△	322吉田庄兵衛(十日町) 323佐藤 定吉(香澄町) 324竹野 省吉(七日町) 325蜂屋 カツ(七日町) 326牧谷新兵衛(七日町) 327山口勇三郎(旅籠町) 328鈴木 栄蔵(八日町) 329大場真五郎(二日町) 330法祥寺総代大沼八右衛門(七日町) 331佐久間良平(七日町) 332鈴木喜兵衛(宮町) 333三部 太作(千歳村)
L 大正貯金会	○	334結城 弁蔵(上町) 335庄司 彦吉(五日町) 336西村吉次郎(八日町) 337吉田幾次郎(二日町) 338伊藤新治郎(鉄砲町) 339多田金治郎(鉄砲町) 340京谷徳太郎(材木町) 341中村 久助(蛸燭町) 342蜂屋宗治郎(十日町) 343金森 勝義(香澄町) 344中村 フサ(横町) 345早坂 昇吉(七日町) 346牧野 スキ(七日町) 347荒木 清蔵(旅籠町) 348加川竹次郎(旅籠町) 349吉田 茂作(旅籠町) 350大場隣太郎(鈴川村和合) 351田中 彦作(金井村江俣) 352三沢源次郎(金井村陣場)
	△	353角張 東順(鉄砲町) 354三河 テル(香澄町木ノ実小路) 355桑嶋 清七(旅籠町) 356安食弥三郎(四日町) 357小林 小助(四日町)
M 勤業貯金会	○	358高橋喜兵衛(八日町) 359大村 政明(香澄町) 360鹿間 留吉(旅籠町) 361柴田 伝七(旅籠町) 362高橋助次郎(旅籠町) 363西谷ツル(旅籠町) 364服部 作弥(旅籠町) 365稲田善三郎(六日町) 366原田 彦吉(六日町) 367岩田 藤吉(宮町) 368木口市之助(宮町) 369船山猪太郎(宮町) 370高嶋清五郎(肴町)
	△	371熊谷 末蔵(旅籠町) 372佐藤 弥八(六日町) 373秋葉久三郎(小橋町) 374大森 重郎(小橋町) 375熊谷 庄吉(宮町) 376三浦 辰蔵(宮町) 377鹿野 よし(肴町) 378高木又兵衛(下条町) 379森谷孫四郎(下条町) 380楢弥右衛門(西里村)
N 大正会	○	381布見 ゑん(二日町) 382江川 熊次(香澄町) 383浜村伊惣治(横町) 384渡邊 ソヨ(七日町) 385斎藤龜太郎(六日町) 386藤井 めい(六日町) 387藤井 とく(小橋町) 388鈴木 周蔵(金井村江俣) 389三沢源次郎(金井村江俣)
	△	390村井 とみ(香澄町) 391佐久間イツ(七日町) 392笹原 長蔵(千歳村落合)

O 同 仁 会	◎	393豊嶋 清蔵(天童町)			
	○	394笹原亀之助(八日町) 395鈴木 善吉(八日町) 396高橋栄次郎(八日町) 397和田 金助(八日町) 398阿部 長七(三日町) 399林 多七(三日町) 400遠藤善三郎(小荷駄町) 401浦山吉兵衛(材木町) 402庄司 ミツ(材木町) 403叶 松兵衛(十日町) 404森谷 文六(肴町) 405安藤 与蔵(下条町) 406浦山 重蔵(下条町) 407大山長九郎(下条町) 408鹿野 マツ(下条町) 409黒沼作右衛門(下条町) 410鈴木喜三郎(下条町) 411古瀬 泰(天童町)			
	△	412河合 孫七(八日町) 413高橋 常吉(八日町) 414菊地利三郎(二日町) 415野川富太郎(二日町) 416丹野 治助(小姓町) 417富木 与作(材木町) 418野村 喜助(材木町) 419岡部 光馬(香澄町鏡口) 420栗村 吉蔵(下条町) 421栗村伝右衛門(下条町) 422会幹部			
		423佐藤喜久雄(旅籠町)			
P 小 植 会	◎	424草薙新兵衛(八日町) 425渡邊 兼松(七日町) 426宇野 乙次(六日町) 427藤井 伝六(六日町) 428朝日 力弥(上ノ山町) 429西沢 清(天童町) 430柏木喜代太(山ノ辺町) 431垂石 謙吉(山ノ辺町) 432真木 与吉(寒河江町)			
	○	433林 きく(香澄町) 434林 みとり(香澄町) 435三浦桃次郎(七日町) 436後藤 為助(旅籠町) 437佐川吉之助(旅籠町) 438橋本菊次郎(旅籠町) 439三浦 貞子(旅籠町) 440斎藤 周蔵(六日町) 441鈴木喜三郎(肴町)			
	△	442片桐 房吉(上町) 443中村 丹治(上町) 444小嶋 源治(三日町) 445小林六之助(三日町) 446榎森伊兵衛(塗師町) 447山川 豊治(七日町) 448石井重次郎(上ノ山町)			
		449鈴木 安蔵(小橋町)			
Q 共 愛 会	○	450大沼佐太郎(五日町) 451榎森 良作(横町) 452岩淵 栄治(七日町) 453丹野孝治郎(七日町) 454長岡 ちる(七日町) 455湖 豹治郎(七日町) 456小林栄太郎(旅籠町) 457鈴木 仁吉(旅籠町) 458鹿間 留吉(一ト町) 459加藤惣兵衛(東根町) 460戸田 虎雄(米沢市信夫町)			
	△	461原田 太助(法華町)			
		462奥出岩太郎(五日町) 463笹原 亀治(五日町) 464清水浅五郎(五日町) 465藁谷 貞助(五日町) 466高橋 平吉(八日町) 467藁谷 繁治(八日町) 468福嶋 ヨシ(三日町) 469松田 駒蔵(三日町) 470松田 正吉(三日町) 471大竹平次郎(地藏町) 472岩花篤次郎(諏訪町) 473開沼勇次郎(諏訪町) 474成願寺(諏訪町) 475柴崎重太郎(小姓町) 476吉野庄太郎(小姓町) 477中山 ヨノ(蠟燭町) 478奥山 孝治(銀町) 479豊川 彦助(銀町) 480草刈八右衛門(十日町) 481中村 源助(十日町) 482大築勘四郎(香澄町) 483佐藤吉太郎(香澄町) 484玉ノ井憲太郎(香澄町) 485草刈忠次郎(七日町新道) 486向田 サヨ(片町) 487豊田 恒衛(柳町) 488大沼 留吉(小橋町) 489豊川徳太郎(宮町) 490中村 タケ(寒河江町)			
		491佐藤兵右衛門(諏訪町) 492金井 まつ(小姓町) 493野々村栄助(小姓町) 494堀 竹松(小姓町) 495西村 瞭(十日町) 496小林与兵衛(香澄町) 497佐藤 政治(横町) 498大久保千代(七日町) 499小松満次郎(七日町) 500鈴木卯右衛門(旅籠町) 501清水喜一郎(小橋町) 502岡崎 代吉(堀田村高湯) 503丸森与五右衛門(赤湯町) 504富沢 三郎(宮内町)			
R 山 形 友 会	◎	505稲田 善吉(旅籠町) 506片山太三郎(旅籠町) 507桜井市三郎(宮町) 508会田 庄八(千歳村)			
	○	509木村 長蔵(材木町) 510佐藤 泰助(蠟燭町) 511佐藤利兵衛(十日町) 512長井 良助(香澄町) 513鳥海徳次郎(横町) 514牧野包次郎(七日町) 515安達 広太(七日町新道) 516佐治 トヨ(旅籠町) 517高橋 栄助(旅籠町) 518秋山彦太郎(六日町) 519大江 甚六(鍛冶町) 520佐藤 孝助(四日町) 521会田勘四郎(宮町) 522新関善四郎(肴町) 523佐々木長右衛門(下条町) 524遠藤 権内(千歳村落合) 525大野 福治(上ノ山町二日町) 526喜早 貞吾(天童町) 527片桐 藤助(天童町久野本)			
	△	528鈴木 貞蔵(八日町) 529林 多七(八日町)			
		530大場 真作(二日町) 531音山欣一郎(三日町) 532青山喜十郎(諏訪町) 533鈴木 守治(諏訪町) 534渡邊仲次郎(諏訪町) 535青山治右衛門(十日町) 536須藤 三郎(香澄町) 537大内 有恒(香澄町木ノ実小路) 538加藤つね子(香澄町木ノ実小路) 539品川今朝之助(香澄町木ノ実小路) 540田中 千代(香澄町鏡口) 541太田大五郎(香澄町小鏡) 542加藤 鶴子(七日町) 543杉山善太郎(七日町) 544富田 秀弥(七日町) 545野々村ちう(七日町) 546福嶋 伊助(七日町) 547山口喜代太郎(七日町) 548平 哲五郎(六日町) 549工藤森之助(小橋町) 550三上 寿松(小橋町) 551高橋鋭之助(薬師町) 552矢田目清吉(鈴川村大野目) 553荒井 清蔵(金沢市)			
S 和 合 貯 金 会	◎	554佐藤久五郎(諏訪町) 555鈴木留五郎(諏訪町) 556有泉 万寿(小姓町) 557庄田 藤吉(香澄町) 558安藤 保助(七日町) 559沢渡吉兵衛(七日町) 560富岡 善助(七日町) 561佐藤 嘉蔵(六日町) 562伊東常治郎(百姓町) 563和田鉄太郎(新築西通) 564五百川作太郎(鍛冶町) 565高島 清一(肴町)			
	○	566篠田 甚吉(香澄町) 567後藤 テフ(横町) 568大沼八右衛門(七日町) 569金森 ひさ(七日町) 570佐藤房次郎(七日町) 571佐藤 豊(七日町) 572野々村栄助(七日町) 573渡辺伝三郎(七日町) 574柴崎 さう(宮町) 575杉山 泰治(宮町)			
	△	576滨江 キク(七日町)			
		577庄司 盛蔵(小姓町) 578佐藤 泰助(材木町) 579黒田忠次郎(桶屋町) 580浦山 福治(香澄町) 581田中貞次郎(香澄町) 582秋葉 善治(七日町) 583飯田栄太郎(七日町) 584柿本 栄(七日町) 585斎野 茂助(七日町) 586柴田 一也(七日町) 587野村 乙矢(七日町) 588松浦松次郎(旅籠町) 589伊藤 忠吉(六日町) 590稲田 善吉(六日町) 591中村松太郎(六日町) 592桜井 仲蔵(宮町) 593長谷 篤(宮町) 594鈴木竹次郎(山形市) 595原田 重助(山形市) 596秋葉 久弥(長崎町) 597鈴木 清助(大谷村)			
T 山 形 有 慶 貯 金 会	◎	598橋本 茂平(香澄町) 599高橋 サト(横町) 600飯野大四郎(旅籠町) 601中村吉太郎(旅籠町) 602四釜与四郎(埋立地)			
	○				
	△				
U 昌 栄 貯 金 会	◎				
	○				
	△				
V 山 形 共 益 会	◎				
	○				
	△				
W 富 共 源 賛 会	◎				
	○				
	△				
X 厚 貯 信 金 会	◎				
	○				
	△				
Y 松 栄 会	◎				
	○				
	△				

<表5> 明治～昭和初期 山形市内無尽講役員一覽 (その1)

	会 場	役 員		
		主 幹 者	審 査 員	員
A	山形共益貯金会 八日町775番地	総代 603 吉田 郁松・604 金沢 源輔 12 川合孫四郎・14 黒田 玄仙 605 庄司 平治・606 星野吉平衛	607 高沢 佐徳・608 奈良村正則・609 宮沢 寿	
B	山形共 費 会 101 野々村政太郎(七日町)	総代人 127 三浦 和平(旅籠町)・107 山田庄五郎(七日町)・12 川合孫四郎(八日町)	12 川合孫四郎(八日町)	
C	同 志 講 56 中山 直助(蠟燭町)	発起人 610 国井 庫 世話人 611 鹿野 定助・13 草刈孫治郎 世話人・証書預り人 82 草刈 源助・36 福嶋治兵衛	担当検査人 76 五十嵐太右衛門・12 川合孫四郎	
D	出 世 貯 金 会 不 明	発 起 人 33 高橋 佐助 証書預り主 36 福嶋治兵衛・107 山田庄五郎 幹 事 82 草刈 源助・209 牧野徳太郎 13 草刈孫次郎・38 高橋 兵助	特別担当審査員 197 岩松 吉蔵・37 遠藤 周助・198 大場隣太郎	
E	山 形 恒 産 会 旅籠町330番地	幹 事 165 新関 善八・155 渡邊吉太郎 133 稲田善兵衛・12 川合孫四郎	36 福嶋治兵衛・233 仁藤 重広・28 伊東清兵衛・ 80 大沼 保吉	
F	山 形 有 慶 会 101 野々村政太郎	証券名宛人 133 稲田善兵衛・36 福嶋治兵衛・155 渡邊吉太郎 幹 事 131 渡邊弥太郎・12 川合孫四郎・67 渡邊安兵衛・150 山岸富五郎・149 平吹 祐作 22 豊田伝右衛門・122 中村 茂助・141 渡邊伝三郎	36 福嶋治兵衛・233 仁藤 重広・28 伊東清兵衛・ 80 大沼 保吉	
G	千 歳 会 94 沢渡 吉蔵(千歳館)	証券名宛人 165 新関 善八・35 福嶋 治助・12 川合孫四郎 幹 事 80 大沼 保吉・38 高橋 兵助・260 松沢 太造・32 佐藤久太郎・105 湖 幸吉	36 福嶋治兵衛・233 仁藤 重広・28 伊東清兵衛・ 80 大沼 保吉	
H	山 形 共 愛 会 56 中山 直助(蠟燭町)	165 新関 善八(肴 町)・35 福嶋 治助(三日町) 10 尾原 機助(八日町)	12 川合孫四郎(八日町)・38 高橋 兵介(小荷駄町) 53 叶内長兵衛(蠟燭町)・32 佐藤久太郎(三日町) 136 佐藤 勲助(六日町)	
I	有 慶 会 香澄町木ノ実小路201番地	133 稲田善兵衛(六日町)・35 福嶋 治助(三日町) 150 山岸富五郎(鍛冶町)・	131 渡邊弥太郎(旅籠町)・155 渡邊吉太郎(四日町) 12 川合孫四郎(八日町)・149 平吹 祐作(鍛冶町) 22 豊田伝右衛門(八日町)・293 中村 茂助(六日町) 141 渡邊伝三郎(六日町)	
J	衆 益 会 56 中山 直助(蠟燭町)	35 福嶋 治助(三日町)・12 川合孫四郎(八日町) 38 高橋 兵助(小荷駄町)	307 伊藤 新六(二日町)・14 黒田 玄仙(八日町) 32 佐藤久太郎(三日町)	
K	共 立 会 107 山田庄五郎(七日町)	127 三浦 和平(旅籠町)・165 新関 善八(肴 町) 150 山岸富五郎(鍛冶町)	12 川合孫四郎(八日町)・16 笹原 亀太(八日町) 24 伊藤 彦六(二日町)	
L	大 正 貯 金 会 56 中山 直助(蠟燭町)	35 福嶋 治助(三日町)・12 川合孫四郎(八日町) 24 伊藤 彦六(二日町)	32 佐藤久太郎(三日町)・38 高橋 兵介(小荷駄町)	

	会場	役			員
		主	幹	者	
M 勲業貯金会	361 柴田 伝七(旅籠町)	150 山岸富五郎(鍛冶町)・35 福嶋 治助(三日町) 133 稲田善兵衛(六日町)・117 高橋倫之助(旅籠町) 130 渡邊正三郎(旅籠町)・370 高島清五郎(肴町) 122 中村 茂助(旅籠町)	35 福嶋 治助(三日町)・150 山岸富五郎(鍛冶町)	365 稲田善三郎(六日町)・141 渡邊伝三郎(六日町) 136 佐藤 勤助(六日町)・16 笹原 亀太(八日町)	
N 大正会	小姓町26・27番地 <49 中村常蔵>	35 福嶋 治助(三日町)・10 尾原 儀助(八日町) 28 伊東清兵衛(三日町)	383 浜村伊惣治(横町)・38 高橋 兵介(小荷駄町) 80 大沼 保吉(七日町)・105 湖 幸吉(七日町)		
O 同仁会	56 中村 直助(鍛冶町)	35 福嶋 治助(三日町)・80 大沼 保吉(七日町) 12 川合孫四郎(八日町)	38 高橋 兵助(小荷駄町)・32 佐藤久太郎(三日町) 166 五十嵐七兵衛(下条町)		
P 小槌会	旅籠町533番地	35 福嶋 治助(三日町)・80 大沼 保吉(七日町) 12 川合孫四郎(八日町)	32 佐藤久太郎(三日町)・122 中村 茂助(旅籠町) 136 佐藤 勤助(六日町)		
Q 共愛会	56 中村 直助(鍛冶町)	34 長谷川吉三郎(三日町)・28 伊藤清兵衛(三日町) 12 川合孫四郎(八日町)	35 福嶋 治助(三日町)・136 佐藤 勤助(六日町) 122 中村 茂助(旅籠町)・80 大沼 保吉(七日町) 32 佐藤久太郎(三日町)・38 高橋 兵介(小荷駄町)		
R 山形益友会	78 伊勢善太郎(七日町)	80 大沼 保吉(七日町)・97 高橋小四郎(七日町) 133 稲田善兵衛(六日町)	12 川合孫四郎(八日町)・96 荘司為次郎(七日町) 28 伊東清兵衛(三日町)・127 三浦 和平(旅籠町) 155 渡邊吉太郎(四日町)		
S 和合貯金会	474 成願寺(諏訪町)	38 高橋 兵介(小荷駄町)・137 斯波平三郎(六日町) 41 鈴木 貞助(諏訪町)	幹事 73 斯波 秋助(横町)・42 山本 鶴雄(諏訪町) 464 清水浅五郎(五日町)・40 佐藤善次郎(諏訪町)		
T 山形有慶貯金会	545 野々村ちう(七日町)	133 稲田善兵衛(六日町)・12 川合孫四郎(八日町) 150 山岸富五郎(鍛冶町)・80 大沼 保吉(七日町) 117 高橋倫之助(旅籠町)	16 笹原 亀太(八日町)・141 渡邊伝三郎(六日町) 122 中村 茂助(旅籠町)・35 福嶋 治助(三日町) 149 平吹 祐作(鍛冶町)		
U 昌栄貯金会	52 中山 直助(材木町)	35 福嶋 治助(三日町)・51 佐藤利兵衛(十日町) 80 大沼 保吉(七日町)・145 藤井 伝六(小橋町)	14 黒田 玄仙(八日町)・38 高橋 兵介(小荷駄町) 139 藤井 武介(六日町)・54 叶内 龍蔵(鍛冶町)		
V 山形共益会	山形商業会議所(旅籠町)	59 伊藤彦太郎(十日町)・96 荘司為次郎(七日町)	133 稲田善兵衛(六日町)・537 大内 有恒 (香澄町木ノ実小路)		
W 富源共賛会	82 草刈 源助(七日町)	117 高橋倫之助(旅籠町)・80 大沼 保吉(七日町) 53 叶内良兵衛(明石町)・76 五十嵐太右衛門(七日町) 28 伊東清兵衛(三日町)	24 伊藤 彦六(二日町)・141 渡邊伝三郎(六日町) 97 高橋小四郎(七日町)・145 藤井 伝六(小橋町)		
X 厚信貯金会	545 野々村ちう(七日町)	80 大沼 保吉(七日町)・117 高橋倫之助(旅籠町) 97 高橋小四郎(七日町)	156 桜井 省三(宮町)・145 藤井 伝六(小橋町)		
Y 松栄会	576 洪江 キク(七日町)	14 黒田 玄仙(八日町)・592 桜井 仲蔵(宮町)	590 稲田 善吉(六日町)・588 松浦松次郎(旅籠町) 82 草刈 源助(七日町)・591 中村松太郎(六日町)		

<注> 1. 山形県立博物館所蔵 福島治助家文書より作成。 2. 氏名の後の()内は住所。

<表6> 明治～昭和初期 山形市内無尽講の主な役員

○：主幹者 ●：証書預り人・証書預り主・証券名宛人 ●：総代・総代人 ▼：世話人 △：幹事
□：審査員 ◇：担当検査人・特別担当審査員 ☆：会場 氏名の後の()内は住所

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	
	共	山	同	出	山	山	山	山	有	衆	共	大	勤	大	同	小	共	山	和	有	U	山	富	山	松	
	益	形	志	世	形	形	千	形	慶	立	立	正	業	正	仁	植	愛	形	合	慶	昌	山	源	山	厚	
	貯	共	講	貯	恒	有	歳	共	慶	益	共	貯	貯	貯	仁	植	愛	益	合	貯	栄	共	富	山	信	
	金	益	會	金	産	慶	會	愛	會	會	會	金	金	金	會	會	會	友	貯	貯	貯	益	源	形	信	
	会	會		會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會
10 尾原儀助(八日町)																										
12 川合孫四郎(八日町)	●	●																								
13 草刈孫治郎(八日町)			◇	△																						
14 黒田玄仙(八日町)	●																									
16 笹原亀太(八日町)																										
22 豊田伝右衛門(八日町)																										
24 伊藤彦六(二日町)																										
28 伊東清兵衛(三日町)																										
32 佐藤久太郎(三日町)																										
35 福島治助(三日町)																										
36 福島治兵衛(三日町)																										
38 高橋兵助(小荷駄町)																										
52 中山直助(材木町)																										
53 叶内長兵衛(蠟燭町)																										
56 中山直助(蠟燭町)																										
76 五十嵐太右衛門(七日町)																										
80 大沼保吉(七日町)																										
82 草刈源助(七日町)																										
97 高橋小四郎(七日町)																										
545 野々村ちう(七日町)																										
101 野々村政太郎(七日町)																										
105 湖幸吉(七日町)																										
107 山田庄五郎(七日町)																										
117 高橋倫之助(旅籠町)																										
122 中村茂助(旅籠町)																										
127 三浦和平(旅籠町)																										
131 渡邊弥太郎(旅籠町)																										
133 稲田善兵衛(六日町)																										
136 佐藤勘助(六日町)																										
293 中村茂助(六日町)																										
141 渡邊伝三郎(六日町)																										
145 藤井伝六(小橋町)																										
149 平吹祐作(鍛冶町)																										
150 山岸富五郎(鍛冶町)																										
155 渡邊吉太郎(四日町)																										
165 新関善八(肴町)																										

<注> 1. 山形県立博物館所蔵 福島治助家文書より作成。原則として2会以上の役員を務めた者を選んだ。
2. A共益貯金会・T有慶貯金会の正式名称は、それぞれ山形共益貯金会・山形有慶貯金会。
3. 会員名・会員住所は設立当初の会員名簿による。ただし、A山形共益貯金会・C同志講・D出世貯金会・E山形恒産会・F山形有慶会・G千歳会の役員名簿・会員名簿には住所の記載がなく、他の会の名簿により判断した。一部他の資料によったものもある。
4. 会場のうち、住所等のみで氏名不明の分は割愛。

4 規 約

領収証の欄に続いて規約がある。当然のことながら規約の内容は会によって異なり、時期によっても変化があるが、紙数の関係もありG千歳会とU昌栄貯金会の2つの会の規約を紹介する(〈資

料1〉・〈資料2〉)。

いずれの会の規約も名称・定例会会場・目的・会期・掛け金額・引取人決定方法などを定めた条文と借用証の雛型などからなり、最後に役員氏名が記載され、押印がある例もある。規約により各会の概要をまとめたのが〈表2〉である。

(1) 結成の目的

無尽講の結成にあたっては、〈資料3〉のように規約書・役員名簿・会員名簿を添え、事前に警察署に申請し、許可を受ける必要があった。ただし、このZ衆益貯金会は結成にいたらなかったようである。

A山形共益貯金会とD出世貯金会の規約には会の目的に関する規定はないが、他の会ではいずれも第1条または第2条で目的を規定している。B山形共賛会は「各自業務ノ拡張ヲ基因シ之ヲ組織ス」、C同志講は「蓄財ノ目的ヲ以テ尋常無尽ヲ組織シ」と規定し、それぞれ会員の業務拡張と蓄財を目的としている。E山形恒産会は「会員中資金の必要ヲ生シタル会員アルトキハ・・・貸附金ヲ為スヲ目的トス」とあって会員相互の資金融通を目的としており、F山形有慶会・G千歳会もほぼ同じ条文である。H山形共愛会は「会員相互資金ノ融通ヲ計ルヲ以テ目的トス」とあって資金融通と明記しており、以後I有慶会からY松栄会まで、ほぼ同一の条文となっている。

(2) 定例会と掛け金

各会の会期は〈表2〉のとおりである。ただし、F山形有慶会は途中で打ち切りI有慶会が引き継ぐ形となっている。I有慶会の規約では何ら言及していないが、〈表3〉・〈表4〉のとおり両会は会員の大半が同じメンバーであり、また両会の掛け金が同額の50円で、F山形有慶会の領収証の欄によると掛け金の納入は21回目の大正4年11月までで終わって次回の欄に「新通帳相渡」とあり、I有慶会の初回、大正4年12月の掛け金が21回分の1,050円となっているからである。

いずれの会も定期的に会合をもって掛け金を拠出し、引き取り者を決定する。定例会は1年に3～6回、一定の会場で開催されることになってお

り、〈資料1〉・〈資料2〉のとおり、規約に開催月日と会場が明文化され、時間まで規定されている会も多い。

各会の定例会は〈表2〉のとおり大部分が年4回開催で、会期中の全会合回数は原則として会の株数と同数となる。会合毎に1株分の引き取り者を決定するからである。株数より会合回数が少ない会は、初回時に不足回数分の掛け金を上乗せして拠出し発足している。H山形共愛会が1回50円を25回分1,250円、J衆益会が1回25円を19回分475円のごときである。

各会の会場は〈表5〉のとおりである。56中山直助(蠟燭町)が6つの会で最も多く、101野々村政太郎(七日町)・545野々村ちう(同)がそれぞれ2つの会で続いている。56中村直助と52中村直助(材木町)は同一人で料亭嘯月であり、両野々村は料亭の、村、94沢渡吉蔵は料亭千歳館、361柴田伝七は旅館である。

〈資料1〉第三条や〈資料2〉第四条に見えるように、引き取りの入札に付される金額を含め、1回当たりの総集金額の処分内訳が規定されている。〈資料1〉に「宴会費」、〈資料2〉に「会員賄料」とあるとおり、定例会は会食をともなう会合で、料亭等が会場となったのであろう。なお、I有慶会の会場「香澄町木ノ実小路 201番地」は292野々村政太郎(香澄町)宅とみられ、101と292は同一人物とみられる。

各会の1回あたりの掛け金は〈表2〉のとおりで、定例会が拠出期限となっており、C同志会では「掛金(抽籤会)当日持参ノ事」と明記している。

(3) 引取人決定と借用証提出

定例会は講金の引き取り者、すなわち融資を受ける会員を決定する場としても重要であった。決定方法は〈表2〉のとおりで、抽選から入札に変

わっている。

B山形共賛会は「本会ハ毎回抽籤法ヲ以テ金員引取人ヲ定ム」とあって抽選法と規定しており、G千歳会は<資料1>第二条のとおり「利息ノ歩合最高ナルモノニ貸附金ヲ為ス」とあって入札制を規定し、E山形恒産会・F山形有慶会も同条文である。H山形共愛会は「引取ノ方法ハ毎回入札ヲ為サシメ」と入札の文言を入れ、条件は「総集金高ノ拾分ノ七下ラサル限度ニ於テ手取金最低ナルモノヲ以テ其ノ次回ノ引取人ト定メ」と規定し、しかも次回の引き取り者を決定するとしている。I有慶会からY松栄会までもほぼ同じ条文である。

ただ、<資料2>第五条にみられるように初回分の引き取り人が事前に決定され規約に記載されている場合も多く、H山形共愛会25株・J衆益会19株・K共立会16株・O同仁会14株など14会にもこのほら。

なお、引取者が引き取る金額は、U昌栄貯金会に例をとると、<資料2>第四条および第五条から、総集金高6,000円のうち、4,200円から5,800円までの間の金額となる。

<資料4>は福島家がP小槌会から大正10年3月に引き取った際に提出した借用証書である。債務額は実際に引き取った金額ではなく、次回以降最終回までの掛け金の総額となっている。なお、引取金の返済、すなわち、引き取り後の掛け金の納入はかなり厳しい条件が付いていることがうかがわれる。

<資料2>第十条に「引取人ハ必ス役員ノ認諾ヲ得タル担保物件ヲ提供シ、別紙借用証書ヲ提出シ引取ヲ為スヘキモノトス」とあるとおり、引き取りにあたっては担保を設定し、借用証書を提出する必要があった。<資料1>第五条の「抵当トシテ差入ルベキ物件ハ有価証券並ニ不動産」や、C同志講の「抵当物件ハ引取後ノ掛金高ニ対シ少

クモ価格二割増ノ見込ヲ以テ差入レ」ること、D出世貯金会の「本会ノ定ムル抵当物件種類及価格ノ標準ハ左ノ如シ 一田畑宅地建家 時価ノ八掛 一諸公債証券株券其他確實ナル負債証券 九掛」などのように、担保の内容や最低価額、評価基準などについての規定を持つ会もある。

(4) 割戻金と奨励金

通帳の領収証の欄をみると、掛金の欄のすぐ下にG千歳会では「割戻金・祝儀金」、U昌栄貯金会では「割戻金・奨励金」の欄があり、それぞれ金額が記載されている。「割戻金」は各回ごとに金額が変わり、「祝儀金」・「奨励金」は定額となっている。

規約を見ると、<資料2>第七条に「奨励金ハ開会時限迄ニ掛金ヲ為シタル会員ニ限り毎回壹株ニ付キ金貳圓ツ、之ヲ配当スルモノトス」とあって、期限内に掛け金を納入した会員に定額を配当するのが奨励金であり、第六条に「前入札残余金ハ其ノ都度未引取人ニ平等ニ分配スルモノトス」とあるのが割戻金で、配当残余金の額や未引き取り人の数により金額が異なることになる。G千歳会の祝儀金は<資料1>第三条に見えるように規約上では奨励金となっている。

ちなみにG千歳会（掛け金50円）の大正2年5月の割戻金は19円、祝儀金は1円であり、U昌栄貯金会（掛け金150円）の大正13年8月の割戻金は47円、奨励金は2円である。このように、掛け金を期限内に納入すればその30～40%とかなり高率で返金されることになっているのである。

一方、<資料2>第八条に「掛金払込ヲ怠リタル会員ハ奨励金配当権ヲ失フノ外延滞期間中金壹百圓ニ付壹日金四銭ノ割ニテ其ノ回ノ引取人ニ対シ利子ヲ支払フヘキモノトス」とあって、掛け金を期限内に提出しない場合は奨励金の配当を受ける権利を失い、さらに延滞金を支払う義務が生ず

わっている。

B山形共賛会は「本会ハ毎回抽籤法ヲ以テ金員引取人ヲ定ム」とあって抽選法と規定しており、G千歳会は<資料1>第二条のとおり「利息ノ歩合最高ナルモノニ貸附金ヲ為ス」とあって入札制を規定し、E山形恒産会・F山形有慶会も同条文である。H山形共愛会は「引取ノ方法ハ毎回入札ヲ為サシメ」と入札の文言を入れ、条件は「総集金高ノ拾分ノ七ヲ下ラサル限度ニ於テ手取金最低ナルモノヲ以テ其ノ次回ノ引取人ト定メ」と規定し、しかも次回の引き取り者を決定するとしている。I有慶会からY松栄会までもほぼ同じ条文である。

ただ、<資料2>第五条にみられるように初回分の引き取り人が事前に決定され規約に記載されている場合も多く、H山形共愛会25株・J衆益会19株・K共立会16株・O同仁会14株など14会にもよる。

なお、引取者が引き取る金額は、U昌栄貯金会に例をとると、<資料2>第四条および第五条から、総集金高6,000円のうち、4,200円から5,800円までの間の金額となる。

<資料4>は福島家がP小槌会から大正10年3月に引き取った際に提出した借用証書である。債務額は実際に引き取った金額ではなく、次回以降最終回までの掛け金の総額となっている。なお、引取金の返済、すなわち、引き取り後の掛け金の納入はかなり厳しい条件が付いていることがうかがわれる。

<資料2>第十条に「引取人ハ必ス役員ノ認諾ヲ得タル担保物件ヲ提供シ、別紙借用証書ヲ提出シ引取ヲ為スヘキモノトス」とあるとおり、引き取りにあたっては担保を設定し、借用証書を提出する必要があった。<資料1>第五条の「抵当トシテ差入ルベキ物件ハ有価証券並ニ不動産」や、C同志講の「抵当物件ハ引取後ノ掛金高二対シ少

クモ価格ニ割増ノ見込ヲ以テ差入レ」ること、D出世貯金会の「本会ノ定ムル抵当物件種類及価格ノ標準ハ左ノ如シ 一田畑宅地建家 時価ノ八掛 一諸公債證書株券其他確實ナル負債證券 九掛」などのように、担保の内容や最低価額、評価基準などについての規定を持つ会もある。

(4) 割戻金と奨励金

通帳の領収証の欄をみると、掛金の欄のすぐ下にG千歳会では「割戻金・祝儀金」、U昌栄貯金会では「割戻金・奨励金」の欄があり、それぞれ金額が記載されている。「割戻金」は各回ごとに金額が変わり、「祝儀金」・「奨励金」は定額となっている。

規約を見ると、<資料2>第七条に「奨励金ハ開会時限迄ニ掛金ヲ為シタル会員ニ限り毎回壹株ニ付キ金貳圓ツ、之ヲ配当スルモノトス」とあって、期限内に掛け金を納入した会員に定額を配当するのが奨励金であり、第六条に「前入札残余金ハ其ノ都度未引取人ニ平等ニ分配スルモノトス」とあるのが割戻金で、配当残余金の額や未引き取り人の数により金額が異なることになる。G千歳会の祝儀金は<資料1>第三条に見えるように規約上では奨励金となっている。

ちなみにG千歳会（掛け金50円）の大正2年5月の割戻金は19円、祝儀金は1円であり、U昌栄貯金会（掛け金150円）の大正13年8月の割戻金は47円、奨励金は2円である。このように、掛け金を期限内に納入すればその30～40%とかなり高率で返金されることになっているのである。

一方、<資料2>第八条に「掛金払込ヲ怠リタル会員ハ奨励金配当権ヲ失フノ外延滞期間中金壹百圓ニ付壹日金四銭ノ割ニテ其ノ回ノ引取人ニ対シ利子ヲ支払フヘキモノトス」とあって、掛け金を期限内に拠出しない場合は奨励金の配当を受ける権利を失い、さらに延滞金を支払う義務が生ず

ることになっている。なお、引き取り後は掛け金全額が返済に充てられて奨励金・割戻金ともに受け取ることができず、通帳の領収証の奨励金・割戻金の欄には、金額の記入に代わって「貸附金之内受取」(G千歳会)・「貸金之内受取」(U昌永貯金会)などの印が押されている。

(5) 役員

＜資料1＞第六条に「本会ハ会員一同ノ合意ヲ以テ左ノ役員ヲ置ク 証券名宛人三名 幹事五名」とあり、＜資料2＞第十四条に「本会ハ会員ノ互選ニ依リ主幹者四名審査員四名の役員ヲ置ク」とあって、各会ともに数名の役員を置くこととその選任方法が規定されている。役員の内容および人数は＜表5＞のとおりで、名称はH山形共愛会以後、ほぼ主幹者と審査員に定まってくる。

各役員の任務および権限についての規定は次のとおりである。＜資料1＞第七条に「幹事ハ本会ヲ代表シ会務一切ヲ処理シ」とあり、第八条に「現金ノ出納ハ幹事之レヲ扱ヒ」とあって、G千歳会の幹事の任務と権限が分かるが、証券名宛人についての規定はない。E山形恒産会・F山形有慶会の幹事についての規定もG千歳会とほぼ同じであるが、E山形恒産会の審査員(規約には評議員とあるが、役員名簿では審査員とある)およびF山形有慶会の証券名宛人については規定がない。

＜資料2＞第十四条に「主幹者ハ会務全体ヲ処理シ且ツ證書ノ名宛人ト成リ裁判上及裁判外ニ於テ会員全部又ハ一部ヲ代表ス 審査員ハ主幹者ノ会務処理ヲ監査シ特ニ引取人ノ提供スル担保物件ヲ審査決定ヲ為シ現金預ケ入レノ銀行ノ選定ヲナス」とあって、U昌栄貯金会の役員の内容と権限が分かる。S和合貯金会の審査員が幹事となっているのみで、H山形共愛会からY松栄会までは同文の条文となっている。

その他の会の役員の内容と権限に関する規定を

みると、A山形共益貯金会の総代・審査員はH山形共愛会以下の主幹者・審査員とはほぼ同様であり、B山形共賛会では「総代人ハ会務ノ一般ヲ処理スルモノトス」、「証券預り人ハ引取人ヨリ差出シタル証券ヲ保管スルモノトス」とある。しかし、C同志講およびD出世貯金会では役員設置の規定はあるが、任務・権限に関する規定はない。

(6) 退会と解散

＜資料2＞第十一条に「未引取人引続キ二回以上掛金ヲ為サ、ルトキハ退会者ト決定シ中途加入者ヲ得テ之レヲ継続セシムヘシ」とあって、2回以上連続して掛け金を納入しない場合は退会とみなし、中途加入者を募ることとしている。そして「退会者ノ払込済ミノ掛金ハ前利子及ヒ諸費用ヲ引去リタル残額ノ十分ノ六ヲ返還スベシ」と払込み済みの掛け金の返還額について規定している。

また、第十二条に「本会任意ノ解散及ヒ規定ノ変更ハ未引取人全部ノ同意アルニアラサレハ之レヲ為スコトヲ得ス」と、任意の解散および規定の変更については、未引き取り者の利益を守るために厳しい規定となっており、一方、認可取り消しの際についても引き取り者の債務返還条件を厳しく規定している。

5 会員と役員

会員名簿のないA山形共益貯金会およびC同志講を除く23の会の、結成当初からの加盟者は＜表3＞・＜表4＞のとおりである。35福島治助(三日町)と36福島治兵衛(同)・468福嶋ヨシ(同)、56中山直助(蠟燭町)と52中山直助(材木町)・477中山ヨノ(蠟燭町)、101野々村政太郎(七日町)と292野々村政太郎(香澄町)・545野々村ちう(七日町)・493野々村栄助(小姓町)・572野々村栄助(七日町)、122中村茂助(旅籠町)と293中村茂助(六日町)、352三沢源次郎(金井

＜表7＞ 明治～昭和初期 山形市内無尽講 福島治助家の無尽講加入状況 (結成当初から加盟している会ののみ)

	明						治						大						昭和						役員			
	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	2	3	4	5	6	7	8	9	2	3	4	5	6		7	8	9
B 山形共賛会	＝	＝																										
C 同志講	＝	＝																										○
D 出世貯金会	＝	＝																										○
E 山形恒産会																												□
F 山形有慶会																												○
G 千歳会																												○
H 山形共愛会																												○
I 有慶会																												○
J 衆益会																												○
K 共立会																												
L 大正貯金会																												○
M 勸業貯金会																												○
N 大正会																												○
O 同仁会																												○
P 小槌会																												○
Q 共愛会																												□
S 和合貯金会																												
T 山形有慶貯金会																												□
U 昌栄貯金会																												○
V 山形共益会																												
W 富源共賛会																												
X 厚信貯金会																												
Y 松栄会																												

＜注＞ 1. 山形県立博物館所蔵 福島治助家文書より作成。 2. A山形共益貯金会・R山形益友会には途中から加盟。
 3. 役員欄は福島家が務めた役員で、○：主幹者、◎：証券預り人・証券預り主・証券名宛人（C同志講では世話人・証券預り人）、□：筆番員。
 4. ○、◎、□で示したのは会期。うち、＝は未引き取り期間、■は引き取り後の返済期間、----- は解散または解散とみられる期間。ただし、B山形共賛会・C同志講は引き取り年月が不明で、全期間＝で表示。

村陣場)と389三沢源次郎(同江俣)などなど、同一人物または同一家族とみられるものもあるものの、会員総数は約600人の上っている。

会員名簿に住所が記載されていない会があるのが残念であるが、全体的に八日町・三日町など山形市南部に会員が多く、十日町や横町などが比較的少ない。三日町の福島家が関係した無尽だからかもしれない。会により会員の住所に偏りもみられるようである。山形市以外の会員も多く、判明するだけでも47人を数える。うち、今日の山形市域が22人、天童市6人、上山市・山辺町各4人、寒河江市3人、南陽市2人、東根市・米沢市・中山町・河北町・朝日町各1人で、V山形共益会の553荒井清蔵は遠く金沢市である。

持ち株数を見ると大部分が1株で、半株がこれにつぐ。2株以上はごく稀で、3株はB山形共賛会の101野々村政太郎(七日町)とO同仁会の172鈴木仁吉(金井村江俣)の2人のみである。

複数会の加入者が175人で全体の30%弱と比較的少なく、それだけ無尽の加入者の広がりがあるともいえよう。一方、かなり多数の会に加入している者も目につく。23会中22会に加入している福島家(三日町)は別格としても、12川合孫四郎(八日町)・80大沼保吉(七日町)の14会、32佐藤久太郎(三日町)の11会、38高橋兵助(小荷駄町)の10会などが特に目につく。

会員名簿には職業が記載されておらず、会員の職業はあきらかでない。わずかにM勸業貯金会の役員名簿にのみ職業が記載されており、それによると16笹原亀太(八日町)が金貸業、35福島治助(三日町)が農業、117高橋倫之助(旅籠町)が代弁業、122中村茂助(旅籠町)が雑貨商、130渡邊正三郎(旅籠町)が薬種業、133稲田善兵衛(六日町)が呉服卸商、136佐藤勘助(六日町)が金物商、141渡邊伝三郎(六日町)が綿商、365稲田善三郎(六日町)が呉服商、150山岸富五郎

(鍛冶町)が金貸業、370高島清五郎(肴町)が米穀商となっている。

その他、主なものをあげると10尾原儀助(八日町)・12川合孫四郎(同)・80大沼保吉(七日町)・121豊田仁兵衛(旅籠町)が酒造業、14黒田玄仙(八日町)・22豊田伝右衛門(同)が薬種商、28伊東清兵衛(三日町)が醸造業、34長谷川吉三郎(三日町)が商業、53叶内長兵衛(蠟燭町)が雑貨卸商、76五十嵐太右衛門(七日町)が書籍・文具商、103松倉政治(七日町)が菓子商、153三浦権四郎(四日町)が呉服・太物商、155渡邊吉太郎(四日町)が金融業などである(注2)。34長谷川吉三郎や153三浦権四郎・155渡邊吉太郎らは市内有数の大地主でもある(注3)。

25の会の役員は<表5>のとおりで、その中から主な役員を表にしたのが<表6>である。福島家の16会は別格としても、12川合孫四郎(旅籠町)が15会、38高橋兵助(小荷駄町)・80大沼保吉(七日町)が10会と、多数の会の役員を務めている者がいるのが注目される。

6 福島家と無尽講

福島治助家は江戸時代から紅花や綿・砂糖・蠟・古手などを扱う大商人として栄え、明治41年ころに廃業したが(注2)、山形市内有数の大地主であった。明治8年には320俵の立附米があり(注4)、大正14年には57町歩の耕地を持ち(注5)、また、明治18年に11,465円、昭和6年に28,553円の地価金の田地を持っており(注6)、いずれも市内では五指に入っている。ただし、昭和14年には12町歩余で20位前後に下がっている(注4)。

福島家は<表7>のとおり、25会の無尽講のうち23の会に当初から加盟し、そのうち16の会では主幹者や審査員などの役員を務めている。残る2つの会も他の会員を引き継ぐかたちで途中から加盟しており、さらに、家族の名義を使って同じ会

に2株以上加盟しているものもある。

A山形共益貯金会には岡崎留蔵から引き継いで明治28年3月に加盟しており、R山形益友会は、時期は不明であるが85斎藤助右エ門（七日町）から引き継いでいる。また、U昌栄貯金会は38高橋兵介（小荷駄町）から福島喜助へ（大正14年8月）、63村井七蔵（十日町）から福島清助へ（時期不明）と名義が変更されており、当初からの福島治助名義分と合わせて3株分加盟している。Q共愛会では、福島治助名義の通帳のほかには38高橋兵介（小荷駄町）名義の通帳が含まれており、名義変更の記載はないものの福島家が引き継いだのかもしれない。

大正10年（1921）を例にとると、〈表7〉のとおり福島家では10の会に加盟している。1年間の掛け金の合計は額面上1,760円に達し、割戻金や奨励金を差し引いた拠出額は1,577円となっている。同年の県内米相場1石あたり34円89銭（注5）から換算しても、福島家の財力と山形市経済界に果たした役割の大きさをうかがうことができる。

引き取り状況を見ると、福島家では大正4～5年、同10年、同13～14年と、3回にわたって集中的に引き取っているのが注目される。特に大正13年9月にW富源共賛会、同11月にQ共愛会・U昌栄貯金会、14年6月にV山形共益会、同9月にS和合貯金会・T山形有慶貯金会と、13か月間に6つの会で引き取っているのである。

7 おわりに

明治期から昭和初期にかけて、山形市内で結成された25の無尽講の概略を見てきた。福島家に伝えられた同家が関係した会のみであるので、実際は他にも結成された会があるであろう。

一方、山形市内には、すでに明治21年に第八十一国立銀行が設立され（同31年満期解散）、ついで同29年に両羽銀行（昭和40年山形銀行と改称）、

32年に三浦銀行（昭和16年両羽銀行に買収）、33年に山形銀行（昭和6年解散）など6銀行が相次いで設立され、さらに大正3年に山形殖産（昭和26年殖産相互銀行、平成元年殖産銀行）、大正11年に羽陽勸業無尽（昭和16年両羽無尽、26年山形相互銀行、平成元年山形しあわせ銀行）と2つの無尽会社が設立されている（注3）。

無尽講はこれらの銀行や無尽会社と並存していたわけである。25の無尽講の役員や加盟者の多くが銀行や無尽会社の株主であり、頭取などの役員を務め、〈資料1〉第七条・〈資料2〉第十三条に見られるように、無尽講としても銀行を利用している。しかし、無尽講は、発展しつつあった地方都市山形の地主層や商工業者にとって、小規模ではあるが、手軽な、小口の相互金融として大きな役割を果たしたのであろう。

25の会のうち、A山形共益貯金会が株数に制限を設けずに1,500株を標準とし、1回あたりの引取人を複数とするなど、性格が若干異なっているが、他の24の会はほぼ性格が同じで、典型的な、互助的な無尽講とみることができる。資料紹介に止まったが、本稿が山形市、ひいては山形県の近代金融史の研究の一助となれば幸いである。最後に寄贈者福島家に整理の遅延を深謝するとともに、改めて感謝の意を表したい。

（注）1 吉川弘文館「國史大辭典」13

2 山形市立山形商業学校産業調査部「山形商店史」〈昭和14年〉による。

3 「山形市史」下巻・「山形県史」要覧

4 「山形市史」下巻

5 「山形県史」要覧

6 「山形県史」農業編上

（かねやま こうぞう

山形県立博物館副館長兼学芸課長）

山形県大江町の上部中新統本郷層産のオウナガイ化石とその変異

長澤 一雄*・小山田 正幸**

Variation of fossil *Conchocele bisecta* from the Upper Miocene Hongo Formation,
Oe-machi, Yamagata Prefecture, Northeast Japan

Kazuo Nagasawa and Masayuki Oyamada

はじめに

オウナガイ類化石は、従来から変異に富む種であることが知られており、その分類において種々の議論が繰り返され (Makiyama, 1934; Kanno, 1960; 上田・杉山, 1984; 菅野, 1993; 堀越, 1993 など)、研究途上の側面がある。オウナガイ類化石は、国内では漸新世から産出し始め、新第三紀以降からは各地から産出している (上田・杉山, 1984)。山形県においても、中期中新世以降の各層準から産出している。ただし、山形県産の化石については、他地域と同じように、その分類については混乱のまま記録されてきた (長澤・小山田, 1995)。

現生のオウナガイは、日本近海を含めた北太平洋に広く分布しており、生息深度についても多様である (菅野, 1993)。山形県産オウナガイ類化石についても、中部～下部漸深海帯から、中部～外部浅海帯の堆積深度の地層から産出していることから、やはりその生息深度は多様であったと考

えられる (長澤・小山田, 1995)。

1995年から1996年にかけて、山形県大江町の葛沢付近の道路工事に伴って、多数の貝類化石が産出した。このうち、最も多産したのがオウナガイ類化石である。これらは、部分的にかなり密集して産出した。また、形態的に多様であった。そこで今回、産出した多数のオウナガイ類化石について、その分類と変異について検討したので報告する。なお、今回検討した化石は、大部分が小山田によって採集されたものである。

地質概説

1. 地質概説

化石を含む露頭は、大江町葛沢付近の道路拡幅工事に伴う、丘陵の開削工事によって出現した (図1)。化石産地を含めた周辺の丘陵は、山形県の内陸地域と庄内地域を画する、南北へ連なる出羽丘陵の地質の東翼部を構成する。これらは、海成の中部～上部中新統と、これを不整合におおう非海成の鮮新統からなる。山形地学会 (1979) や田宮 (1983) によれば、海成層は下位から中期中新世の本道寺層、水沢層、後期中新世の本郷層に区分される。非海成層は、鮮新世の左沢層である。

*山形県立博物館

**大江町立七軒東小学校

このうち本郷層は、さらに下位から十八才火砕岩部層、橋上砂岩部層、葛沢シルト岩部層、大谷火砕岩部層に区分される。化石を産したのは、葛沢シルト岩部層である。

最近、本郷層について、珪藻化石による年代の再検討がなされている。秋葉(1983)は、橋上砂岩部層について珪藻微化石層序の *Denticulopsis katayamae* 帯と報告しており、約 8 Ma の年代が想定された。しかしこれと異なり、金森ほか(1996)は、本郷層の層序と珪藻年代の再検討によって、下位から橋上砂岩部層が *Thalassiosira yabei* 帯、葛沢シルト岩部層が *Denticulopsis dimorpha* 帯、大谷火砕岩部層が *Denticulopsis katayamae* 帯

に相当すると報告した。それによれば、化石を産出した葛沢シルト岩部層は約 9 Ma である。

露頭は主として細粒砂岩からなり、塊状部分を含んで東方へ 12° 傾斜している。ここから産出した貝類は、オウナガイ類をはじめ、*Lucinoma acutilineatum*, *Clinocardium* sp., *Serripes gloenlandicus*, *Macoma* sp., *Mya cuneiformis*, *Turritella* sp., *Neptunea* sp., *Natica* sp., やウニ類の *Linthia* sp. などである。貝類化石から推定される葛沢シルト岩部層の古水深は、小笠原・増田(1989)によると、水深 200 m 前後の外部浅海帯が想定される。このほか、層理面に垂直に穿たれた生痕化石の *Rosselia* sp. が部分的に密集

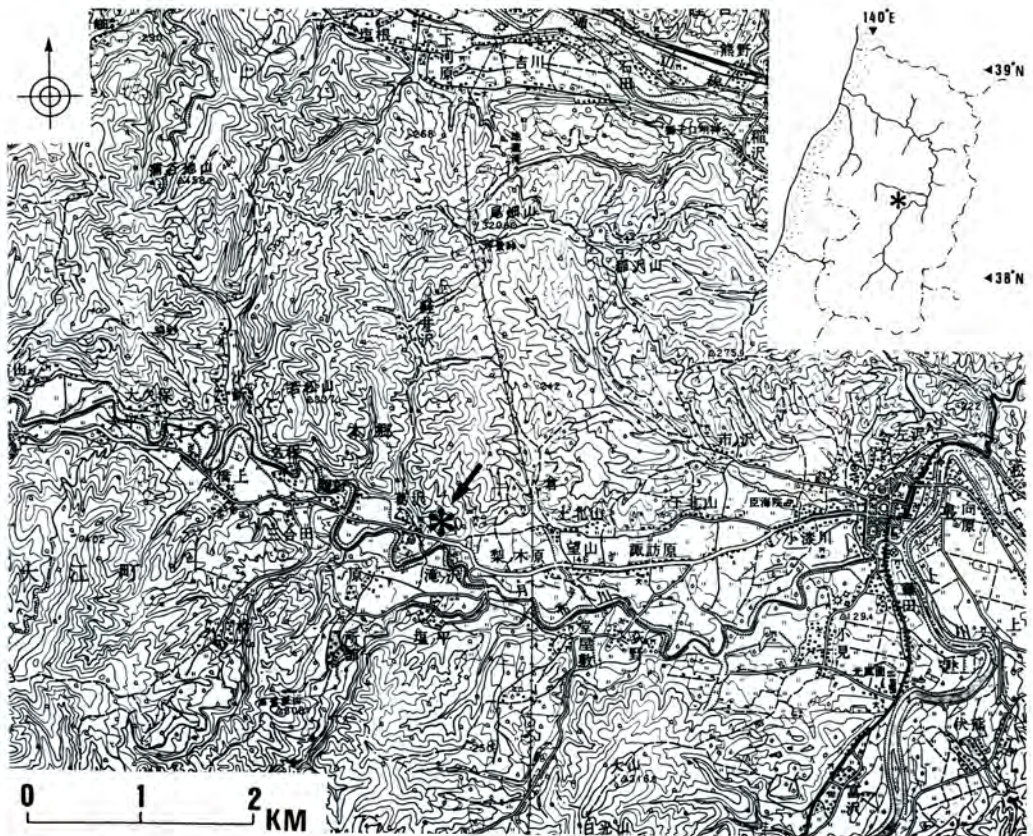


図1 オウナガイ化石の産地(*)

国土地理院発行5万分の1地形図「左沢」を使用した。

してみられる。

2. 化石の産状

オウナガイ類化石は塊状部分から多く産し、そのなかで、散見的に産する層理面に対して垂直姿勢の自生的な産状のものと、かなり高密度に密集する産状のものがある。高密度の産状のものも、一見規則性がなさそうに見えるが、層理面に対して垂直のものが比較的多く、すべて合弁である。これらの産状から考えて、密集部分においても、長距離移動したとは考えられず、本来大きな群集が存在していたものと考えられる。これらの殻は、溶脱しているものと、化石密集部において部分的に石灰質コンクリーション状となってよく保存されているものがある。

化石の密集層準は、厚さ数m程度の層準に沿って、密度を増減しながら延長しているようである。化石の密度は、工事業者から地元の本郷東小学校へ寄贈された約1 m³の含化石岩塊のクリーニングによって、約100個体の化石が割出されたことから、オウナガイ類化石が100個体/m³はあったことになる。なお、この岩塊からは、他の化石として *Lucinoma acutilineatum*, *Clinocardium* sp., *Turritella* sp., *Neptunea* sp. など6～7点が含まれていた。こうした化石密度から推定するならば、工事現場において掘り出された残土中には、数千個体から1万個体も多量のオウナガイ類化石が包含されていたものと推定される。

標本の記載

Phylum Mollusca

Class Bivalvia

Family Thyasiridae Dall, 1901

Genus *Conchocele* Gabb, 1866

Conchocele bisecta (Conrad, 1846)

産地：山形県大江町葛沢

地層：本郷層葛沢シルト岩部層

時代：後期中新世 約9 Ma

産出年：1995年～1996年

保管：山形県立博物館，大江町立七軒東小学校，大江町立本郷東小学校，大江町中央公民館

1. 記載

産出した化石は、大型のものを主として、小型の殻は全く見い出されない。殻の外形は平行四辺形状、正方形状、亜円形状などやや変異に富む。外形において最も多く見られるのが次のような平行四辺形状のものである。すなわち、前縁が短く、直線のかやや凹湾し、前端から直角に近い角度で腹縁にいたり、腹縁がゆるく凸湾し、後端付近からより強く湾曲し、後縁がゆるく凸湾する形態のものである。これと異なり、前縁がより長くなったり、前縁の角度がより大きかったり、腹縁の凸湾が強いものなどがみられ、これらは正方形状・扇形状から亜円形を呈する。殻は全体的に膨らむが、殻の大きさに比してその膨らみの程度は変異に富む。ただし、殻の外形との相関は特に認められない。

殻の外形に変異があるものの、次のような共通した特徴がある。最も大きな特徴は、殻頂から後腹隅にかけて走る著しいひだと、その後方が明瞭な段差をつくる形態である。殻頂は前方に寄り、よくとがる。小月面は幅が広い。楯面の両殻の接合部分には、細長い靱帯の痕跡がある。殻表には細かな成長輪があり、内層を示す化石では、細かな放射脈が認められる。

2. 分類

殻が大型で、前記のような特徴から、明らかにオウナガイ属 *Conchocele* に分類される。このうち、まず平行四辺形状を呈する多くの化石については、菅野(1993) や堀越(1993) の記載したオウ

ナガイ化石の形態に合い、また長澤・小山田(1995)の報告した水沢層産のオウナガイ化石とも一致することから、同種に分類される。

次に、正方形～亜円形状を呈する化石については、以下の理由によって、やはりオウナガイに分類されるべきであり、オウナガイ個体変異の表れと考えられる。1)産状的にみてこれらの化石は、

ほぼ現地性と考えられる化石密集層の狭い層準から、多くの平行四辺形状の個体と混在して産しており、別種の群集を構成していたとは考えにくいこと。2)次の項で検討するように、計測値の変化から見て、殻の外形の変化はほぼ連続的であり、これらの群集を形態上でいくつかに分けることは困難と考えられること。

表1 オウナガイ化石の計測値

No.	殻長(L) (mm)	殻高(H) (mm)	殻幅(W) (mm)	W/L×100 (%)	頂角 (θ)	No.	殻長(L) (mm)	殻高(H) (mm)	殻幅(W) (mm)	W/L×100 (%)	頂角 (θ)
1	61	64	40	66	105°	27	100	111	59	59	100°
2	74	67	40	54	108°	28	100	91	54	54	108°
3	74	61	38	51	104°	29	100	93	58	58	105°
4	75	72	39	52	105°	30	101	93	52	51	108°
5	78	70	41	53	110°	31	101	96	47	47	98°
6	78	66	38	49	112°	32	102	88	56	55	95°
7	81	74	43	53	100°	33	102	86	55	54	108°
8	88	85	48	55	100°	34	103	98	55	53	100°
9	88	79	47	53	111°	35	103	98	54	52	111°
10	90	88	49	54	109°	36	103	82	49	48	105°
11	90	87	54	60	106°	37	104	93	46	44	108°
12	90	92	52	58	98°	38	106	102	49	46	107°
13	91	84	50	55	107°	39	107	96	46	43	108°
14	92	90	46	50	105°	40	107	92	43	40	108°
15	92	83	49	53	108°	41	108	85	54	50	112°
16	92	86	47	51	110°	42	109	104	46	42	101°
17	94	92	51	54	97°	43	110	105	40	36	100°
18	95	80	54	57	105°	44	111	106	52	47	113°
19	95	85	46	48	103°	45	113	99	49	43	113°
20	96	92	53	55	110°	46	117	101	59	50	110°
21	96	91	43	45	102°	47	118	111	53	45	112°
22	97	96	49	50	105°	48	118	92	50	42	112°
23	97	86	53	55	97°	49	118	106	55	47	100°
24	98	97	64	65	101°	50	118	105	55	47	106°
25	98	80	41	42	102°	51	119	93	59	50	110°
26	98	96	61	62	116°	52	126	105	51	40	105°

なお、オウナガイの学名については、波部(1977)の考えに従い、*Conchocele bisecta* (Conrad)を用いることにする。

変異の検討

今回得られたオウナガイ化石のうち、比較的保存がよく、変形も大きくないと考えられる標本についての計測値を示す(表1)。以下に変異について検討する。

まず、殻長(L)と殻高(H)の関係を図2に示す。これをみると、殻長の増加とともに殻高が増加するという、大まかな相関関係が示されるが、その幅は大きなものである。しかも計測値はほぼ連続的なものであり、明らかにそれらを区分できる境界はなさそうである。このことは、殻長と殻

高の関係において、形態上いくつかのグループに区分することは困難であり、オウナガイ自体が大きな種内変異をもつと考えるのが妥当と判断される。

次に殻長(L)と殻幅(W)の関係を図3に示す。これをみると、殻長の増加とともに殻幅は必ずしも増加しておらず、相関関係が不明瞭な幅広い範囲が示される。殻の膨らみの程度を $W/L \times 100\%$ で示し(菅野, 1993)、殻長との関係を図4でみると、むしろ、殻長の増加とともに殻の膨らみが弱くなっている傾向が示される。このように、殻長と殻幅の関係においてもオウナガイの大きな変異が示されるとともに、大型の殻ほど膨らみが弱くなっている。オウナガイのように内生する二枚貝の膨らみは、潜掘する深さが浅いものほ

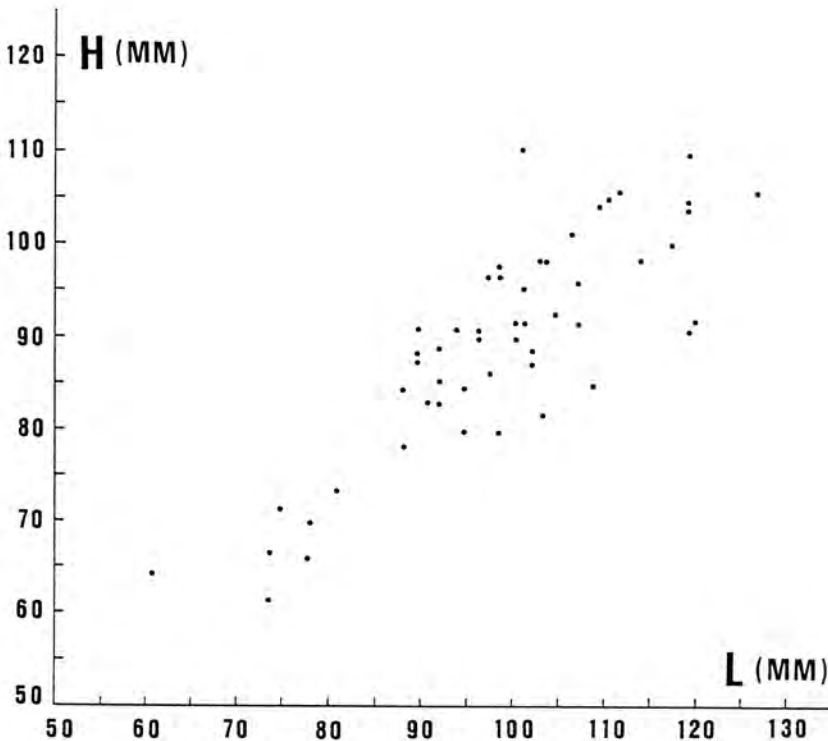


図2 殻長(L)と殻高(H)の関係

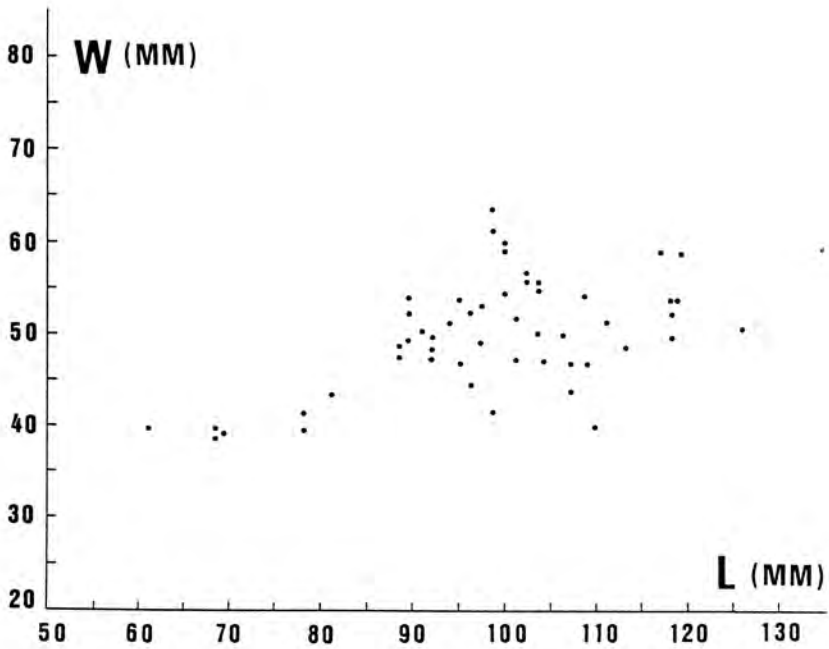


図3 殻長 (L) と殻幅 (W) の関係

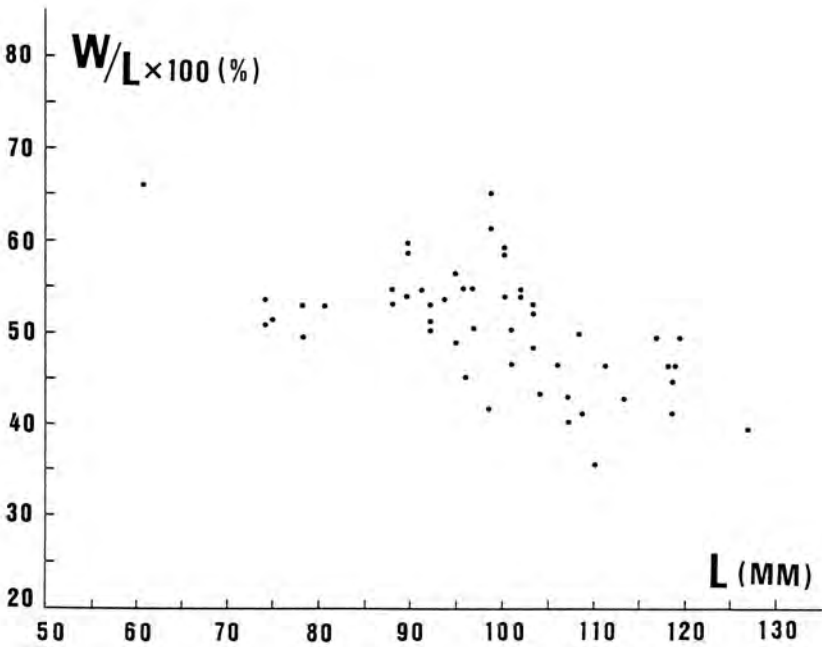


図4 殻長 (L) と殻の膨らみの程度 (W/L x 100%) の関係

ど大きく、深いものほど小さく考えられており(菅野, 1993), 今回の結果は, 大型のものほど深く潜掘することを示している可能性が考えられる。

以上の結果から, 長澤・小山田(1995)における水沢層産オウナガイ化石でも指摘したような, この種の大きな変異が改めて明らかにされた。加えて, 殻の膨らみの傾向についても明らかにされたことになる。オウナガイは, 上田・杉山(1985)が総括したように, 分類学上の諸問題の混乱が今日まで続いているが, 今後オウナガイを扱う場合においては, この変異を考慮しておくことが重要と考えられる。また, オウナガイは熱水・湧水環境周辺で群集を構成する特異な生態をもつと考えられているが(太田, 1993), まだ生態的に研究途上の側面が多い。今後, 変異の大きさの原因についても, こうした生態的特異性との関連なども含めて検討を進めていくべきであろう。

ま と め

- 1) 大江町葛沢の上部中新統から, ほぼ現地性の密集して産出したオウナガイ類化石について, 形態と変異について検討した。
- 2) 殻の形態はやや多様であるが, 計測値においてそれらを区別する境界は明瞭でなく, ほぼ連続的な変化を示すことと, 同一露頭に混在していた産状から, すべてオウナガイ *Conchocele bisecta* (Conrad) に同定される。
- 3) 殻長と殻高の関係においては, 相関が見られるが, 変異の幅が大きい。
- 4) 殻長と殻幅の関係においては, 相関は明瞭でなく, 大きな変異の幅を示す。しかし, 殻長と殻の膨らみの関係においては, 大型のものほど殻の膨らみが弱くなる傾向を示す。
- 5) 今後, この種を検討するにあたっては, 変異の大きさを十分に考慮すべきだろう。

謝 辞: 大江町葛沢の道路工事における化石採集にあたっては, (株)大泉組の方々からご協力いただいた。大江町立本郷東小学校では, オウナガイ化石調査させていただいた。同校所蔵の化石クリーニングに際しては, 本館囑託の大場 總氏, 山形大学大学院の板垣 道氏にご協力いただいた。(株)協栄の金 光男氏からは, 生痕化石についてご教示いただいた。東北大学大学院の松原尚志氏からは, 文献資料をお送りいただいた。本館写真手の鈴木弘二氏からは, 標本の写真撮影をしていただいた。以上の方々に厚くお礼申し上げる。

文 献

- 秋葉文雄, 1983: 珪藻化石。ヤマガタダイカイギウ発掘調査報告書, 65-69, 山形県博。
- 波部忠重, 1977: 日本産軟体動物分類学 二枚貝綱/堀足綱。372 p., 北隆館, 東京。
- 堀越増興, 1993: 池子層化石シロウリガイ並びに随伴化石二枚貝類・腹足類と現生近似種との貝類学的比較。池子シロウリガイ類化石調査最終報告書, 163-215, 横浜防衛施設局。
- 金森 潤・志村智之・丸山俊明, 1996: 山形盆地西縁に分布する本郷層の岩相層序と珪藻年代。日本地質学会第103年学術大会講演要旨, 54。
- Kanno, S., 1960: The Tertiary system of Chichibu Basin, Saitama Prefecture, Central Japan Part II. *Paleontology Jap.Soc.Prom.Sci.* 123-396, 21pls.
- 菅野三郎, 1993: 池子産“シロウリガイ”化石について(第2報)。池子シロウリガイ類化石調査最終報告書, 123-161, 横浜防衛施設局。
- Makiyama, J., 1934: The Asagaian Molluscs of Yotukura and Matchgar. *Mem.Coll.Sci., Kyoto Imp. Univ., serB*, 10, 121-167, 5 pls.
- 長澤一雄・小山田正幸, 1995: 山形県水沢層から産出したオウナガイ化石。山形応用地質, 15,

- 24-31.
- 小笠原憲郎・増田孝一郎, 1989: 東北地方新第三系貝類化石の古水深指標とその適用. 地質学論集, 32, 217-227.
- 太田 秀, 1993: 現生シロウリガイ類その他熱水・湧水性二枚貝の生活型について. 池子シロウリガイ類化石調査最終報告書, 223-243, 横浜防衛施設局.
- 田宮良一, 1983: 山形盆地西南部地域の地質. ヤマガタダイカイギウ発掘調査報告書, 41-54, 山形県博.
- 上田哲郎・杉山政広, 1984: 隠岐・島後のオウナガイ化石について. 島根大学地質学研報, 145-154.
- 山形地学会, 1979: 5万分の1地質図幅「左沢」および同説明書, 18p., 山形県.

図 版 説 明

山形県大江町葛沢: 上部中新統本郷層産オウナガイ化石 *Conchocele biseta* (Conrad)

図 版 I

1, 2: 平行四辺形状の右殻 3 a: 平行四辺形状の右殻 3 b: 同個体の左殻
4 a: 平行四辺形状の右殻 4 b: 同個体の左殻

図 版 II

1 a: 平行四辺形状の右殻 1 b: 同個体の左殻 2 a: 平行四辺形状の右殻 2 b 同個体の左殻
3 a: 平行四辺形状の右殻 3 b: 同個体の左殻 4 a: 正方形形状の右殻
4 b: 同個体の左殻

図 版 III

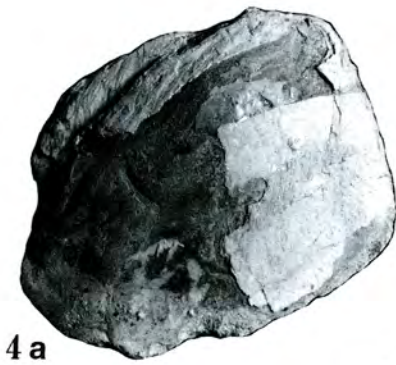
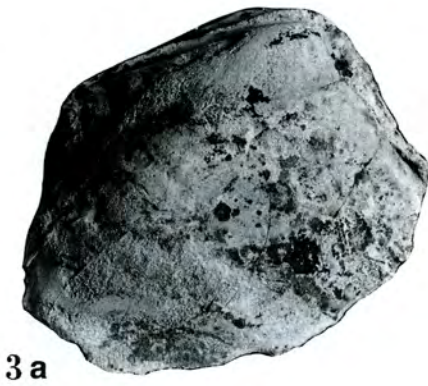
1 a: 正方形形状の右殻 1 b: 同個体の左殻 2 a: 正方形形状の右殻 4 b: 同個体の左殻
3 a: 正方形形状の右殻 3 b: 同個体の左殻

図 版 IV

1 a: 扇形状の右殻 1 b: 同個体の左殻 2 a: 扇形状の右殻 2 b 同個体の左殻
3 a: 垂円形状の右殻 3 b: 同個体の左殻 4 a: 垂円形状の右殻 4 b: 同個体の左殻

(ただし, これらの平行四辺形状, 正方形形状, 扇形状, 垂円形状などの名称は, 定義づけての呼称ではなく, 便宜的に用いたものである.)

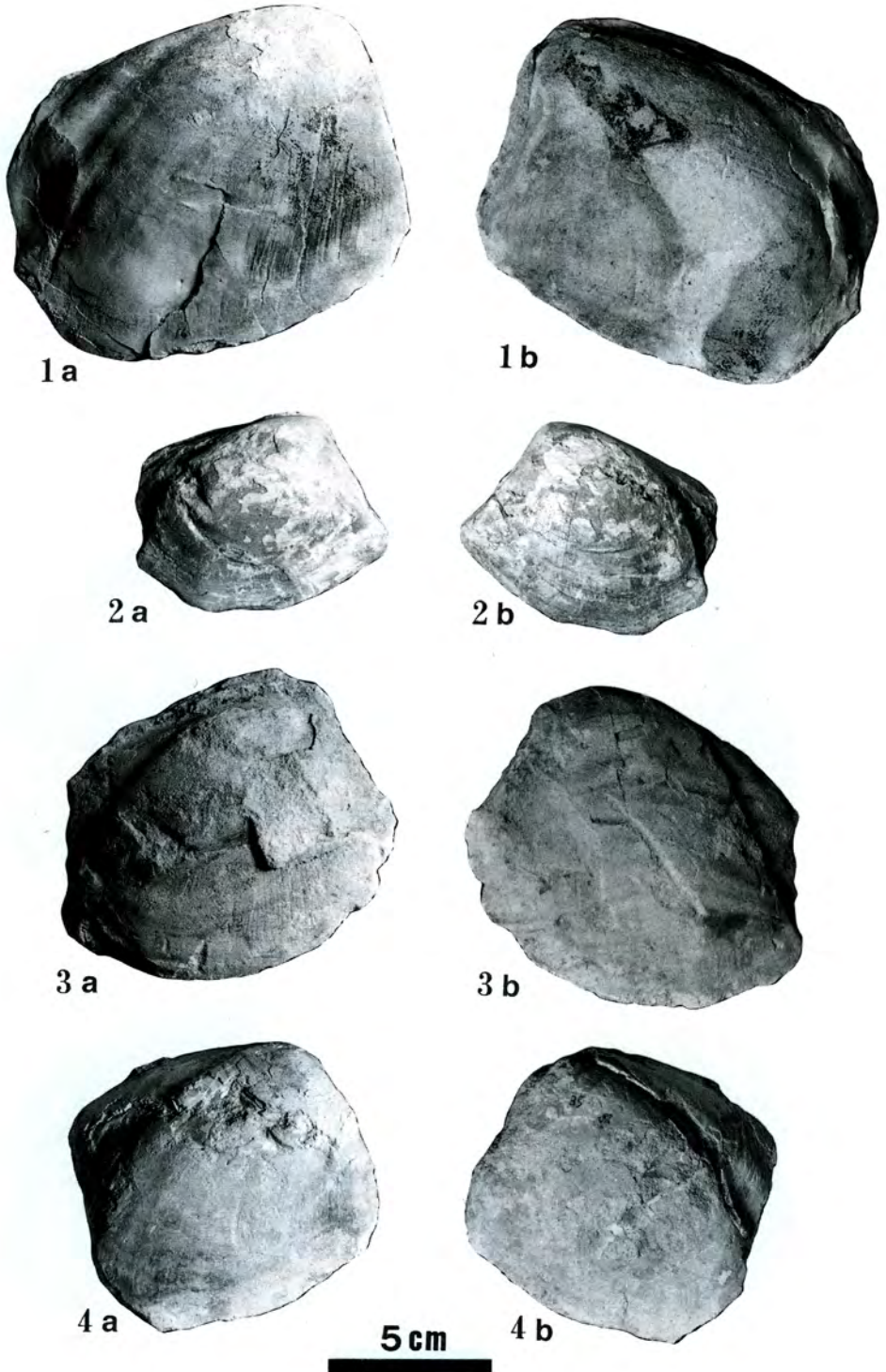
図版 I (長澤一雄・小山田正幸)



5 cm



図版II (長澤一雄・小山田正幸)



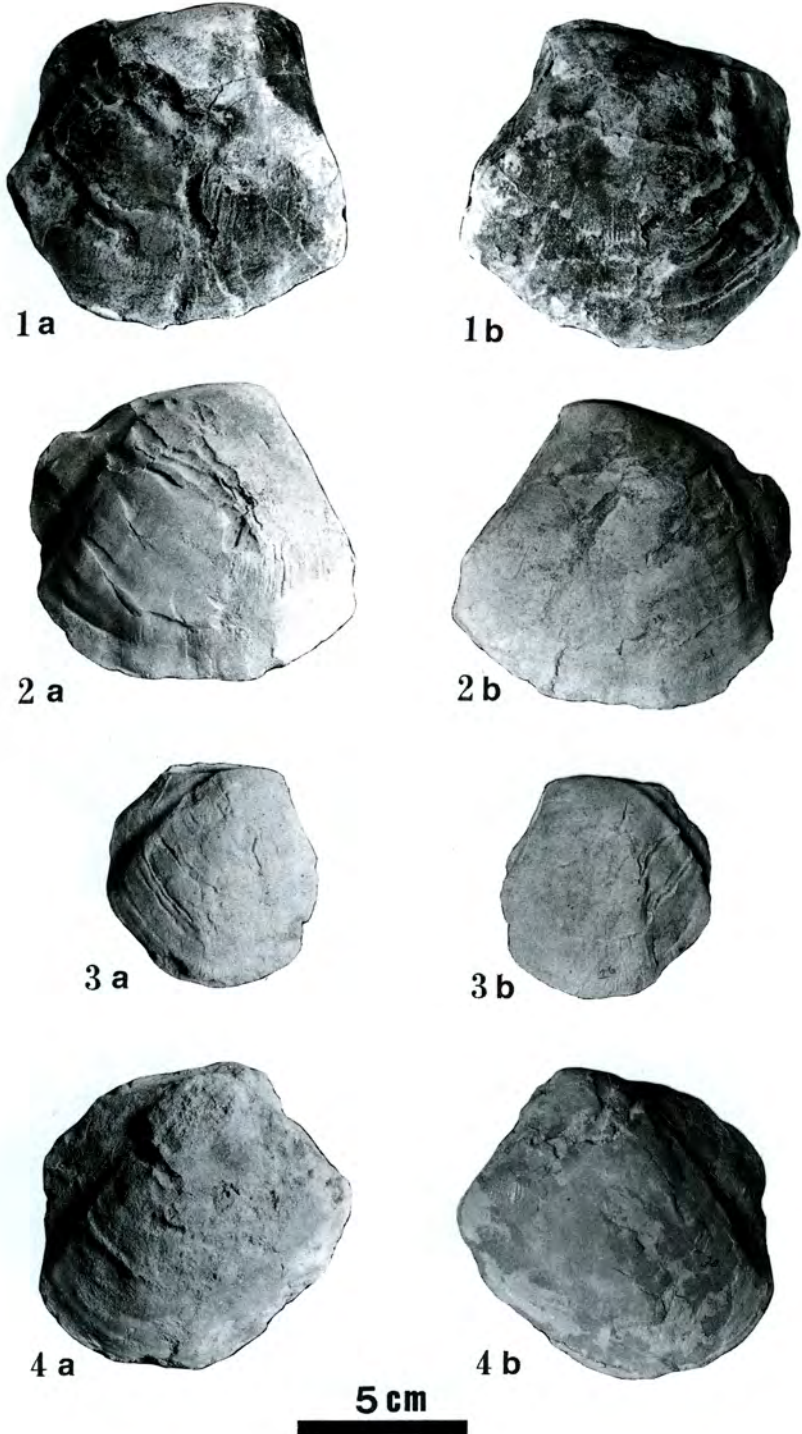
図版Ⅲ (長澤一雄・小山田正幸)



5 cm



図版Ⅳ (長澤一雄・小山田正幸)



山形県真室川町の大型鯨類化石

— 1994年の第2次発掘調査 —

長澤 一雄*

Excavation of a large fossil whale from Mamurogawa-machi,
Yamagata Prefecture, in 1994

Kazuo Nagasawa

はじめに

山形県立博物館では、1993年に引き続いて、1994年11月に山形県真室川町の大沢において、大型ヒゲ鯨化石の第2次発掘調査を実施した。化石の発見の経過や前年の第1次発掘調査の記録については、長澤（1994）に詳しくまとめた。今回は第2次発掘調査の記録を主として、これまで明らかになった成果とともに報告する。

化石は前期鮮新世の野口層からの産出である。現場は急傾斜の道路法面の悪条件の場所であるため、化石発掘にはまず、大型機械を使用して道路から比高約20mの法面の上部を掘削する必要があった。従って、今回の発掘は1993年の発掘より大規模なものとなった。発掘調査予算は、山形県の9月補正予算によってほぼ認められ、その後ただちに本館での発掘体制を整えた。そして、種々の困難があったものの、発掘調査はほぼ予定どおり行うことができ、第1次発掘に続いて多くの成果をあげた。

化石はすべて本館に搬入して、現在もクリーニング作業を続けている。化石骨は部分的に石灰質コンクリーション状の堅硬なブロックに包含され

ているため、その作業に思いのほか苦勞している。また、脆弱な骨の接合や復元にも多くの時間を要している。こうしたクリーニング作業と並行して、化石産地周辺の地質調査や微化石年代調査についても調査予算が認められ、1995年より年次計画によって始めていところである。

鯨化石調査の中間的報告については、長澤・高松（1994）で行ったが、詳しい報告については今後の調査を踏まえて改めて行う予定である。今回は、第2次発掘の経過を中心とした、博物館活動についての記録をまとめておくことにする。こうした大型化石の組織的な発掘調査は、その後の資料の保存や、成果の公開という観点から考えると、「博物館」という研究機関が主体となっていくべきと考える。しかし、博物館がいくら努力しても、それを理解してくれる財政当局や社会・市民の暖かい協力なくしてはなしえない仕事である。今回の発掘調査でも、実に多くの方々がこの仕事に対して関わり、協力してくださった。ここに改めて感謝の意を表したい。そして、新第三紀鮮新世という約400万年の過去の時代から大型鯨が鮮やかによみがえって、市民の前おおらかに遊泳できるように、きちんとした研究を積んでゆくの、この鯨に関わってきた学芸員の責任と考える。最近、地元町民の方々から、化石発掘現場が“くじ

*山形県立博物館

ら峠”と愛称されているのを聞いて、なおさらその感を強くしている。

第2次発掘調査までの経過

化石発掘現場は、秋田県境に近い最上郡真室川町で、町を南北に流れている真室川と大沢川を分けている丘陵の峠の、町道栗谷沢—小川内線の道路法面である(図1)。化石を含む地層は、凝灰質細粒砂岩で、前期鮮新世の野口層に対比されると考えられる(田口, 1967; 佐藤, 1986; 土谷, 1988)。

1993年の第1次発掘調査は、道路上から大型機械によって高さ5~6mの化石包含層準を掘削し

て行ったため、発掘範囲は法面奥約2.4m、幅約1mの範囲に限定された。この範囲からは、肋骨・下顎骨・椎骨・上腕骨などの部位が産出し、さらに掘削面の奥に化石が連続している産状が確認された。この調査をもとに、さらに奥に化石の広がり期待できると判断して、第2次の化石発掘調査が計画された。

第2次発掘にあたっては、現場の状況から考えて、道路側からの掘削がほぼ限界と判断されることから、丘陵上部から化石層準までの比高約15mの部分を安定勾配で掘り下げる必要があった。従って、発掘調査がかなり大がかりになることが予想されるとともに、新たに民有地の掘削が必要とな

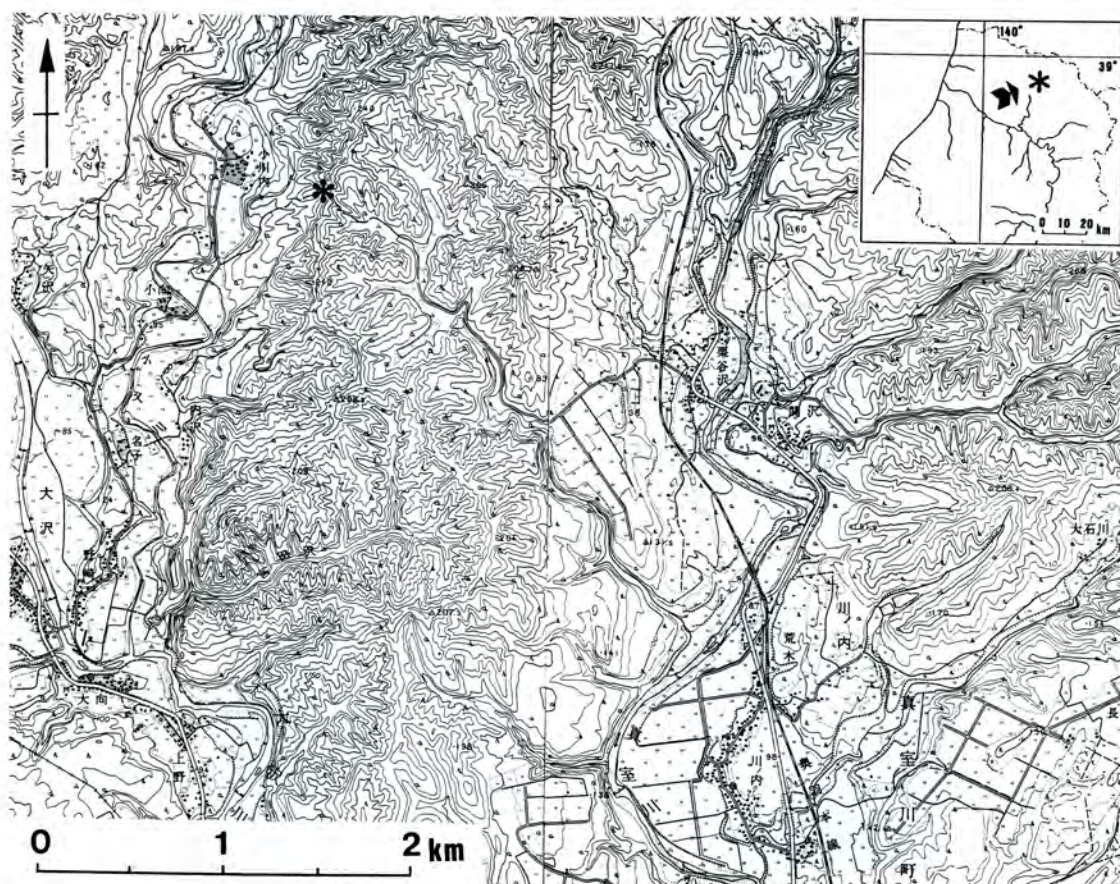


図1 化石の発掘地(*)

(国土地理院発行2万5千分の1地形図「大沢」・「羽前金山」を使用した。)

り、地権者の承諾を得る必要も生じてきた。

1994年の春から、発掘調査の予算化に向けて、長澤が真室川町の関係機関を訪れ、発掘計画についての協力依頼を行った。幸い、第1次発掘調査と同様に、大変協力的に対応してくださり、大きな力を得る思いであった。6月に入って、補正予算要求のための事務作業が長岡清之前副館長と阿部久前主事を中心として進行していた。これらをとりとまとめつつ、前年の経過も踏まえて発掘調査予算の要求が行われた。幸い今回の計画についても、山形県関係当局の理解を得ることができた。そして、県議会後10月に予算が正式に決定し、秋の発掘に向けて、準備が慌ただしく動き出した。

発掘の前にまず、今回の発掘が民有地にまでおよぶため、地権者の承諾を得る必要があった。この交渉には、佐藤尚前館長、長岡清之前副館長、長澤があたった。幸い今回の発掘調査についても、地権者の佐藤昭夫氏と佐藤貫之氏の理解と承諾を得る事ができた。町道法面の掘削についても、真室川町当局の協力のもとに実施の申請手続きを行い、正式に許可していただいた。そして、10月20日に発掘についての工事委託業者の選定のための入札を行った。場所は、現場説明を行う必要から、真室川町中央公民館とし、本館から長岡・阿部・長澤が現地へ向かった。

ところで、入札時にいくつかの新たな問題点が生じた。これは、業者側から発掘に先立つ丘陵の掘削工事に関して指摘されたことである。安全な工事を進めようとするれば、法面設計で当初本館で想定していたよりも段切を多くする必要があり、掘削規模がさらに大きくなるという。これに伴って、より多くの残土が発生するため、その処理費の問題も生じてきた。発掘予算が不足する恐れがでてきた。加えて、法面の比高と勾配の関係から、工事に先だって施工計画についての監督庁の許可が必要なことも明らかになった。こうした予想外

の問題を生じながら、最終的には発掘の主旨に理解を示した沼田建設(株)が落札し、今後の発掘方法について協議していくことになった。

これらの問題にともなって、工期についても再検討する必要が生じた。法面上部から化石層までの掘り下げは、当初本館では1週間程度と予想していた。しかし業者側は、前述のような崩落防止対策を考えるならば、実際に化石発掘に取りかかるまでに1カ月程度の工期を示唆した。法面工事の許可申請のための測量や施工計画の作成と、許可までの日数を加算すれば、最悪の場合は12月の積雪期の発掘調査も想定しなければならなくなった。また予算不足の面から、新たに残土処理地を近隣に探す必要があった。こうした悪条件ながらも、沼田建設(株)側は今回の発掘についてできる限りの協力を約束してくださった。

その後、多量の残土の処理地については、地権者の佐藤昭夫氏や町職員の方から隣接地を提供していただくことになった。問題の1つは解決して、発掘計画は少しずつ動きだした。工事の許可と掘削については、沼田建設(株)に一応まかせて、本館では発掘調査の方法と準備について検討を進めていた。前年の経験から、発掘に対する準備は一応わかっていたものの、現場では予想外の事がよく起こるからである。また大規模な発掘調査ながら、法面奥に果たしてどれだけ化石が隠れているのか十分な確証があったわけではない。1次発掘において、化石の産状が明らかな二次堆積を示していたことから、単純の内部に骨が延長しているとは考えられない。化石は本当に出てくるのだろうか、また降雪期までに発掘に取りかかれるのかといった不安感や、一体どんな化石が埋もれているのかという期待感が入り交じった複雑な心境の日々を過ごすことになった。

11月に入り、冬の足音も聞こえ始めた現場では、予想外のピッチで掘削工事が進んでいた。業者は

2台のバックホーを巧みに操作して、着実に鯨化石の層準まで山を掘り下げていた。ダンプカーが繰り返し残土を運び去り、化石の発掘の舞台を整えようとしていた。掘削工事は、沼田建設（株）の迅速な工事によって、11月の半ば過ぎには予定の深さまで達しそうであった。長澤は現場のオペレーターに、掘り過ぎに十分注意するよう、目印になる地層を何度も指示した。

発掘は12月からと腹をくくっていたのが、予想以上の工事の進展にうれしい戸惑い感じながら、本館の発掘体制を再検討することとなった。そして発掘日程は、11月18日から25日までで、日曜日・祝日を除く実質6日間によって行うこととした。本館の発掘メンバーは、佐藤尚前館長を含め、全職員が交替で参加する体制とした。発掘の役割は、長澤が全体指揮と記録係、佐藤正俊主任専門学芸員が産状図作成係、鈴木弘二巡視が記録写真係、そして本館学芸・総務課全員が交替によって発掘作業に参加することになった。また化石の記録補助として、山形大学理学部学生の高松加奈子さんがこれに加わった。

沼田建設（株）では、現場で大型バックホー1台、小型バックホー1台、大型コンプレッサー1台、削岩機3丁、休憩所及び化石保管用大型ハウス、化石運搬用ユニック車等を準備した。また発掘作業員として、8名程度がこれに加わった。

1994年の発掘記録

11月18日（第1日）

発掘調査への不安と期待感が交錯しながら、早朝山形を後にして現地へ向かう。冬の気配を感じさせる11月下旬の空気は、前年の発掘作業や、とりわけ1992年12月に初めてこの鯨化石のとりかかったときの、降雪のなかでの発掘作業の記憶を鮮明によみがえらせるものであった。

現場では、すでに沼田建設（株）のスタッフが

待機していた。初めて会う方々だが、うまくやっけていけそうな印象をもった。プレハブハウスのなかで、それぞれ自己紹介を済ませ、発掘の計画や方法について説明した。いずれも化石の発掘作業などは初めてであり、やはり興味をもって説明に注目しているようだった。

現場は化石の層準のやや上部まできれいに掘り下げられていた。その範囲は間口が約12m、奥行が約9mで、一見巨大なすり鉢状を呈していた。新たな化石はまだ露出しておらず、また地層が法面奥の方向へゆるく傾斜しているため、さらに掘り下げる必要があった。

最初に、現場のほぼ中央部に隠れている、前年までの化石の延長部分の化石を確認する。ここは、今回の発掘の核心部と予想される部分である。前年は、ここを埋めもどして発掘調査を終えていた。砂岩をはがすと、1年前に最後に見た化石骨が現れてきた。

核心部を中心として、その東側の縁辺部から小型バックホーによる掘り下げ作業が始まる。掘削された残土は、機械や手作業によって取り除き、化石の存在を見落とさないように注意深く作業が進められた。しかし、東側縁辺部からの化石はほとんどなく、その範囲を除々に西側へ移っていった。また西側縁辺部からも、削岩機を用いて少しずつ表面の砂岩を取り除いていった。

西側から、やや大型の欠損した肋骨が顔を出した。作業を一時中断して、全員によって骨の確認を行う。化石骨の産状をみるのが初めての作業員ばかりだったため、骨の特徴や扱いを説明する必要があった。この化石の周囲を掘り出すメンバーを決め、さらに掘削作業を進めた。

肋骨のすぐ東から、かなり小型の肋骨が現れた。割口は亜円形を示し、大きさからみても鯨とは明らかに異なることが直感される。注意深くまわりの砂を取り除くと、規則的に配列した両端の欠損

した小肋骨が現れてきた。恐らく、鱈脚類のものと考えられた。鱈脚類化石は、県内では珍しい化石である。その化石の産出に、思わずうれしさがこみあげてくる。なお後のクリーニング作業によって、同一個体と思われる歯も1点取り出されている。

東側からは、大きな骨が姿をだした。上面が脆く、部分的に欠損した状態で露出してきた。その両側の骨の自然面にそって、削岩機やタガネによって輪郭を出していくと、奥の方向へ長く延長している産状が認められる。当初は大型の肋骨と考えていたが、後日の発掘作業の進行によって、これが左の下顎骨であることがわかってきた。これと鱈脚類の骨はその日は回収せず、作業の進展に合わせて取り出すことにした。

11月19日(第2日)

まず第1日の骨を確認するとともに、本館と沼田建設(株)のスタッフ全員によって、作業計画についての打ち合わせを行う。発掘作業は、中央の化石の核心部へ両側から攻めてくるように、東西の2班に分かれて作業を進めることとした。これとともに、骨の存在に注意しながら、表面の掘り下げも進めていった。

最初に、保存が悪く脆そうな鱈脚類の肋骨を、石膏によって保護して取り出す。その下にはさらに同様の小肋骨が現れたため、これもただちに石膏で保護して回収する。そのすぐ南から、そして左下顎骨のすぐ西から破損した肋骨が新たに現れてきた。発掘への期待感が高まってくる。第1日目の西側の大型の肋骨は、大きな湾曲を示してその輪郭もほだいに明らかになってきた。この骨は、部分的な欠損があるものの、湾曲長約1.9mを示した。この骨は亀裂のためにいくつかに分かれたが、周囲を掘り下げて母岩とともに取り出した。中央の核心部周辺からも、欠損した肋骨片や部位不明の骨片いくつも出始めた。これらの骨やそれ

まで確認された骨は、順次サンプル番号をつけて母岩から回収することとした。

表層を掘り下げていく過程で、骨の直上層準に貝類化石の密集層が現れる。これは、第1次発掘のときにも確認されており、貝類化石の採集もされていた。この化石密集層はほぼ同一種から構成される。貝の姿勢は層理面に平行で、殻は溶脱していたがすべて合弁殻であった。これらは、ほとんどがツキガイモドキ類であった(筑波大学小笠原憲四郎氏同定)。これら貝類は、中新世の同種より大型で殻も厚い特徴があった。ツキガイモドキ類化石は、この層準から数十個体が採集され、これに混じってウバトリガイ類・バイガイ類・オウナガイ類・オオノガイ類などが散見された。

貝類化石層準の下からは、東側に露出した左下顎骨の延長部が、湾曲しながら西へ延長する姿がほだいに明らかになってきた。この下顎骨は東端部分が脆く、亀裂から欠け落ちる可能性があったため、その部分を先に回収した。骨は核心部の南をまくように、西へ延長していた。この日の段階で、その延長は2.6mまで確認された。

この日は、真室川町の釜淵小学校の発掘調査の見学があった。現場説明を行ってから、子供たちは熱心に発掘の様子を見学していた。

11月21日(第3日)

この日は、大型の下顎骨の全容を知ることと、東西両側の骨の広がり限界を明らかにすることをねらいとする。このため、作業班を東側・中央・西側と大きく3班に分け、骨の産出具合によって臨機応変に対応することとする。

まず、これまであまり化石の出現がなかった東側を、小型バックホーによって化石層準まで掘り下げ、周囲に骨のないことを確認した。そして、西側の大型の肋骨のみ見つかった部分から、さらに西方にかけては化石の存在が予想されたため、法面勾配を考慮しながら、発掘範囲をできる限り掘

削してみることにした。その結果、西側へ間口がさらに1.5m程度拡大した。この範囲においては、化石はほとんど現れなかったが、大型肋骨の下に重なるもう1本の肋骨の存在が確認された。こうした状況から考えて、今回の東西の掘削範囲が化石骨の分布のほぼ限界と判断された。従ってその後の発掘は、大型の下顎骨を含む中央の核心部と南側の奥へ焦点が絞られてきた。

核心部に向かって、東西両側と南側から発掘が進められていった。核心部のすぐ南側から下顎骨が現れた。これは、第1次発掘時に回収された右下顎骨の延長部と考えられた。この骨は、湾曲しながら東西へ延びていくようだった。右下顎骨のすぐ西から椎骨が現れた。その周囲を掘り進むと、数個の椎骨が連続していた。椎骨の保存は、棘突起・横突起ともに欠損しており、あまりよくない。これらは、下顎骨と交差するように東へ続いているようだった。椎骨はここでは無理に露出させずに、母岩ごと回収できるように、まわりの輪郭にそっての掘り出し作業を行った。

東側でも発掘が進んでいた。左下顎骨の周辺から、欠損した大小の骨が産出していた。左下顎骨の北側の破損した肋骨のすぐそばから、サメの歯が発見された。エナメル質がきらりと光るきれいな化石である。その後も発掘最終日までにこの周囲から、左下顎骨に接するような産状で1点、破損した肩甲骨のそばから1点、南側の奥から破片骨のそばで1点の計4点が現場で採集された。なお、化石搬入後のクリーニング作業で、さらに数点のサメの歯化石が発見されている。今回採集されたサメは、いずれもホホジロザメであった(新潟大学矢部英生氏同定)。鯨化石とサメの歯の化石が、ともに産出する例は多い。山形県大江町で発掘されたヒゲ鯨化石からも、肋骨の間から大型のサメの歯化石(カルカロドン・メガロドン)がみついている(高橋, 1986; 長澤, 1991)。サ

メが鯨を積極的に攻撃するかどうかは検討の余地があるが、遺体を捕食する可能性はあると思われる。鯨の骨化石のなかには、サメの歯によって受けた傷と考えられる痕跡を残した化石の報告がいくつかなされている(Deméré and Cerutti, 1982; Deméré, 1986)。鯨とサメの関係も今後の課題として興味深い。

この日、鮭川村の大豊小学校の見学があり、発掘の途中経過の説明を行う。その後、子供たちはノート・鉛筆をもって、化石について質問したり不思議そうに化石に触っては、鯨とその海に想像をめぐらせているようだった。現場の緊張感は一瞬途切れて、私たちも疲れた手を休めた。海底のようなすり鉢状の発掘現場には、明るい子供たち歓声が、晩秋の鉛色の空へ突き抜けるようにこだしました。

11月22日(第4日)

これまでに、東西両側の化石の産状がほぼ明らかになったことから、発掘の主力を現場中央の核心部と南側へ注ぐことにする。発掘が進むにつれて、次第にその姿が明らかになってきた。東と西から延びる左右の下顎骨は、ゆるい湾曲を描きながら、中央付近で下顎骨の半分程度が平行するように近接している産状を示していた。下顎骨の下側や周辺からは、部位不明の壊れた状態の骨片が散在して掘りだされる。このなかには、分離した椎骨の骨端板も1点含まれていた。

核心部を北側から掘り進んだところ、左下顎骨の東側から、破損した薄く平板状の大きな骨が現れた。形態からみて、肩甲骨と考えられた。注意深く周囲の砂を取り除いてその広がりを確認する。前年の第1次発掘において、肩甲骨の関節部がみつかっており、これにつながる扇形状の部位と思われる。肩甲骨は、薄いため多くの亀裂をとまっており、母岩とともに石膏で固めてから取り出すことにする。

南側の掘削も進んでいた。まず化石のほとんどなかった東から小型バックホーを入れて、少しずつ前進するように化石層準を掘り進んだ。しかし、東側から南の奥にかけては、ほとんど骨は産出しない。さらに南側を西に向かって、削岩機や小型バックホーで注意深く掘っていった。化石は散見的に破片状の骨が産出し、その都度記録をとって回収していった。これらから、南側でも掘削範囲が化石骨の分布のほぼ限界と判断された。

その後、発掘の中心は中央の核心部に移った。大きな作業は削岩機で、細かな部分はタガネとハンマーによって続けられた。破片骨はただちに記録され、サンプル袋に回収された。大きな下顎骨の形が一層明らかになってきた。交差するような左右の下顎骨は、現場の残存部分で左が3.2m、右が3.1mであった。右下顎骨の後位の延長部分が第1次発掘によって回収されており、不完全ながらその部分は現場で1m程度はあったと推定された。従って、下顎骨の長さは4mを超すものと考えられる。この鯨がナガスクジラ科とすれば、下顎骨の長さから推定して、体長16~18mが考えられる。これは、鯨の種類や他の骨の部位を含めて、今後しっかりと検討していく必要がある。

発掘作業は手元が暗くなるまで続いた。晩秋の日没は冷気を含んで駆け足のようにやってきて、私たちの作業をせかせているようだった。

11月24日(第5日)

発掘調査は大詰めを迎えていた。これまでに、核心部の西側と南側の化石の発掘はほぼ終了していた。従って、核心部の回収に移る前に、まずは残された西側の残りの骨の存在を確認しておく必要がある。小型バックホーや削岩機で西側の手前から、化石層準を掘り下げていく。第2日に回収した大型肋骨・鰭脚類肋骨などの周辺も注意深く探っていくが、化石はなさそうであった。さらに南側に進んでいったが、奥にかけても化石はほ

とんど産出しなかった。従って、それ以後は中央の核心部をどのように保存して回収するかが重要な課題となった。

下顎骨を含む核心部は、化石の保存のため、母岩ごと大きく取りだすことにした。しかし、ここは全体的にさほど強固ではなく、いくつもの亀裂があるため、削岩機やバックホーによる振動で割れてしまう恐れがあった。そのため、まずは亀裂が多くて脆そうな部分を、石膏で保護・強化する作業に取りかかった。濡らした和紙で化石表面を保護し、石膏を補強するために金網をかけて、その上から石膏をかける。そして、核心部を切り離すために、周囲からの掘削作業が慎重に行われた。

核心部ブロックは、重量の点から1つの岩体で引き上げることは無理だった。従って、いくつかに分けたブロックとして引き上げなければならない。そうしたことを想定しつつ、削岩機や小型バックホーによって、核心部の根まわりを深めに掘り進んだ。化石を含んだ岩体がしだいに狭められていく。西側のブロックが、亀裂から動きだした。このブロックは重量的に適度の大きさだったので、最初に回収することとした。

この日の発掘作業も、夢中でやっているうちに日も傾き、薄暮の時を迎えつつあった。核心部ブロックの回収は最終日を考えていたが、残された時間を考えて、沼田建設(株)と相談して、急遽ユニック車を手配してもらい、このブロックを車に積み込んでおくことにした。

ブロックの根もとを掘り、まずはこれを分離する。車が到着するまで、私たちは休む間もなく残りのブロックの掘り下げ作業を行う。ユニック車が夕暮れの峠道をのぼって来た。荷台には、ブロックの安定のために、砂を敷きつめてもらっていた。化石ブロックにワイヤーがかけられ、バックホーの爪でゆっくりと引き上げられた。少し揺れながら、ブロックは静かにその荷台におさまった。

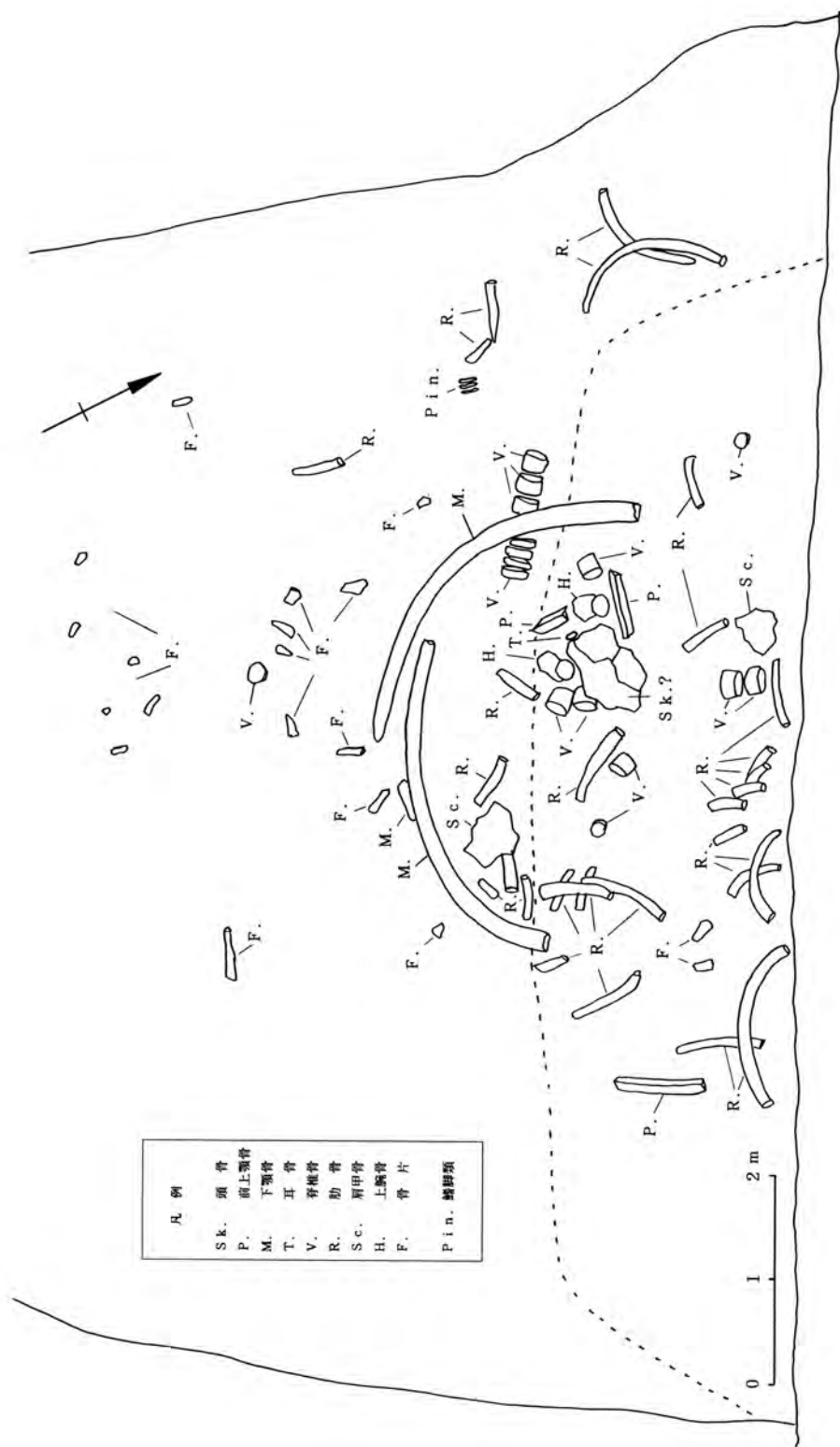


図2 化石の産状
部位が明らかになった化石骨を主として示している。破線は第1次発掘、実線は第2次発掘の範囲を示している。

11月25日（第6日）

発掘作業の最終日を迎える。この日の最初の仕事は、残りの核心部をうまく分離することである。まず前日と同様に、化石ブロックを母岩から分離するため、根もとの掘り下げ作業を始める。大きなブロックに亀裂が走る。さらに掘削を進めると、西側が適度の大きさに分かれてきた。この部分にワイヤーをかけて引き上げ、とりあえず発掘現場の西側の場所に移しておく。引き続き掘削を進めた結果、核心部の中央付近が大きなブロックとして分離された。この部分は、幸い亀裂も少ない状態だった。ただし、重量の点から、そのまま引き上げられるかが心配であった。最後に残った東側のブロックも、母岩から分離された。この部分は当初から脆い部分で、ブロックに亀裂が多いため、引き上げに注意しなければならなかった。

いよいよ発掘作業は最終段階を迎えた。ユニック車の到着を待って、化石ブロックの引き上げ作業が始まる。最初に西側ブロックが静かに引き上げられ、荷台におさまった。次に最も大きなブロックの引き上げ作業にかかった。力が均等にかかるようブロックにワイヤーをかける。全員が固唾をのむようにして、引き上げを見まもる。大きく重そうなブロックが、静かに地上から離れる。そしてゆっくりと宙に浮いて移動し、荷台の砂の上ののった。最後のブロックにとりかかる。亀裂に注意しながら、ワイヤーをかける。ブロックが静かに引き上げられる。しかし、地上から少し浮いたところで、亀裂から4ブロックほどに割れてしまった。幸い高さがさほどでなかったため、化石の保存に大きな影響はなかった。これらは順次荷台に積み込まれた。トラックには、これまでの大小多数のサンプル袋の化石も積まれ、大きな唸り声を上げて山形へ向けて出発した。巨大なすり鉢の底に取り残された私たちは、放心したようにトラックの後姿を見送っていた。

夢中で行った発掘作業は、ここで一応の区切りがついた。しかしこの鯨が、大きく泳ぎだすまでは、これから化石をクリーニングし、骨を比較研究し、また発掘現場周辺の地質調査や古環境調査を進めるなど、さらに何十倍もの仕事が残っていた。

発掘の成果と課題

搬入された化石ブロックは、順次クリーニング作業が進められ、その全体が明らかになりつつある。また、鯨化石に関連して、地質調査、微化石年代調査、古環境調査、随伴化石調査等の総合調査が、平成7年度から年次計画で進められている。これらの成果は、報告書としてまとめる予定であり、それは博物館活動のなかで教育的にさまざまな形で生かされてくるものと期待できる。そしていずれ地質時代からよみがえったこの巨大な鯨が、「展示」という形によって、人々の前でおおらかに遊泳できるようになることを望みたい。きっとその姿は、ゆるやかなながらも、悠々と着実に歩んで来た山形の人々の姿に重なるものと考えられるからである。

最後に、これまでの成果と課題について要約しておく。

1) 第2次発掘調査によって、化石の産状がほぼ把握された(図2)。化石は、発掘現場の手前(北側)の中央部に密集しており、その奥(南側)や両側(東西側)ではまばらであった。このことから、これ以上発掘範囲を拡大しても、さらに多くの化石の産出は望めないと判断された。第1次発掘調査の結果と合わせれば、この中央部が核心部と考えられ、現場での化石はほぼ回収されたと考えられた。

2) 化石骨の産状は、発掘現場の中央部に密集しているものの、骨の配列が不規則であり、骨が破損したり磨耗したまま化石になっていることな

ど、明らかに二次堆積によるものである。こうした化石が、どのようにして、またどのような環境で堆積したかについて今後検討していく必要がある。

3) 化石の産状では、左右の大型の下顎骨が交差するように保存されているのが特徴である。この周辺には、鯨の上半部の部位の骨が多い。これまでの産出部位は、第1次・2次発掘によって部分骨を含め、下顎骨・前上顎骨・耳骨・頸椎・胸椎・腰椎・肩甲骨・上腕骨・指骨などが明らかになった。また、不完全な頭蓋部分と思われる断片骨が確認されている。

4) 産出した部位のうち、下顎骨・前上顎骨・上腕骨などの形態から、第1次発掘後の検討と同様に、今回の大型ヒゲ鯨化石は、ナガスクジラ科に属すると考えられる。そして、下顎骨の長さは少なくとも4mはあったと考えられることから、体長は16~18m程度あったと推定される。ただし、産出した耳骨はこの科と異なるようであり、今後堆積環境との関連を含めて十分に検討を要する。

5) 今回、大型ヒゲ鯨とともに明らかにこの個体と異なる小型のヒゲ鯨の下顎骨や肋骨などが産出した。従って、さらに別個体の鯨の骨の混入の可能性もあり、前述の耳骨の問題も含めて検討する必要がある。また、鯨と別に鱈脚類化石やサメの歯化石なども産出したことから、これらとの生態的な関係や堆積環境からの検討も必要である。

6) 今回発掘された化石は、第1次発掘の化石の未整理分と合わせて、クリーニング・整理作業が進められている。ただし、個々の化石の保存は二次堆積であるため必ずしもよくなく、また部分的に石灰質コンクリーションの堅硬な部分があったり、脆弱でその接合に手間取ったりして、予想以上に時間を要している。今後は、より正確なクリーニングを進めるとともに、保存部位の確認と部位未詳骨片の接合関係に注意していき、多くの

部位の比較によって鯨の分類学的検討を進めていく必要がある。

7) 鯨化石を産出した層準は、前期鮮新統の野口層と考えられるが、鯨化石の詳しい年代を決定するためにも、周囲の地質調査とともに浮遊性有孔虫・ケイ藻・放射虫などの微化石年代の調査を進める必要がある。

8) 発掘現場や周辺地域から産出した、貝類化石・微化石あるいは生痕化石によって古環境解析を進める必要がある。

9) 鯨化石とともに産出した鱈脚類化石やサメ化石についても、分類学的検討が必要である。

謝辞：第2次発掘調査においても、やはり実に多くの方々のご支援やご協力があった。

地元真室川町では、社会教育課と脇島照雄課長、建設課と柏倉英夫課長、歴史民俗資料館の関係各位の全面的なご協力をいただいた。前歴史民俗資料館の佐藤貢氏や大沢地区の渡部佐重氏からは、種々のご相談にのっていただいた。発掘現場の土地所有者である大沢地区の佐藤貫之氏と佐藤昭夫氏からは、発掘を快く承諾していただいた。

第2次発掘の予算化にあたっては、文化財課、総務課、財務課の関係当局のご理解を示していただいた。特に阿部克人前文化財課長からは、何かとご支援いただいた。本館の事務作業にあたっては、長岡清之前副館長と阿部久前主事に大変ご苦勞をおかけした。発掘計画においては、佐藤尚前館長、金山耕三副館長をはじめ、館職員の方々に相談にのっていただき、また発掘作業に活躍していただいた。特に化石産状図作成では、佐藤正俊氏、写真記録では鈴木弘二氏にご苦勞をおかけした。山形大学前学生の高松加奈子氏には、発掘記録の補助で活躍していただいた。

発掘にあたっては、沼田建設(株)が悪条件ながらも、誠意努力いただき、作業を迅速に進めて

いただいた。現場スタッフの皆様も、大変熱心に作業を進めていただいた。また、現場の発掘経過については、報道各社の方々が熱心に取材し報道して下さった。

また、鯨化石とともに産出した貝類化石については、筑波大学の小笠原憲四郎教授に、サメ類化石については、新潟大学大学院生の矢部英生氏に同定していただいた。

ここに記して、以上の方々と関係機関の各位に厚くお礼申し上げます。

文 献

Deméré, T.A., 1986 : *Balaenoptera davidsonii* (Cope 1872), with a review of other Neogene species of *Balaenoptera* (Cetacea: Mysticeti). *Marine Mammal Science*, 2, 227-298.

Deméré, T.A. and Cerutti R.A., 1982 : A Pliocene shark attack on a cetotheriid whale. *Journal of Paleontology*, 58, 1480-1482.

長澤一雄, 1991 : 山形県大江町の上部中新統から産出したヒゲ鯨類化石. 山形県博研報, 12, 13-30.

長澤一雄, 1994 : 山形県真室川町の大型鯨類化石 - 1993年の発掘調査 -. 山形県博研報, 15, 24-38.

長澤一雄・高松加奈子, 1994 : 山形県真室川町の鮮新統から産出した大型ヒゲ鯨類化石 (予報). 日本地質学会第101年学術大会講演要旨, 115.

佐藤比呂志, 1986 : 東北地方中部地域 (酒田-古川間) の新生代地質構造発達史 (第一部). 東北大学地質古生物研報, 88, 1-32.

田口一雄, 1967 : 5万分の1地質図幅「大沢」および同説明書. 山形県, 24 p.

高橋静雄, 1986 : ヤマガタダイカイギュウ. 114 p., 山形県博.

土谷信之, 1988 : 大沢地域の地質. 地域地質研究報告 (5万分の1地質図幅), 地質調査所, 85 p.

図版 I



1-1. いよいよ発掘が始まる (1994.11.18)



1-2. 東側の掘り込みが進む (1994.11.19)



1-3. 削岩機によって掘り下げる (1994.11.19)



1-4. 化石のそばはハンマーとタガネで (1994.11.19)



1-5. 釜淵小学校の見学 (1994.11.19)

図版 II



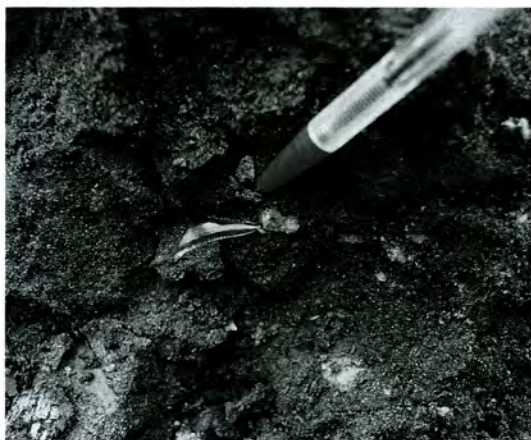
2-1. 発掘現場を上からのぞむ (1994.11.21)



2-2. 産状図を記録する (1994.11.21)



2-3. 核心部を手作業で掘る (1994.11.21)



2-4. サメの歯化石が現れる (1994.11.21)



2-5. 大豊小学校の見学 (1994.11.21)

図版Ⅲ



3-1. 下顎骨を掘る (1994.11.22)



3-2. 下顎骨を掘る (1994.11.22)



3-3. 下顎骨の長さを測る (1994.11.22)



3-4. 薄暮のなかで作業が続く (1994.11.22)



3-5. 発掘現場スタッフ (1994.11.24)

図版 IV



4-1. 核心部を石膏で保護する (1994.11.24)



4-2. 核心部を石膏で保護する (1994.11.24)



4-3. 核心部の根元を分離する (1994.11.24)



4-4. 化石ブロックを引き上げる (1994.11.24)

図版 V



5-1. テレビ局の取材を受ける (1994.11.25)



5-2. 最大のブロックを引き上げる (1994.11.25)



5-3. 割れたブロックを引き上げる (1994.11.25)



5-4. トラックへブロックを積み込む (1994.11.25)



5-5. 本館へ化石を搬入する (1994.11.25)

る村山地方は実に複雑で、錯綜した入り組み支配構造のもと、新たに専売制を導入し、商品流通の再編成をはかろうとしても、無理であったのである。

水漆を採取するため行う搔取のため、越後国や庄内地方から多くの搔人が来訪し、雇傭されていることは注目される所であり、荷主として、越後商人が多かったことも、商品流通の面で特長なこととして把握されよう。

（わたなべ ふみお 山形県立博物館 現・県議会事務局）

表6 山口村からの水漆の荷送

年次	水漆の荷送量	荷主の住所・氏名		荷送先
弘化2	72貫匁	越後国岩船郡宮下村	治郎右衛門	江戸
〃	18	〃 〃	茂三郎	〃
弘化3	36	米沢立町	次左衛門	〃
弘化4	78	越後国岩船郡中嶋村	長蔵	〃
〃	66	天童五日町	惣太	〃
〃	120	越後国岩船郡中嶋村	長蔵	〃
嘉永元	96	〃 〃 村上	栄助	〃
〃	94	〃 〃 中嶋村	忠蔵	〃
安政2	30	〃 〃 関口村	平右衛門	〃
安政4	78	〃 〃 〃	〃	〃
万延元	78	〃 〃 岡田村	与右衛門	〃
元治元	24	〃 〃 黒田村	長三郎	〃
慶応元	12	〃 〃 〃	〃	会津
〃	66	〃 〃 〃	〃	江戸

る。その他、同年に、八沼村の買主岩蔵は越後国毛川村の忠助や寒河江の作治を搔子にして、立木・八ツ沼・能中三村の漆木搔枯を行っており、荷主や搔子として、越後国から村山地方に入部している人が多かったことを示している⁹⁾。

漆搔には特殊なる技術を必要とすることから、熟練している越後国の人を連れて来て、効率的に作業していたことを示しており、越後国の人々との交流が盛んであったことは特に注目される現象とい

えよう。

(注)

- (1) 拙著『出羽南部の地域史研究』一五七頁
- (2) 「覚」〔山形市史編集資料〕七六号)
- (3) 「覚」〔大江町史編集資料〕一号)
- (4) 「覚」〔東根市史編集資料〕一六号)
- (5) 「水漆御役永請取帳」(天童市史編集資料)三九号)
- (6) 「覚」〔天童市史編集資料〕一七号)
- (7) 『大江町史』五七四頁
- (8) 「覚」〔天童市史編集資料〕一七号)
- (9) 「覚」〔大江町史資料〕六号)

おわりに

近世における村山地方においては、大名領においても、幕府領においても、漆木栽培は奨励され、主要なる特産物の一つであった。

近世初期から中期にかけては、漆蠟の生産が多かったが、近世後期になると、漆蠟は西南日本の樫蠟に圧倒されて不振となり、代って、水漆が中央市場において、経済的価値が高くなるという経過をたどっている。

領主権力は特産物に対し、役銭や荷役口銭を賦課し、経済収益を吸収しているが、幕藩の財政補強をはかるため、専売制を施行し、特産物の流通機構を有利に転換しようとする意図するも、生産農民や在方商人たちの強い反対を受け、実施は不可能であった。近世におけ

表5 山家村から荷送された水漆の数量・荷主名・荷送先

年次	水漆の数量	荷主の住所・氏名		荷送先	年次	水漆の数量	荷主の住所・氏名		荷送先
文化6	49樽	越後国岩船郡黒田村	金之丞	江戸	嘉永7	4樽	越後国岩船郡中嶋村	彙蔵	江戸
〃	19	〃	又助	会津	安政2	2	〃	黒田村 三太郎	会津
文化15	6	〃	村上片町 鶴松	江戸	〃	1.半	〃	関口村 六三郎	〃
〃	2	〃	松五郎	〃	〃	7	〃	熊太郎	〃
〃	2	〃	関口村 六三郎	会津	安政3	2	〃	六三郎	〃
文政8	8	〃	山辺里村 与助	〃	〃	9.半	庄内田川郡温海村	五兵衛	〃
天保15	6	〃	今立郡寺地村 権三郎	江戸	安政4	13	羽州置賜郡米沢立町	治右衛門	江戸
弘化2	12	〃	〃	〃	〃	4	庄内田川郡温海村	五兵衛	〃
〃	6	〃	岩船郡村上片町 三太郎	〃	〃	5.半	越後国岩船郡関口村	平右衛門	〃
弘化3	9	〃	今立郡寺地村 権三郎	〃	安政5	13.半	庄内田川郡温海村	五兵衛	〃
弘化4	8	〃	岩船郡関口村 万之丞	〃	安政6	18	越後国岩船郡村上片町 加賀屋吉右衛門	〃	〃
〃	7	〃	六三郎	〃	万延元	5	羽州村山郡山形旅籠町 源作	山形	〃
嘉永元	8	〃	万之丞	〃	〃	15	〃 置賜郡米沢立町 治右衛門	江戸	〃
嘉永2	14	〃	六三郎	会津	万延2	17.半	越後国岩船郡村上片町 加賀屋吉右衛門	〃	〃
嘉永3	15	〃	布部村 甚十郎	江戸	文久2	5	羽州村山郡荒敷村 治郎吉	〃	〃
〃	3	〃	〃	会津	〃	4.半	越後国岩船郡村上片町 伊助	会津	〃
嘉永4	14	〃	中嶋村 忠蔵	江戸	文久3	5.半	〃 桧原村 清十郎	江戸	〃
〃	5	〃	布部村 甚十郎	〃	元治元	4.半	羽州村山郡金沢村 長五郎	〃	〃
嘉永5	15	〃	〃	〃	慶応元	1.半	越後国岩船郡黒田村 松五郎	会津	〃
〃	9	〃	〃	会津	〃	6	〃	村上片町 鶴松	江戸
〃	7	〃	中嶋村 忠蔵	江戸	明治3	8	〃	黒田村 熊之助	〃
嘉永6	2	〃	堀野村 仁左衛門	米沢					

漆木を掻取り、水漆を採取する人は越後国から来訪し、村山地方に宿を構え、作業している日雇者が圧倒的に多く、越後の荷主が掻取る漆木の所有者に漆木代を支払っていたものであろう。

天保十四年には、荷主である越後国の庄三郎は水漆二駄（八貫匁造一〇樽）を山口村から手に入れ、江戸に送るため、山形の松原荷物改所の通過を山口村の名主が指示している。

左沢領内で生産された水漆を他領へ荷送するには、正規の輸送ルートでは、松原荷物改所に荷口銭を支払って通過しなければならぬのに、荷役所のない長谷堂通過が近くて便利であるため、長谷堂・小滝街道、及び長谷堂・上山経由で江戸方面へ荷送するルートが松原側の反対を押し切って、頻繁に取り入れられていた。安政二年、長谷堂通過の水漆は六四九貫匁にもなっている。

弘化元年には、水漆一二〇貫匁（六貫匁造二〇樽）の荷主は越前国の権三郎で、山口村の名主は江戸へ荷送するには、荷物改所の通過を指示している。山口村の水漆についての荷送は表6のようになっている。

この表からうかがわれるように、荷主は米沢や天童の者が僅か存在するものの、圧倒的に多かったのはやはり越後国の商人達であり、荷送先は江戸や会津となっているものの、ほとんどが江戸行であり、江戸の商人が必要地へ輸送し、販売していたものであろう。

左沢領にあつては、漆掻をするには許可が必要であり、越後国石角の伝兵衛は能中村で雄木漆八本、大野村で八本、木戸口村で八本計二四本を越後の搔子多郎吉、要右衛門を雇傭して、中沢村の多七に宿をとり、漆木の搔枯をするため、漆掻鑑札交付願を提出してい

- (注)
- (1) 「寒河江料村々田畑高辻寛」〔寒河江市史編纂叢書〕一三三号
- (2) 「朝日町の歴史」二八一頁
- (3) 「村高差出明細帳」〔山形市史編集資料〕八号
- (4) 「天童市史編集資料」三六号
- (5) 「出羽国村山郡産物拾三品御役永」〔山形市史編集資料〕九号
- (6) 「寒河江市史編纂叢書」一三三号
- (7) 「御成ヶ可納割付之事」〔大江町史資料〕九号
- (8) 「御成ヶ割付之事」〔寒河江市史編纂叢書〕二五五号
- (9) 「寒河江市史編纂叢書」三四号
- (10) 「西川町史資料」九号
- (11) 「今度正漆上納御吟味二付御答書」〔西川町史資料〕一〇号
- (12) 青木美智男「羽州村山地方における幕領・諸藩領の展開」〔駿台史学〕一六号

三、漆の集荷と流通

近世期、漆木の生産農民は木の実を採取して在方商人に売ったり、木の実から製蠟した上で売ったり、水漆を販売したりする。いうまでもなく、漆蠟は蠟燭の原料として利用され、水漆は塗料用として使用される。

生産農家を廻り、特産物を買集める在方商人は一般に目早とかサンベと称され、荷主や買次問屋の資金援助を受けながら、商業に従事している仲買商人たちである。その代表的な買次問屋として、大蔵村の稲村七郎左衛門家をあげることができよう。享和二年に、

稲村家はサンベ四七名(延人数)から木の実五、六九八貫一〇〇匁を金一五一兩一分と錢五二六文でもって買入れられている。各地に散在する目早やサンベに買入れ資金を貸付け、特産物を集荷し、商品流通にのせる形態は稲村家にだけみられたものではなく、村山地方一帯にみられた形態である⁽¹⁾。

近世期、村山地方で生産された漆蠟や水漆の荷送先はどこであつたらうか。

宝暦七年には、宝沢村の荷主庄九郎は漆蠟三〇貫匁、下宝沢村の荷主六郎兵衛は一三駄を江戸へ荷送している。一駄は四〇貫匁で、一駄は三箇分に荷作りしており、荷口銭は一駄につき一貫五一文ずつを支払っている。宝暦八年には、左沢の荷主久七は漆蠟二駄、下宝沢村の荷主六郎兵衛は二三駄を江戸へ荷送している⁽²⁾。

この時期には、燈明の原料となる漆蠟が多く移出されているが、近世後期になると、水漆が多く荷送されるように変わってくる。

文化十年には、小清村から越後国の荷主宛へ水漆五樽が荷送されている⁽³⁾。安政四年には、猪野沢村から越後国岩船郡の荷主のもとに、水漆計三三樽半が荷送されている⁽⁴⁾。

山家村に宿をとり、水漆を採取している荷主が荷送した水漆の数量、その荷送先を記したのが表5である。

この表からわかるように、山家村から荷送された水漆の圧倒的に多かつた荷主は越後国の荷主達であつた。水漆の荷送先は江戸や会津となつており、江戸商人から更に需要地に送られ販売される分が多かつたのであろう。会津では、会津塗の原料として使用されてきたものである。

ら日雇として参り行っており、地元の者は稀れである。漆掻をし
ても、売り払える程ではなく、日雇賃として渡せる程度である。
漆木を多く有する者は賃銭雇を行い、水漆は漆細工をする者に売
り渡している。

一、(質問) 漆木役は所有している木数に応じて課せられるものな
か、石高に対する課役なのか——(答弁) 木数に応じた永納だが、
永納となる以前は、漆木は畑作物に支障をきたす面もあるので、
木数とは関係なく納入していた。

一、(質問) 正漆を納入することになっても、何ら差障りないものか、
或いは難儀なこととなるのか申し上げよ——(答弁) 毎年、漆掻
をしているわけでなく、木の実役も代納であり、漆木に対する養
生のため、五・七年に一度ずつ掻取りを行っているものである。
正漆上納となると、会津や米沢から正漆を手に入れて納める外な
く、百姓にとり難儀なことなので、従来通り永納にしてみたい。
一、(質問) 漆掻の時期はいつ頃であり、掻方はどのような方法なの
か。また、正漆は何と呼んでいるのか答えよ——(答弁) 漆掻は
秋土用過ぎ、九月の時期に行っており、掻方は漆木の根元より四、
五尺上まで幹の部分三、四カ所を掻く。正漆の名は木漆とのみ称
しており、他の呼び名は知らない。

このように、正漆の課役を試みようとしたが、村方の反対が強く、
実施は不可能となったものといえる。

近世期の村山地方では、生産農民は特産物を商人に直接に販売す
ることによる経済利益の大なることを知り尽くしていることもあり、
領主が専売制を施行し、財政を補強しようとしても、物納に強く反

対する体制を崩さなかった。生産農民以上に在方商人は直接に影響
を蒙ることになるので、特産物の専売制には強い反対運動を展開し
ている。

近世期の村山地方には、藩領、幕府領、旗本領、寺社領、他藩領
主の飛地領があるといった具合に、実に複雑で錯綜した入り組み支
配が一大特色であり、一つの藩、あるいは一代官所の幕府領で仮
りに専売制を施行しようとしても、極めて困難なる状況のもとにあっ
た。

在方商人による商品流通は制限も少なく、活気ある商業活動が可
能な地域であり、領主が専売制を施行し、商品流通の統制を図ろう
としても、商人達の強烈なる反対運動が余儀なく展開される情勢下
にあった。まさに、村山地方は典型的な非領國的な地域であったと
いえよう。

村山地方は近世中期以降、商業的農業が盛んな地域であり、村山
地方の地主制の形成は石代納の傾向が強まり、定免制がとられてお
て、生産性の向上と商業の発達に支えられながら進行していった。
地主の中には、在方商人でもある人が多く、また、大庄屋、名主と
して村落の指導的地位を保持している人も多かった。これらの豪農
商層が結束して、領主が試行しようとする専売制に反対し、実施を
阻む役割を積極的に果たしたのである。また、在方商人たちの
一致団結だけでなく、一般の生産農民とも運動しながら、専売制に
反対し、計画の撤回を迫ってきたのである。

このような社会的な背景のもと、特産物に対する課役は、永納制
が多かった事情を察知できるといえよう。

表4 村毎の水漆代と漆蝨代

村名	水漆代	漆蝨代	村名	水漆代	漆蝨代
楯北	239文	貫864文	青柳	39文	貫142文
楯西	415	1,495	片生	20	73
楯南	160	571	本道寺	24	87
仁田	4	15	入間	9	33
本楯	164	593	兵助新田	435	1,569
高屋	529	1,912	吉川	312	1,126
柴橋	144	518	谷沢	470	1,703
小見	17	61	米沢	123	442
大谷	95	343	八畝	395	1,425
大暮山	96	346	達摩寺	3	8
小清	32	114	北目	80	318
黒森	24	88	北山	140	485
貫見	47	169			
沢口	33	119	合計	4貫800文	17貫330文
小柳	15	53			

この表から、水漆よりも漆蝨に対する役銭はどの村においても約三・五倍も多く賦課されていることがうかがえる。宝暦期における柴橋村の「漆之代」と「蝨之代」は元禄期と全く同じ額なので、長年にわたり定小物成として納めていたものと思われる。貫見村では、寛文十二年の場合も同じ課役となっており、近世初期において既に割付が定められていたと思われる。⁷⁾

水漆と漆蝨に対する課税がどちらに比重を大きく課していたかについては、所領の違いやどちらが経済的に有益であるかにより違っ

ていたと思われる。例えば、留場村においては、元禄期から元治期に至るまで、「漆之代」が永二七七文で、「実之代」が二一文と「漆之代」の比率が大である。⁸⁾ 白岩村の場合も、天明八年の「村明細帳」によると、「漆之代」が永二七七文、「実之代」が四一文となっており、また、柳沢村の「御成ヶ割付之事」¹⁰⁾によると、宝永期から幕末まで、「漆之代」が永六七文、「実之代」が九文となっており、やはり「漆之代」の比率が大であり、水漆に対する課税比率が高くなっており、柴橋村などの場合と異なっている。

漆木に対する課税は、永納が普通であったが、正漆（水漆）をもつて納入しようとする時期もあったようである。

寛保二年に、寒河江代官所では、正漆上納を施行しようとして、次のような質問を出し、名主、組頭、長百姓が答弁している史料がある。¹¹⁾

一、(質問) 漆木に対する課税はいつ頃から行われたのか。当初から永納であったのか、又は、以前は正漆を上納していたが、どのような理由により永納となったのか答えよ——(答弁) 元禄二年、小野朝之丞代官の時に始めて正漆の上納を示達され、元禄八年まで七年間行われたが、漆搔をすると、漆木は立枯となるので、正漆上納を免じてくれるようお願い、元禄十年に諸星内蔵代官の時に永納となったものである。

一、(質問) 漆搔は、持主が自ら搔き、水漆を売り払っているものなのか、それとも他所から来て、搔取り、買い上げているものなのか答えよ——(答弁) 漆搔は木が枯れないように、老木は七、八年間隔に、若木は四、五年間隔に行っており、搔人は庄内辺りか

表2 寒河江代官所管内の村毎に課せられた水漆代と漆蠟代

村名	村高	水漆代(比率)	漆蠟代(比率)
楯北	4,118石4斗0升6合	239文 (21.7%)	貫864文 (78.3%)
楯西	3,694, 2, 4, 8	415 (21.7)	1, 495 (78.3)
楯南	1,639, 9, 7, 2	160 (21.9)	571 (78.1)
仁田	469, 3, 8, 2	4 (21.1)	15 (78.9)
本楯	264, 2, 9, 5	164 (21.7)	593 (78.3)
高屋	483, 1, 2, 5	529 (21.7)	1, 912 (78.3)
柴橋	1,291, 2, 7, 6	144 (21.8)	518 (78.2)
小見	299, 6, 1, 6	17 (21.8)	61 (78.2)
大谷	589, 8, 8, 1	95 (21.7)	343 (78.3)
大暮山	123, 6, 7, 5	96 (21.7)	346 (78.3)
小清	362, 6, 8, 0	32 (22.0)	114 (78.0)
小黑	130, 4, 6, 7	24 (21.4)	88 (78.6)
貫見	312, 9, 6, 9	47 (21.8)	169 (78.2)
沢口	346, 1, 9, 8	33 (21.7)	119 (78.3)
小柳	61, 5, 4, 3	15 (22.1)	53 (77.9)
小青	160, 9, 3, 6	39 (21.5)	142 (78.5)
片生	92, 0, 1, 7	20 (21.5)	73 (78.5)
本道寺	137, 8, 1, 9	24 (21.6)	87 (78.4)
入間	450, 6, 0, 1	9 (21.4)	33 (78.6)
兵助新田	29, 2, 0, 2	435 (21.7)	1, 569 (78.3)
吉川	481, 7, 7, 7	312 (21.7)	1, 126 (78.3)
谷沢	1,035, 3, 6, 3	470 (21.6)	1, 703 (78.4)
米沢	785, 3, 5, 9	123 (21.8)	442 (78.2)
八瀨	268, 1, 7, 1	395 (21.7)	1, 425 (78.3)
達摩寺	949, 0, 0, 9	3 (27.1)	8 (72.9)
北目	590, 1, 0, 5	80 (20.1)	318 (79.9)
北山	314, 7, 2, 1	140 (22.4)	485 (77.6)
合計	2万0,388, 0, 5, 0	4貫800 (21.7)	17, 330 (78.3)

表3 小物成運上高

村名	青苧畑役	漆木役(本数)	山木の実
狸森	38貫5文0分	36貫143文0分 (4,845本)	石7斗1升
清池	—	773, 0 (736)	—
谷柏	136, 1	250, 3 (—)	—
漆山	—	1, 833, 0 (1,746)	—
菅沢	5, 928, 0	1, 815, 0 (—)	4, 5
長谷堂	20, 126, 0	76, 606, 0 (1万1,483)	3, 3, 0
山寺	—	4, 154, 0 (2,374)	—
十文字	37, 0	1, 942, 0 (1,110)	—
黒沢	270, 0	721, 0 (103)	—

せざるを得なかった。⁽⁵⁾
 時期により、物納が全然なかつたわけではない。明和元年の小物成運上高は表3のようになってい
 る。
 この表からうかがえるように、狸森、菅沢、長谷堂の三村だけは永納の外に物納として山木の実を納めているが、他は永納だけとなっている。青苧畑役を納めている村はそれほど多くはない。長谷堂村の場合についてみると、青苧畑役よりも漆木役の方が圧倒的に多く、漆木は一万本を超える程に多く植栽されていた。

明和九年の「覚書帳」によると、山口村における小物成の中で、青苧畑役が八九文二分であるのに対し、漆木役が二貫四二一文で、青苧畑役よりも漆木役の方が圧倒的に多かったことがうかがえる。漆木数は一、四一六本だが、そのうち五七本が半枯となっている。
 漆蠟は一駄(四〇貫匁)につき、冥加永として五四文七分を納めさせている。⁽⁵⁾
 元禄期のものでしょうか「寒河江料村々田畑高辻覚」⁽⁶⁾によれば、村毎の「漆之代」(水漆に対する役銭)と「蠟之代」(漆蠟に対する役銭)は表4のようになってい

がおるので、そのような者を見付け次第、捕押え、役所に申し出るように指示を出している。

近世後期になると、漆木栽培は木の実を採取し、漆蠟に加工することよりも、水漆を採取する目的へと大きく転換する経過をたどっている。

(注)

- (1) 「嘉永元申年、書上扣」〔朝日町史編集資料〕一〇号
- (2) 「漆苗木の調べ」〔山形市史編集資料〕八〇号
- (3) 「覚」〔天童市史編集資料〕七号
- (4) 「覚」〔大江町史資料〕六号
- (5) 「解説」〔朝日町史編集資料〕七号
- (6) 「仰渡」〔天童市史編集資料〕七号
- (7) 「覚」〔大江町史編集資料〕一号
- (8) 「森本秀晋家記」〔南村山郡誌 全〕二二〇頁
- (9) 「覚」〔朝日町史編集資料〕一〇号
- (10) 「嘉永元申年 書上扣」〔朝日町史編集資料〕一〇号
- (11) 「村中掟連判状」〔山形市史編集資料〕一七号
- (12) 「乍恐奉願候御事」〔天童市史編集資料〕二六号
- (13) 「朝日町の歴史」二八三頁
- (14) 「乍恐以書付奉願上候」〔大江町史編集資料〕一号
- (15) 「朝日町の歴史」二九一頁
- (16) 「覚」〔朝日町史編集資料〕五号
- (17) 拙著「出羽南部の地域史研究」一五三頁

- (18) 「乍恐以口上書奉願上候事」〔大江町史編集資料〕二号
- (19) 「仰渡」〔天童市史編集資料〕七号

二、漆に対する役銭

近世の村山地方には大名領、幕府領、旗本領、寺社領、他藩の飛地領があるといった具合に、実に複雑に入り組んだ領有関係が大きな特色となっており、米沢藩が実施しているような青亭や漆蠟の国産品に対する専売制を施行することは困難であり、代納制が主流であった。

漆木に対する役銭は山形藩の場合、成木一本につき七文、半枯漆木は一本につき一文の賦課があり、その上、漆木が植えられている地所には畑年貢が課せられており、まさに二重の徴税がなされていたことになる。

元禄期にあつては、水漆代よりも漆蠟代の方が圧倒的に多かったようである。寒河江代官所管内の村について、村高と漆木に対する賦課の中で、水漆代と漆蠟代はいか程であり、その比率はどうであったかについて記したのが表2である。

この表からわかるように、元禄期にあつては、漆木に賦課される役銭の七八%台が漆蠟代であった。この時期にあつては、漆蠟の方が水漆よりも経済的な取り引きが多かったことを示しているといえるよう。

正徳五年、西田太郎左衛門が左沢代官のとき、新漆役を賦課する意図のもと、漆木改めをしようとするも、西五百川地区の農民が騒動を起こし、左沢役所に押しかけ反対したため、漆木の改めは中止

し、その代金を新田開発の資金に充てたいので、漆木の搔枯を認可してくれるようお願いしている¹⁴。それだけに、水漆の経済的価値が高いことを示しているといえよう。

枯れた漆木を伐取る場合にも大庄屋まで届け出る必要があった。

また、漆搔を仕事にして、他領からやってくる人を許可なくして留置いたり、宿泊させたりすることも禁じられていた。搔人は漆搔鑑札の交付を受けた者でなければ漆搔をすることはできなかった。

漆搔きの作業は、上幅五尺廻り以上の太い漆木であれば、一人て一日に二〇本程度の搔き上げであった。漆木の部位により、上へん搔き、表鎌、留搔き、枝搔きの四種があり、採取された水漆の代金にもそれ相応の差がつけられた。水漆三樽（一樽で正味七〜八貫）で平均三六両が相場値段で、漆木代金二五両、搔子への給付が五両、山師や搔子の食糧費が二両かかり、残った四両でもって搔枯した後には漆苗木を仕入れ、栽植しなければならない勘定であった¹⁵。享保期においても、漆の搔枯は禁止されているにもかかわらず、搔枯が増大しており、村々に対し、漆搔を担保に金銭を貸付けて商売をしている者もあり、搔枯をすることは曲事なることなので、搔枯をする者は重罪に処し、この行為を知りながら隠置するような役人がおれば同罪とする。搔枯をする者に対し、宿を提供することはやってはいけない、と布達¹⁶している。

近世後期になると、漆蠟は西南日本の蠟燭に圧倒されて不振をきたし、水漆の方に大きく転換するに至った。そのため、養生搔と称しながら、禁じられている漆木搔が随所に見られるようになり、漆搔人に対しては、本人だけでなく、村役人までも罰金を科するよう

に触達している。

左沢領では、嘉永二年に、禁制となつている漆木搔枯を実施したとし、九名が入牢の罰を受け、うち七名が八月二十七日から九月四日まで入牢させられた¹⁷。

越前の権十郎は寛政七年四月に、次のような願いを役所に提出している。

左沢領の村々の百姓は、年貢納入が皆済できずに難渋しており、雄木半枯の漆木を売却して年貢を上納したいと申すので、雄木半枯を搔取る分として金子を渡したところ、雄木は半枯であっても、搔取は認められない、との示達があつた。そのため、手渡した金子を返すよう、再三にわたつて申し上げたが、返済されないで、返済の指示を願ひ上げたところ、百姓に対し、返済するよう示達がなされ、ありがたく思つている。だが、六分通りの返金を指示されたものの、四分通りの返金程度で、その外の滞納者に催促するも、どのように心得ているのか、今もって返済していないので、迷惑この上ないことである。自分は遠国からやってきており、漆の仕事を家業としているので、返金していない百姓に早速返金するよう仰せ付けていただきたい、と懇願している¹⁸。

水漆を入手するため、越前からやってきて、漆木の搔取をするために、前金を渡したものの、半枯の搔取が認可されていなかったため、搔取はなし得なかつたことを示している。寛政期には、木の実よりも水漆の取り引きが盛んになってきていることを示していると見えよう。

嘉永三年の触書¹⁹には、荒地や空地に植え付けた漆の芽を取るもの

一、極上木なら、二〇本位が一人掻に相当し、この代金は二五兩位となる。

一、五・八・九寸廻り位の漆木なら、七〇〇本位が一人掻に相当し、この代金は一四、五兩となる。

このように、漆木の太さにより、一人掻の本数は異なってくるし、その代金にも違いが生じてくる。五尺廻り一本の漆木の代金は三朱より一步・一步二朱・二歩・二歩二朱などさまざまであり、稀には一本で二兩余もする大木もあったようである。⁽¹⁰⁾

木の実から蠟に仕上げる工程は、木の実の殻を取り除いて、粒とし、搾蠟の順序となる。蠟搾りには釜・桶・秤・搾り道具を必要とした。生蠟に仕上げた上、晒せば精製品の晒蠟となり、蠟燭の原料に仕上がる。

漆蠟の原料となる木の実について、守るべき次のような規定が定められている。

木の実を盗み取ったりしてはいけない。たとえ、盗みにあっても、小物成は納入するようにする。盗人を見付けたら、届出るようにする。若しも、隠し置いた人からは一貫文の過銭を取り立てる。たとえ、子供であっても、木の実を拾ったりしてはいけない。⁽¹¹⁾

享保十五年に、貫津村と原町村との間で、漆木をめぐる訴訟が次のような理由のもとに起こっている。

貫津村の用水堤の土手に漆木が植え付けられておったが、八月十一日に原町村の組頭善右衛門を先頭に七、八人がやって来て木の実を採取したので、貫津村の堤守又兵衛が出發して行き、どうして当村の漆木の実を採取するのか、と申ししたところ、原町村の者たちは、

堤土手からは原町村の領分であるので採取しているのだ、と申すので、又兵衛はそうではない、貫津村の領分であると云って、合意に至らず、庄屋へ申し上げると云って帰ってきた後に、理不尽にも木の実を採取した。その後、両村の間で堤土手の木の実をめぐる争いが続いた。原町村の庄屋の使者が貫津村庄屋嘉右衛門の所へやってきて、堤土手の半分は当方の領分で、長いこと漆木を植え付けてきたものである、と進言している。堤については、古来から貫津村の領分で運上金を出しており、土手の刈敷や漆木の維持管理も当方で行っており、二年前の堤破損に際しての普請も当方で行ってきたおり、原町村が他領を引込み、領分と申すことは役所に苦勞をかけた、百姓にとっても迷惑なることである、と訴状を提出したものである。⁽¹²⁾

享保期の頃は、貫津村と原町村とが木の実を採取するのがねらいで、領分をめぐる争いを起こす程に、木の実の経済的価値が高かったことを示しているといえよう。

漆木掻は勝手に行ってはならないが、養生のために行う場合には大庄屋まで届出を済まし、指図を受ける必要があった。

養生のために行う木掻とは、成木で七、八年毎に、若木で四、五年に一回の割で、漆木の成育上掻いてやることで、その時期は秋土用過ぎの九月頃がよく、根元から上、四、五尺までの木肌の部分三、四カ所に搔疵をつけ、水漆を採取してやることである。⁽¹³⁾ この水漆はいうまでもなく塗料用に使われる。

また、文化三年十月には、左沢領の所部・葛沢・滝ノ沢・塩ノ平、各村が入会地であった所に、堰堀を通して新田開発をしたいので、入会地に植え付けられている漆木を掻枯にし、採取した水漆を売却

表1 植え付けた漆苗木の本数とその後の生育状況

村名	植え付けた本数	うち、根付いた本数	枯れた本数	枯木の比率
土坂	110本	40本	70本	63.6%
本木	156	50	106	67.9
下桜田	242	105	137	56.6
八森	220	50	170	77.3
八波	272	100	172	63.2
草谷倉	81	36	45	55.6
上桜田	214	70	144	67.3
平清水	320	125	195	60.9
合計	1,615	576	1,039	64.3

しまう本数が根付いた本数よりも多いことで、全体の六割も枯れており、栽培の難しさを示しているといえよう。

安政六年に、高揃村が届出た漆木数は六、二〇本で、そのうち大漆木が三、〇七七本、小漆木が三、〇四三本となっており、大・小の漆木がほぼ同数であることから、継続して漆木が植え付けられているのではなからうか。

所部村では、植え付ける漆苗木は従来、米沢藩内から入手していたが、桑畑の跡に専ら漆を植え付けるとのことで入手できず、天保七年には、

大泉次郎右衛門から買い上げて植え付けることにせざるをえなかった。木の実が付く雌木は少なく、漆木一〇本につき一本位にすぎない、と記してある。⁴⁾

寛政二年四月に、左沢代官川俣治郎兵衛は漆の苗木を各村に植え付けさせている。天保十三年から安政元年までの十二年間に三万五、一三六本が植え付けられている。⁵⁾

漆苗木の植立には、藩領でも幕府領でも、各村が精を出すよう指示がなされており、耕地となっていない荒地には植え付けるよう触れられている。⁶⁾

左沢領では、宝暦九年二月に、漆苗木を伏せ置くように示達しており、青苧や漆木を植栽することは百姓にとり利益の大なることを強調している。⁷⁾

嘉永元年、山形藩主秋元氏の家臣である黒子十郎兵衛が漆山陣屋郡奉行であった時に漆木の植立を進言し、許可となった。その植立の計画は、嘉永元年に漆木一〇万本を植立てれば、一五年目より、一本につき二朱ずつ木の実を採取できるので、計一万二、五〇〇両の収益が見込まれ、その配分は、五、〇〇〇両は村益、一、〇〇〇両は冥加金、一、〇〇〇両は担当の役所に納め、残り五、五〇〇両については、三、〇〇〇両は災害時に備えての備蓄米を購入する資金に充て、残り二、五〇〇両は立枯れた漆木分植継の苗木代に充てるというものであった。植立てられる漆苗木は担当の役所より村々へ配当され、係役人が見回り、手入れなどの指示を出し、そのための諸経費が懸かるので、収益金の一割程を担当の役所に納めることの必要性を述べている。⁸⁾

松山藩左沢領立木村の阿部六郎右衛門は漆苗木を多分に植栽し、村々に提供できたことの業績を高く評価され、文政元年と嘉永三年に大庄屋に就任し、漆苗木植付方を仰せつかっている。⁹⁾

成木になった漆木を掻き、水漆を採取するには、次のような基準にて行われる。

一、上方の廻りが四〜五尺位の漆木八〇本位が一人掻に相当し、この代金は二五両位である。

一、一〜三尺廻りなら二八〇本位が一人掻に相当し、この代金は二一三〜三〇両位となる。

近世期、村山地方における漆の生産と流通

渡部史夫

はじめに

近世における羽州村山地方の特産物として、青芋・紅花・煙草・漆などがあげられるが、青芋と漆は近世前期から中期にかけて最たる特産物であり、紅花は近世後期において特に栽培が盛んとなったものである。

この度は、近世期、村山地方の漆について、その生産と流通を中心に取り上げてみたい。

漆木を栽培するに当たり、いかなる守るべき規定があり、生産農民はどのように対処していたのか、について考察してみたい。

また、漆木に対する役銭とか、他領に荷送するに際し課せられる荷口銭などの課役についても取り上げ、はじめ漆蠟の生産が中心であったが、次第に水漆の生産へと移行していく推移やどのような地域へと荷送されていたのか、について若干の考察を加えてみたい。

近世期において、村山地方がもつ歴史的特色の一端について、漆の生産と流通を取り上げることによって、若干の考察を加えてみたい。

一、漆木の栽培

漆木には、山漆と里漆とがあり、丘陵地帯にも、里にも苗木を植

え付け栽培をしていた。里漆の植立場所は一般に穀物栽培が困難な地所に植え立てられている場合が多かった。

近世初期においては、漆は青芋と共に、特産物として重要視され、栽培にも意欲的に取り組んだ。

実ぶせをし、苗木に育てるには、次のような方法が嘉永期にはとられていた。

漆の実を五〇日も水に漬け、土用前に畑の畝を平らにし、土を粉々にし、その上に種を振り散らす。せなごえのようなものをよく干し、糞肥を合わせ、干してよくもみ、粉にして種の上に振り付ける。雑草が生えないようにしてやると、翌年には芽が出る。その年は、そのま、育てるようにし、二年後に馬糞をまき、一尺置きの間隔にて一本ずつふせるようにする。余程根付いたのを確かめて、木より二、三寸程離れた場所に糞肥を注ぐようにする。そのようにしても、苗木が細かったら、もう一年そのまま伏せておく。このように、実伏せをしてから苗木を育てるまでに三、四年は要する。¹⁾

寛文二年における漆苗木の植え付けた本数、そのうち根付いた本数、並びに枯れてしまった本数と枯れてしまった本数の比率を村毎に記したのが表1である。

この表からうかがわれることは、漆苗木を植え付けても、枯れて

一平馬殿依頼当番被相勤候、此段從拙者共可相達旨、御当番天兵衛殿被仰聞候、御同役・御同席江被成御通達、入用之向江者御支配江も御申付可被成候 以上

五月十七日 御目付共

継上下 老具

紹御羽織 壹 秋元天兵衛殿

年来精勤有之、其上一昨年已来御勝手向格別御用多之処、暫も老人ニ而相勤候儀度々有之、老年之処太儀被思召、依之拜領物被仰付候段、近所最奇触

五月十八日

一二丸・三丸内ニおゐて、薯蕷堀荒候趣相聞、御要害之場所不憚所行如何敷事ニ候、已来心得違無之様可致旨、御当番志津馬殿被仰聞候、御同役・御同席江御通達被成、御支配并召使男女・家守等江も、御申達可被成候 以上

五月十九日 御目付共

御領分新山村、秋元但馬守様御領分松原村・長谷堂村御自分関所之儀、山形より

候分者男女共手形ヲ以相通候仕来ニ付、御勘定所より通手形受取持参ニ而、三ヶ所とも同様御関所江差出候之上相通候様可被致、依之、御用・私用共通行之節ハ、前以御勘定所江申立、手形受取候之様可被致之旨、去年七月月中相達置候処、近頃士輕之内心得違、無手形ニ而通行いたし候之輩有之哉ニ相聞、如何之事ニ候、

以後、心得違無之様可被致候、且是迄、右御関所通行之節、御勘定所江掛合手形被受取候得共、已後者其度毎当番江被申立候上、御勘定所江懸合、受取持参可被致旨、從拙者共相達候様、御当番志津馬殿被仰聞候、御同役・御同席へ被成御通達、御支配江も御申付可被成候 以上

六月四日 御目付共

一六月十九日、左之書付御勝手方御渡、尤中村源太左衛門殿江戸御勤番之処、吟味役浦壁重兵衛同道ニ而、当月八日頃御着之上之事

平馬殿八十二日上方へ御出立

江戸表御暮方不容易儀ニ付、格別之御省略ニ而、殿様御勤向第一ニ御凌方被執行

候ニ付、不得止事江戸表御家中浮米代金初渡物、其外共悉く相滯必至与御差支之次第、既ニ此節ニ至り御勤統被為遊兼候御場合ニ相成奉恐入候事ニ付、依之御家中之士輕御渡方、是迄被仰出候通被成下度候得共、右体御融通出来兼候ニ付、一統難洪之上高又難洪者深察入候得共、来八月より先当分飯米計為相渡候間、如何様ニも御間不欠様、御奉公專一二可被心懸候、猶追而被仰出候筋も可有之候之間、能々勘弁可被致候

未六月

右之趣、支配々々江も可被申聞候

士輕老人江老人扶持宛、七才以下三才迄者半扶持ツ、之割合ヲ以被下候事
一寄合者家内人数高飯米之内五厘減、小普請者七厘五毛減被下候事
一家内人数書、来廿四日吟味役所江可被差出候、輕輩も同様之事
右 可被相達候

未六月

附札

配下共人数書付者、支配取集差出候事
(かわせ ひとし 山形県立博物館)

未三月廿二日

一平馬殿当番加判被成御免之旨、天兵衛殿御達有之候

四月三日

大目付
御目付 江

前々被仰出も有之、殊ニ浜松表におもても度々被仰出候通、御家中士輕諸見物事不相成、尤御用捨ヲ以隠居并拾五才以下浪人之子供、且婦人之分者見物事不苦候得共、夜分并寺社境内ニおゐて之見物事者、決而不相成旨相達置候処、御得替已来近頃猥ニ相成、心得違曲馬面神楽等有之場所江罷越候輩も有之由相聞候、尤浜松表ニおゐても、角力曲馬等興行之節者、其時々行作能見物不苦旨、相達候上罷越候儀ニ有之候、当所ニおゐて之興行事ニ付而者、右様之達し無之処、猥ニ立入見物等いたし、或者夜分殊ニ不行作之体ニ而見物等いたし候輩有之趣ニ相聞、甚以心得違不束之至ニ候得共、先此度者人別御糺之上、御咎も不被仰出候間、以後猶又先年被仰出候趣ヲも厚被相心得、急度

相慎心得違無之様可被致候

一御得替後、当所諸事不案内之事ニも有之、且兼々被仰出候通、御勝手向御不練合等ニ而、御家中御渡方等不被行届、旁先ツ何事も御用捨ヲ以嚴重之被仰出も無之処、

士輕之内心得違、近頃懦弱之風俗ニ押移り、市中其外野行等之節、身分不相応異体之冠り物等いたし、如何敷体説ニ而罷出、或ハ無謂町在之者江対し非分等申懸、手荒の挙動いたし候輩も有之哉ニ相聞候、殊ニ当地御領分ハ多御他領入会之場所ニも候へハ、猶更不容易儀、以之外心得違之事ニ候得とも、是又先ツ此度ハ御糺之上不被及御沙汰候間、已後急度相慎可被申候、右之趣厚被相心得、支配々々江も可被申聞候

未四月

右可被相達候

輕輩共之内、御構^ま土手通し、立枯或者半枯等猥ニ伐取候趣相聞、御場所柄を不憚次第不埒之事ニ候得共、先此度者御糺之上御咎不被仰付候間、以後心得違無之様可致旨、從拙者共相達候様、御当番天兵

衛殿被仰聞候、御同役・御同席江被成御通達、此段御支配江も御申付可被成候以上

四月十二日

御目付共

^{平馬殿}

一平馬殿御借財方為取扱、上方筋御用被仰付候、此段從拙者共可相達旨、御当番天兵衛殿被仰聞候、御同役・御同席江御通達可被成候 以上

一左之御書付、五月四日天兵衛殿御達来ル六月朔日左之通為相改候事

一時之太鞍打方浜松之通り

但正月元日山形仕来伝達之通り

一出火之節打方

御城内

板木、太鞍打交

御城下

板木計

消火為知

半鐘

一徳川民部卿様御逝去 一略一

一同 車
井 筒

但當時秋元様を附渡大破之分、新規繕
ハ此節一度ハ御修覆ニ相成、其後ハ金
給取之士分并輕輩分計御修覆ニ相成候
事

右之分、作事方ニ而取扱候事

一 釣瓶并輪替

但、當時秋元様を附渡り釣瓶繩とも
無之分、并井戸浚之儀も格別砂ニ而も
多く落込、用水ニも不相成分、此節老
度ハ御修覆ニ相成候へ共、其後士輕共
自分修覆之事

一 井戸石卷キ損繕

但、當時秋元様を附渡大破之分、此節
一度ハ御修覆ニ相成候へ共、其後ハ金
給取之士分、輕輩計御修覆相成候事

右之分、中間頭取扱候事

未二月

御家中最合井戸之儀ニ付、去ル午六月七日
別紙之通取極ニ相成居候処、此節井戸最合
長屋之内、給人已上、金給取之士分、或ハ
輕輩等交り居、修履之儀混雜いたし候趣も
相聞候間、已後申談修履之上、金給取士分

并輕輩等割合出銅之分ハ、吟味役所を相渡
候之間、修履之儀前以吟味役所へ、一応相
斷可申候事

未二月

近頃、輕輩共之内、無謂ニ丸内江落葉拾
ひ候ニ事寄せ、多人數入込候趣相聞候、
右ハ御要害之場ニ候得者心得も可有之処、
不憚所行如何之事ニ候、以後用向有之立
入候共、心得違無之様可致之旨、此段從
拙者共相達候様、御当番志津馬殿被仰聞
候、御同役・御同席江被成御通達、御支
配へも御申付可被成候 以上

二月廿四日

御目付共

一 殿様、去月十五日依御奉書被遊御登城、
御官位之御礼被仰上候
一口達書老通、御馬廻番所江差出有之候間、
兩三日中御出御拜見可被成候、此段從拙
者共可相達旨、御当番天兵衛殿被仰聞候、
御同役・御同席江御通達被成、御支配江
も御申付可被成候 以上

三月五日

御目付共

此度殿敷御省略被仰出候ニ付、御親類様
方江七ヶ年之間、御音信(御斷哉)被仰進
候ニ付、御家中末々迄厚相心得、音物贈
答吉凶ニよらず儉素堅可相守候、尤無拋
誤合も有之候ハ、天保九戌年被仰出候
趣ニ可相心得事

右之通被仰出候間、被奉得其意支配々々

江も可被申聞候

右可被相達候

未二月

一 左之通、畑地割役所を触来ル
此度、御渡畑番付、畝歩書付ヲ以、来ル
十八日昼九ツ時ハ八ツ時迄之内、於役所
相渡候間受取可被申候

一 御渡を過畝歩之処、年貢上納ニ相成候

一 御渡畑地模様ニ寄、当秋割替ニ相成候場
所も可有之候間、兼而相心得可被申候

一 御渡ニ相成候畑地書付杭ハ不拔取、其俣
差置可被申候

一 畑地御渡増減ニ拘り候分并御長屋替等有
之候節者、役所江可被申出候

一 盛姫君様 去ル十日逝去 | 略 |

小以壹万式千四百拾貳兩

一金四百五拾九兩

殿様(忠精)
大殿様(忠邦)
大奥様(忠邦妻)
麻姫様(忠邦妹)
於銘様(忠精妹)
昌運院様(忠精叔母)
定姫様(忠邦妹)
倉姫様(忠精妹)

一金千九百三拾八兩

御献上・御進物、他所被下
米、其外とも御雜用

壹歩式朱

一金三千四拾壹兩

御膳米并江戸御家中
下々迄、御扶助米代・浮
扶持、昼扶持代等

一金六百四拾四兩

時抱、御歩士以下諸中
間迄給金等

貳歩式朱

小以六千八拾三兩

元金ニ差引不足

壹万式千百五兩

右者凡平均七歩減し之見込相定候而も、御
不足莫大之儀ニ而、御上納金ニ至り候而も
如何とも可致様無之、其外諸方御借財莫大
之儀ニ付、返済当惑之事ニ候
御達書宅通、従拙者共可相達旨、御当番志
津馬殿被仰聞候、御同席江御通達被成、御

支配江も御申付可被成候 以上

二月七日 御目付共

士分

同居家内持

同断 独身

輕輩

惣領・二男・三男別家いたし

家内持、独身之訳

同断 同居家内持同断

独身

右書付、来十四日迄、尤輕輩者同役一紙ニ
相認、其支配ニ取集、御勘定所江差出候様、
若増減有之候ハ、早々相届可申事

未二月

此度三ノ丸内ニ而畑地御渡之處、雪中ニ而
畑畝境不分明ニ付、雪消次第近日之内御渡
申候得者、御長屋向之内囲込之場所も有之
候間、改之上ニ無之而者、反歩取極かたく
ニ付、追而改之上増減も可有之候へ共、過
地之分者上納ニ相成候、尤畑毎ニ書付之杭
打置候ニ付、御受取之上者重而境界紛乱不
致様、御銘々ニ而御取締可被成候、勿論割

割日限之儀ハ其節御通達可申候へ共、前以

此段御通達申置候

御支配方ハ、不洩様御申付可被成候 以上

三之丸内

畑地掛

役所

正月晦日

御渡畑之儀、左之番付之内ニ有之候間、
兼而御心得被成、追而御銘々書付御渡申
候節、御引合可被成候

北者町口通方庚申堂境迄
一壹番方式百三拾八番迄

◎右のように、場所を二十一に分け、三千五百三拾四
番迄の番号を付しているが、省略

一別紙式通之趣、従拙者共可相達旨、御当
番天兵衛殿被仰聞候、御同役・御同席へ
も被成御通達、御支配江も御申付可被成
候 以上

二月十八日 御目付共

御城内長屋向最合井戸之儀、以後、左之通
両役所ニ而取扱候事

井戸鳥居木

公儀御條目、御家御條目、御本丸大番所
并御朱印之間江出候間、両三日中御出御
拜見可被成旨

一口達書彙通

右両様、従拙者共可相達旨、御当番天兵
衛殿被仰聞候、御同役・御同席江被成御
通達、御支配江も御申付可被成候 以上

二月朔日

御目付共

先達而相達候通、御渡方減引ニ付、士分
家内多之輩者御救米被下候ニ付而者、家
内之人数并子供之分ハ年齢附いたし候書
付、来ル八日・九日之内吟味役所江差出
可申事

一 輕輩之分ハ、右同様、頭支配⁵配下之分
取調差出可申、尤當時士分の方江奉公ニ
出居候分ハ、其訳相認差出可申事

未二月

一 御書付彙通并別紙彙通、御馬廻番所江差
出有之候間、両三日中御出御拜見可被成
候、此段従拙者共可相達旨、御当番天兵
衛殿被仰聞候、御同役・御同席江御通達
被成、御支配江も御申付可被成候 以上

二月三日

御目付共

旧臘御勝手向御逼迫之儀ニ付被仰出候趣

相達候節、去午年御取箇并御渡方割合書
付、為心得相達拜見有之候得共、其節江

戸表御幕方之割合迄者、委細ニ取調出来
兼、此地ニ而者不分明之儀も有之候之間、

大凡割合相達候得共、猶又両地ニ而小割
之処、篤与取調候処、別紙之通ニ相成、

江戸表ニ而も一同為致拜見候、書付之趣
被致拜見、実ニ御窮迫之訳被奉敬承、呉々

も御為ニ可相成存意有之輩者、少しも不
及遠慮、不願⁵失敬無服職可被申出候

右之趣、被奉得其意支配々々江も可被申
聞候

右可被相達候

未二月

一米三万八千三百四拾三俵
去午年山形御収納高并
永錢八十五貫之余納分

内

山形表御家中士輕御渡
方并諸中間迄、御扶助
米、且江戸御家中飯米
残り御渡方之分共

六十七拾貳俵

小以壹万三千四百三拾八俵
殘米貳万四千九百貳拾四俵

此金六千貳百三拾壹兩余

一金貳百六拾八兩余

元二口ノ金六千四百九拾貳兩

拂之分

一金貳百四拾三兩

一金拾六兩余

一金百貳拾兩

小以三百七拾九兩

一金三千貳百兩

内

式千兩者京大坂御拜借金、一ヶ年
相納候ハ、御皆納相成

馬喰町年賦御上納金
下ケ札

御上納金三口之儀者逼迫ニ付
御上納不行届、當時御歎願中
二有之候

京・大坂・日光并御焼失
之節御拜借金、御金藏江
御上納金

御台所下男、御脱中間、
諸中間給金等
但山形表御雜用之分

宝幢寺、其外御祈祷
料被下米

御献上入用、諸役所筆墨
紙・炭・薪并雨漏繕
都而御造用等

但米壹俵ニ付
金壹分替之積
諸運上錢之分

山形表御家中士輕御渡
方并諸中間迄、御扶助
米、且江戸御家中飯米
残り御渡方之分共

山形表長源
寺・其外寺々・通判書・町
年寄・取締・御用達共江被
下米等

但山形之分ハ、大概
秋元様申送ニ而
被下之分

一金八千六拾七兩余

浜松下総両地領地
御上納金

一同六畝歩ツ、長柄格帯刀之者

一 士分嫡子・二男・三男共、畑地不相渡、

尤役向ニ寄り別家いたし候哉、別家被仰

付候者江者、其身之格合ニ応し、畑地可

相渡候、輕輩惣領、二、三男とも右ニ准

し候事

一 輕輩父子兄弟同居之者、家主名前吟味役

所江、来ル廿八日迄、書付差出候事

右之趣、從拙者共可相達旨、御当番天兵

衛殿被仰聞候、御同役江御通達被成、御

支配江も御申付可被成候 以上

十二月廿三日

御目付共

殿様去ル十三日御元服、御前髪被為執、

同十五日依御奉書、翌十六日被遊御登城

候処御叙爵被為蒙仰候ニ付、御名大監物

様与御伺之通被仰出候、

一 殿様御事大監物様与被遊御改名候ニ付、

右之字訓遠慮可被致候事

右両様、從拙者共可相達旨、御当番志津馬

殿被仰聞候、御同役・御同席御通達被成、

御支配江も御申付可被成候 以上

十二月廿六日

御目付共

(朱) 弘化四丁未年中

豊後国実行

御刀一腰
代金七枚

水野 平馬殿

武蔵国正永

御刀一腰
代金五枚

秋元 天兵衛殿

山形浜松請取渡相濟

御懇之御意ニ而御書ヲ以被下之

御小袖 一重

水野 平馬殿

御勝手御用ニ付、出役いたし骨折候ニ付

拝領物被仰付之

麻上下 一具

水野 小河三郎殿

御所替ニ付、靈神様守護相越太儀ニ思召

候、依之拝領物被仰付之

御小袖 一重

水野 志津馬殿

御所替ニ付、御用多、其上御用物守護相

越太儀ニ思召候、依之拝領物被仰付之

別紙之通、拝領物被致候間、從拙者共可

相達旨、御当番志津馬殿被仰聞候、御同

役・御同席江御通達被成、入用之向ハ、

御支配江も御申付可被成候 以上

正月十一日

御目付共

殿様御叔母連寿院様御死去一略一

士輕家内多ニ而御渡高人有扶持ニも多分

不足之輩江者、取調之上、士分七才以上

忝人江一ヶ月七升五合ツ、輕輩七才以

上忝人江壹ヶ月五升ツ、別段為御心附

被下候之趣心揃相達候得共、以後改而士

輕共八才以上忝人扶持、七才以下三才迄

ハ半人扶持、天保九戌年御渡方割合ニ届

候迄ハ被下ニ相成候事

一 士輕家内多ニ而、前条御救米被下候分、

親子同居之輩、親之分ハ親ニ之御渡方高

ニ而、家内人数ニ差引いたし、不足之分

者月々御救米被下、子之分も同様別々ニ

御救米被下候事

未正月

別紙之趣、從拙者共可相達旨、御当番平

馬殿被仰聞候、御同役・御同席江御通達

被成、御支配江も御申付可被成候 以上

正月廿九日

御目付共

差引勘定可被相立候、尤御心付金返納方不足候ハ、其子細筋道相立候様可被申

立候、尚取調之上相当之取計可致候

右之趣、委細吟味役所江可被談候

午十二月

御目付江

格別御厳法減渡中、左之通相定

一 士輕家内多ニ而御渡高人有扶持も多分不足之輩江ハ取調七才以上老入江一ヶ月七升五合ツ、輕輩七才以上江一ヶ月五升ツ、別段心付被下候事

一 寄合江ハ減引高方尚又七厘五毛之増引、小普請ハ減高方壹歩之増引ニ相成候事

一 士輕嫡子・惣領・二男・三男とも、減引高方尚又左之通増引ニ相成候事

家内持 七歩渡

独身 五歩渡

但勤柄ニ寄、別家被仰付候分ハ外並減引割之通被下候事

一 役料等、左之分不被下候事

一 役料 一 筆紙料 一 役扶持

一 添扶持 一 書籍料 一 葉種料

一 勤金 一 役金 一 歩横目 増老入扶持

一 郡奉行支配吟味方同断

一 問屋詰同断 一 木羽金 一 汁ノ実代

一 菜代 一 汁ノ実代

一切米四拾五俵三人扶持已上之輩、住居・長屋并物置共自分修覆之事

一 給金壹両貳歩式人扶持以上之輩、住居・長屋ハ御修覆ニ相成、物置并庇等者自分修覆之事

一 輕輩八拾才以上勤差免候もの江者、渡高之内方尚又貳歩引ニ而相渡候事

一 輕輩之子供格別之訳ヲ以、組々江雇申付候独身もの、是迄無引式人扶持之処、以後老入扶持相渡候、尤浪人、家内持之雇無抛筋之分ハ、是迄之通相渡候事

一 御医者江薬種料不被下、并病家方薬礼等も自然不任心底儀も可有之哉、旁双方とも可為難儀候ニ付、士輕共服薬之節、服薬数通帳ニ記し置、歳尾ニ到り、吟味役所江双方可被差出候、然ル上者壹服ニ付銀貳分掛之割合ヲ以、上方半高被下候間、病家よりも御医者江半高も薬礼可被致候事

右可被相達候事

午十二月

御目付江

三ノ丸内畑地、別紙之通、御家中士輕江被下候、尤住居、長屋最寄ニ而可相渡候得共、場所ニ寄り一様ニも難相成候間、其旨可心得、委細畑地割懸り之輩江可被談候

右可被相達候

午十二月

一 畑七反歩ツ、 高千三百石

一 同四反五畝歩ツ、 高四百石方六百石迄

一 同三反歩ツ、 百人扶持方三百石迄 松本頼母

一 同式反五畝歩ツ、 高式百七拾石方式百石迄

一 同式反三畝歩ツ、 高百五拾石方合力米百五拾俵、百貳拾五石迄

一 同式反歩ツ、 高百石方合力米百俵拾式人扶持、給人格迄

一 同壹反七畝歩ツ、 御横目格方扶持方取 医師迄

一 同壹反四畝歩ツ、 金給御医者方御中小姓、下立格迄

一 同壹反式畝歩ツ、 御歩士方坊主組頭格迄

一 同壹反歩ツ、 小頭方小役人出役迄

一 同八畝歩ツ、 足輕・坊主・古足輕 職人格迄

一切米拾五俵式人フチ 三分六厘引

残拾五俵壹合 (足輕)

右属扶持有之分、本高二結び、書面之通、割合ニ相成候間、外ニ属扶持無之儀与可被相心得候

御目付江

別紙相達候通、来未年御渡方嚴敷減引被仰出候ニ付、一同之艱難察入候事ニ候、素々如何体ニも取続之出来候程ハ、御救可被下との厚き御趣意も有之、格別之金配方取計、御救之儀ハ勿論之事ニ候へ共、追々相達候通御取箇相減候ニ付而ハ、御借人等も差響不任心底事共有之候、其上当冬被遊御目見候ニ付而ハ、連々御公務御入用ハ相高ミ、且其筋江御上納金等ハ暫も御猶予難相成廉等有之、実ニ無御抛儀ニ有之候、乍去從來被召使候御家中一同御扶助不被行届、取続之程御不案内且御不本意ニ被思召候ニ付而者、御手許其外品々格別御省略之上、此度被仰出候儀ニ而、段々厚く臣下之難儀を被遊御心勞候上、不被得止被仰出候儀ニ有之候、尚又就御所替而ハ一同格別臨時費等も有之、且当地とても諸事不案内之事ニも有

之、何角ニ付雜費不少儀ニ而、実ニ必至之難洪ニ可有之候、乍去前条之通不被得止事故、其処厚可被奉恐察候、追々御儉約御減渡ニ付而ハ、一同取続のため御用捨之筋も可被仰出候条、經濟方工夫專一、勿論士道厚被相守、艱苦如何体ニ茂被相凌、変世之御厚恩を被奉報候心得方肝要之事ニハ候得共、右者別段御在所之輩者就御所替不容易艱難之儀ニ付、猶又別条之通相心得申達候間、被得其意支配々々江も、克々可被申論候

右之趣、無急度可被相達候
午十二月

御目付江

追々相達候通、御勝手向極御窮迫ニ付、当暮御渡不被行届、漸就御所替之御心附金、残之分夫々割合ヲ以被下置候次第、御家中一同困難実ニ歎數事ニ被思召候、依而ハ来未年御渡方、可也ニ取続之出来候様、御救被下度候之処、委細先達而被仰出候通、何分ニも御繰合出来兼、深く被遊御心痛候得共、御公務計ニさへ御行届被成兼候儀ニ付、不被得止別冊之通嚴引被仰出候儀ニ候へハ、

尚又如何体ニも被取続御奉公可被相勤候、右之趣被奉得其意、支配々々江も厚可被申聞候
午十二月

来未年御渡方月割書付、月々平等ニ割合、来ル廿四日吟味役所江書付半紙横帳ニ認差出可被申候、尤勝手ニ付十二月ニ残米多く相成候分ハ不苦候、

但未正月分、当十二月受取相濟候分ハ、其高正月分ニ割込書付可被差出候

一 士分嫡子、惣領、隠居并輕輩惣領、二男・三男等扶持方受取之分者、月割帳吟味役所ニ而出来之上、追而相達可申事
午十二月

一 今度御心附金残之分、内渡・皆渡等取計候ニ付而者、船荷物賃錢一旦上取替拂ニ相成候分、右之割合ニ准し上納可被致候、尤荷物多ニ而御心付金ニ而船賃不足之分者取調之上、延納或ハ弃捐等ニ可申達候

一 御所替之節、御用金無抛遣ひ込、只今迄勘定延引之分、右御心付金相渡候ニ付、

辛勞候段奉恐入候儀ニ有之候、就而ハ、当年御渡方当夏以来不相渡分、当暮御取箇之内ヲ可取計儀者勿論之事ニ候へ共、

不被行届、御借り入ヲ以なりとも御救可被下処、是又当春以来御所替御用余大金之儀ニ候間、江戸・上方筋銀主とも無残所調達之儀申談、其上御近親様方江も御助力之儀被仰進候得共、見込之半高も不出来候ニ付、夫々強而御頼入ニ而少しなり共、追々出金之上之儀ニ候へハ、此上御借入之儀相成兼候儀ニ有之候、其上当国辺馴染も無之候へハ、是迎も御融通附兼、此末之御凌方如何可相成哉、当惑無量儀ニ有之候、依之御家中取続之程も難出来儀ニ歎敷被思召候得共、右様之次第不被得止訳柄ニ付、御渡方残之分、両度塩噌代相渡候外、当暮不被行届、飯米計被下候ニ就而者、御所替ニ付可被下置御心附金、内渡ニ相成候分不殘可相渡処、

是又前条之通、極御不繰合ニ付不被行届、別紙之通割合を以相渡候条、一同右等之趣、厚被相心得、艱難辛勞如何体ニも被取続、正路ニ御奉公專一可被心掛候、尤又々御融通少しニ而も附候ハ、右御心

附金残之分相渡、其外之輩江も御救被下

候儀も可有之候、且又前文之通、御暮方御窮迫之御時節ニ至り候間、聊ニ而も御為ニ可相成見込有之輩ハ、無遠慮可被申出候、依之別紙御取箇并両地御家中御扶助等割合書付差出候間、被致一覽御難渋之訳可被奉敬承候、尤江州御領分^{半切}之儀ハ、上方筋御借財^{半切}の方へ差向候儀ニ而、実無拋廉ニ可被心得候

右之趣被奉得其意、支配々々へも懇ニ可被申聞候
右可被相達候
午十二月

^{半切}御城附御領分当午御取箇高

一米三万八千弍拾三俵壹斗七升七合壹勺
一米八拾四貫四百八拾九文八分五厘弍毛
此金八拾四両壹步弍朱

永百拾四文八分五厘弍毛
当午御家中士輕知行給扶持御渡方高

一米三万七千五百六俵壹斗六升六勺
一金五千五百五拾五両三分
一永五拾九文八分六厘
右之通差引殘米五百拾七俵壹升六合五勺

金子ニ而八千四百七拾壹両壹分、永七拾

文八毛程之御不足ニ付、御暮方何分ニも不被行届候ニ付、不被得止、当夏以来御渡方飯米、塩噌代之外、不相渡候事

外ニ江州御領分、当午御取箇高
一米凡四千俵程

右者上方筋御借財御返済向等ニ御入用之分

^{半切}御所替ニ付、可相渡御心付金殘高之内
渡割

七步渡 給人以上
八步渡 御中小姓以上
皆 渡 下立以下輕輩迄

来未年御渡方減引割

◎以下細かに、祿高、米換算、引高、引率、渡高が記載されている。例を一部あげて省略する。八月からまた人扶持に戻るようになるようである。

一高千三百石 九分壹厘七毛引(家老)
残百三拾俵壹斗五升(実支絛)
一高百石 七分四厘三毛引
残三拾壹俵弍升弍合
一六両弍人口 四分弍厘九毛引(歩士)
残拾六俵弍斗三升三合

候、此段從拙者共可相達旨、御当番天兵衛殿被仰聞、御同役・御同席江御通達可被成候 以上

十一月廿三日 御目付共

当御領分御收納糶百七拾壹俵ならでハ無之ニ付、御家中士輕渡し引足不申ニ付、左之割合ニ而正月分飯米渡し之内ニ而御渡ニ相成候間、望之者申合最合書付、来月三日吟味御役所江御出可被成候、尤最合之内誰名前ニ而受取与申事御書記し可被成候、廻状早々御順達、留りより役所江御戻可被成候 以上

一 御茶道方

御料理人頭格迄

壹俵四人最合

一 小役人方

組々輕輩之分

壹俵五人最合

右之通、家主計江御渡相成候事

十一月廿七日 大藏役所

名宛

◎最合ニ共同、身分の上の者の分は省略カ、

殿様去月廿二日御袖留、御額直無御滞被為濟候

右之趣、為心得從拙者共可相達旨、御当

番志津馬殿被仰聞候、御同役・御同席江御通達被成、御支配江も御申付可被成候 以上

十二月十二日 御目付共

御家中門松、小白川村於御林相渡候処、中ニ者本木被受取候輩も有之哉ニ相聞候、右ハ先年枝松相用候様定ニ相成候事ニ付、本木被受取候輩者、御目付役所江早々可被申出候、其上ニ而枝松与引替相渡可申事

一家守共、此節迄立拂之儀申出候ニ付、先達而相達置候通、此度改而寺請証文并受人等耽与相糺候上、被召抱候而も不苦候、尤右之内、人物不宜者も有之哉ニ相聞候間、差留ニ相成候者も有之候、其段相心得可被申候、且又一季抱下人共与違、家内一統住居もいたし候事故、不都合之次第有之候而も不宜候間、長屋一棟之輩ニ能々被申談可被召抱候、右ニ付而ハ、御目付役所ニ而鑑札相渡候間、其旨可被申出候

右同様、從拙者共可相達旨、御当番平馬殿被仰聞候、御同役・御同席江御通達被成、入用之向ハ御支配江も御申付可被成候以上

十二月十四日 御目付共

一左之御書付數通、十二月廿日於御本丸士分惣出仕候而被仰出 御目付江

御勝手向之儀、兼々相達候通、累年御難洪之処、昨年御高被減且御所替ニ付而ハ御物入莫大之儀ニ而、諸事之御融通確与御差間ニ相成、必至之御窮迫難述尽儀ニ有之候処、此度被遊御拝領候御城附・郷村之儀、彼是御不都合之筋多く、其上御取箇格外御減少ニ相成、米価ハ別段下直ニ而聊之御補ニも相成兼候事ニ候、江州御領分之儀も、蒲生郡之宜敷場所ハ御上知ニ相成、水難等有之村々多相殘、是又御不都合之御儀ニ有之候、依之右御取箇ヲ以割合候得者、御公務且御暮方、御家中御扶助等御不足不少儀ニ相成、如何様とも可取計手段尽果候、其上無御抱御上納金等も有之、彼是恐懼至極之儀ニ候間、品々御省略筋相積候得共、中々以御不足不容易儀ニ有之候、乍去御家中一同御所替ニ付而ハ、別而難洪弥増候儀ニ而、定而心痛之事共可有之与、乍恐深く被遊御

成候而も、諸事其俣被差置候儀ニ付、此度御転封後御引直茂難相成、御收納等万事御不都合なから、其俣被差置儀ニ有之候、右ニ付而者、此度御家中士輕飯米村々々持届候分も、御新領之方者俣実、米性等別而不行届之事ニも可有之哉ニ候、乍去前条之通是迄之仕来ニも有之間、其通厚相心得可被申候、猥ニ持夫等江難し候儀等有之候而者、村方甚難涉之儀ニ候間、勘弁も可有之故、中ニ者心得違之輩も可有之処相聞候間、為心得此段相達候、支配々々江も可被申聞候右之趣、從拙者共可相達旨、御当番平馬殿被仰聞候、御同役・御同席江御通達可被成候 以上

十一月三日 御目付共

^{十一月十八日}一三之丸口々柵門番所、是迄長柄格中間ニ而居附相勤居候、尤秋元様方附送相成候処、当節柄之事故、輕輩之内居附勤為致度思召ニ付、望之者ハ申出候様、勿論手狭ニ而住居相成兼候分ハ、建継被仰付候由、為心得御奉行伴藏殿御口達

十一月廿四日 御便到来恐悦有之、町便之由

殿様去ル十四日依御奉書、翌十五日御登城被遊、御家督後初而御目見、首尾能被仰上候ニ付、御老中宅廻勤可致旨、從拙者共可相達旨、御当番志津馬殿被仰聞候、此段御同役・御同席江御通達可被成候 以上

十一月廿四日 御目付共

一御家督初而之御收納ニ付、新米御祝儀、御老中御一統哉郡奉行・御代官ハ不殘、其外一役一人ツ、料理人頭格迄、一役兩人之格式ハ筆頭之方一人なり、輕輩ニ而ハ郡方手代、御代官手代、鞍取不殘、歩横目ハ御收納懸り之分、御藏方賄并御勘定所附、御藏方立合ハ一役一人ツ、御内玄關上之間懸ケ五拾人余頂戴、膳部^{白飯か}汁^{とうふ}焼物^{まくろ}香々物^{御酒}切御酒

一右同断ニ付、町年寄并取締方、檢断之者共江、来ル廿八日本陣小清水弥作宅ニおゐて被下候間、朝五ツ時罷出候事 尤在方も同断ニ付、御奉行御兩人御出役被仰渡、御代官侍座并手代鳥居沢吉、川瀬与右衛門、鳥居仙左衛門、郡方手代田中辰左衛門、高野瀬祐右衛門、飯吞理介侍座、一同座敷江繰込、御奉行被仰渡、左之通

殿様御家督初而之御收納ニ付、町在^{年寄}新米御祝儀として、御料理被^{取締共}下候間、緩々頂戴可致候 ^{檢断} 名主

一町方取締・年寄・檢断等之内、病氣等ニ而殘三十三人、在方廿三人 外ニ宿弥作へ別段被下、差引出役兩手代等ニハ支度被下候事

檢断等へ御料理

^{すゝめ} ^{大こん} ^{かまほこ} ^{焼物まくろ}
輪^{にんじん} ^{推たけ} ^汁 ^{とうふ} ^{手塩} ^{大こん} ^{つけ} ^{飯酒} ^{給合}
^{くり} ^{生が} ^{かつぶし}

御膳 蜂須賀東太夫

歩横目 畔柳庄太夫

先達而家守立拂之儀相達候後、北看町佐五兵衛畑作取入迄猶予願出候ニ付差免置候処、此節迄立拂申出候族も有之候へ共、未夕不申出向も有之候、如何之訳も有之候哉、最早取入も相済候ハハ、立拂被申付、其上ニ而早々御目付迄可被申出候、此段御達申候 以上

十一月十九日

来ル廿八日御家中門松小白川村御林之内ニ而相渡候之間、望之輩者請取可被申候、尤同廿六日員数書付、山方役所江差出可被申

御旧領村之俵実

四斗五合入二而
三斗八升定

御新領村之俵実

三斗九升入二而
三斗七升定

一 諸中間扶持米、月々晦日、下藏賄相渡候事

右之通相定候得共、山形御転封後、初而之事故、猶又仕法替可致儀も可有之候、兼而其旨相心得可被申候事

十月

別紙二而

一 御家中士輕、來ル十一月分分新米渡二付、村々郷藏方持届之儀二付、別紙之通御定相成候旨、御勝手方天兵衛殿御達二付、其旨相達候様、御藏奉行中へ被仰聞候間、此段御達申候、触書ハ早々順達、留り方役所江御戻可被成候 以上

十月四日

御台所

殿様御事 去ル三日

御出勤被遊候由

一 逐々御省略筋之儀被仰出候得共、万事御手輕ニ御用向差支無之様可被心懸候事

右之趣從拙者共可相達旨、御当番志津馬殿

被仰聞候、御同役・御同席江御通達被成、御支配江も御申付可被成候 以上

十月十一日

御目付共

此節十日町口通長屋之内、明家等多有之、自然胡乱もの多く立入候哉、建具木品等紛失いたし候趣、付而ハ潰家等も出来、不取締之始末相聞如何之事ニ候、其最寄住居之輩、以後右様胡乱もの立入、不審之儀心付候ハ、早速見聞之次第、士分ハ御目付、輕輩者支配々々江申出候様可致候

右之趣從拙者共可相達旨、御当番平馬殿被仰聞候、御同役・御同席江御通達被成、御支配江も御申付可被成候 以上

十月十六日

御目付共

先達而以来、十日町口通胡乱もの二而も立入候哉、明長屋建具木品等紛失いたし不取締之趣相聞候間、以後者最寄之もの見付次第可申出旨相達置候處、只今以申出候者も無之、都而輕輩共之内心得違、右木品持歩行候者も有之哉ニ相聞不埒之事ニ候、人別相札候上、急度も可申付處、格別之用捨ヲ以、先此度ハ不及沙汰候、

以後役手之もの差遣し、右様不法もの心得違之拳動不相改候ハ、相札候上、夫々嚴重之咎可申付候間、心得違致間敷候

一 於江戸表、中村紋左衛門殿事、源太左衛門与改名被致候

右両様從拙者共可相達旨、御当番天兵衛殿

被仰聞候、御同役・御同席江御通達被成、御支配江も御申付可被成候 以上

十月十八日

御目付共

一日光御隱居宮様薨去 一略一

当御領分郷村之儀、秋元但馬守様ニ而、明和度御拝領之分者御城下町々并南館村・小白川村・新山村ニ而御旧領与相唱、天保度御拝領之分者上下樵沢村外拾四ヶ村ニ而御新領与相唱候、其外、此度阿部能登守様御領分之内、御拝領ニ相成候分者片谷地村・今塚村ニ有之候故、都而其風俗三通ニ有之、夫々遺法引付等ニ而、此度当御領分ニ相成候而も、土地風ニ而兎角先前之仕来を御引直ニ相成兼候訳柄ニ有之、別而御新領与相唱候村方者已前御料所之節之引付ニ而、不都合之廉も有之候へ共、秋元様御領分ニ相

為塩増代聊相渡置候間、吟味役方受取可被申候、尤少分之渡方故、割合不同も可有之候得共、猶又御都合次第、追々相渡可申間、其旨被相心得質素儉約被致、如何様ニも取統可被申候

右之趣、支配々々江も可被申聞候
午八月 廿九日出ル

一殿様来ル十一月頃、御目見御願書被差出候積ニ候、此段為心得從拙者共可相違旨、御当番平馬殿被仰聞候、御同役・御同席江も御通達被成、御支配へも御申付可被成候 以上

八月六日 御目付共

一御所替ニ付、浜松・江戸於両所相渡候都而之御用金勘定、并道中宿々人馬大拂之内、不用之分取立、残金錢早々相納候様、右之趣從拙者共可相違旨、御勝手方天兵衛殿被仰聞候、御同役・御同席江御通達被成、御支配江も御申付可被成候 以上

午九月廿一日 御目付共

一御家中士輕旅行之節、以後具足・櫛其外

荷物差札認方

山形 何之誰

右之通可被相心得旨、此段從拙者共相違候様、御当番天兵衛殿被仰聞候、御同役・御同席江御通達被成、御支配江も御申付可被成候 以上

十月四日 御目付共

一左之通、大藏方触書到来
一御家中士輕渡米、村々郷藏方持届相成候間、是迄之通、御藏方賄、大藏賄江手形差出候得者、銘々受取俵数高取調帳面ニいたし、御代官江相送、夫々村々江配当

名主共右帳面ヲ以、米高并所附名前等取調拵候間、右手数日間等余程相懸候ニ付、月々士輕共十五日手形差出候事
一当十五日差出候手形江者、銘々住所・所附下札ニいたし差出、其後も住所替り候ハ、其度毎ニ所附下ケ札ニいたし、手形差出候事

一村々方持届之儀、壹俵ツツ追々ニ来り可申ニ付、受取高俵数、壹俵ツ、之受取書

兼而認置、郷夫壹人ニ而壹俵持届候ハ、右持參之郷夫江壹枚ツ、相渡、牛馬ニ而

式三俵ツ、も一所ニ持届候ハ、右壹俵ツ、之受取書俵数丈ケ相渡、たとへ当主留守ニ而も、家内之もの江能々申含置相渡可申候

一村々郷藏方米持届之日月々左之通、尤雨天等ニ而持届前後可致儀も可有之、兼而其旨相心得可申候

廿二日 知行方

廿三日 御先手組

廿四日 小役人

廿五日 扶持方取

一十二月ハ、左之通

十日 手形出し

十五日 知行方

十六日 御先手組

十七日 小役人

十八日 扶持方取

一俵実左之通ニ而平均廻し等無之候、尤八月分渡も初ニ而村々江囲置、七月中摺立今摺米ニ而相渡候事、尤浜松通り俵渡ニいたし候間、独身或ハ式人暮ニ而者過米多相成、殊ニ寄壹式ヶ月茂明月出来候間、兼而其心得可被致候事

一当国松原村、新山村、長谷堂村江、先前

5御自分関所与相唱候番所有之、尤山形
5出候分、男女ニ限らず手形ヲ以相通候
仕来ニ候処、今度当御御領分者新山村計、

松原村、長谷堂村ハ秋元様御領知ニ候間、

其段相心得、尤何レも御勘定所5出候手

形ニ郡奉行裏印有之候、尤受取持参ニ而

三ヶ所共同様、御関所江差出候上相通候

様可被致候、依之已後、御用・私用共通

行之節者、前以御勘定所江申立、手形受

取候様可被致候

右之趣、從拙者共相達候様、御当番紋左

衛門殿被仰聞候、御同役・御同席江御通

達被成、御支配江も御申付可被成候

以上

七月廿四日

御目付共

午七月廿八日
女院薨去 一略一

火事之節定

一御城下市中

一小白川村

右之場所江諸駈合之輩、都而浜松表之通

相心得、早速火元江可被相越候

午七月

別紙之通、從拙者共可相達旨、御当番平
馬殿被仰聞候、御同役・御同席江も御通
達被成、御支配江も御申付可被成候以上

八月二日

御目付

御代官中江も

一御家中士輕長屋之内ニ、秋元様御代5家

守与相唱候もの住居いたし候、右之者出

所・人物・証人・寺受等駈与いたし候も

のニ無之、中ニハ都而不取締之ものも有

之哉ニ相聞候、乍併御時節柄ニ候へハ、

一同家事取続之ため不得止差置候向ハ、

御目付迄申出候上、出所・人物・証人・

寺受等相札、奉公人之姿ニ而召使候儀者

子細無之候得共、先一旦ハ引拂候様可被

申付候

右之趣、從拙者共可相達旨、御当番志津

馬殿被仰聞候、御同役・御同席江御通達

被成、御支配江も御申付可被成候 以上

八月十六日

御目付共

◎家守は、「被仰出并御触留」(享保九年)

堀田時代(『山形市史編集資料』第35号)に、屋

守とててくるのと同じと思ふ。昨年紹介

した山田音羽子「お国替絵巻」に、順次

館林に赴いた空屋敷の中で、家番が草鞋
を作ったり、壊れ摺鉢を座敷に持ち込み
酒を温める者、泥だらけの草鞋のまま上

がり込んでゐる者、田夫野人に荒されと

出てくる者と同じような気がする。

明治四年二月二八日「中村紋左衛門家守

重吉儀、一昨夜盜難届差出ス」とあり、ま

た「従来物置小屋等之内被差置候屋守之儀、

其元町村本籍ヲ不去、其身妻子等計り出稼

之者ハ不及書出候得共、全戸其元町村之籍

ヲ去り引移居候者有之候ハ、先般及布達

候戸籍雛形ニ照準シ、明細書付早々可被差

出候也」と、壬申(明治五)四月廿九日

第一区戸長から触書がでてゐる。(『山形市史

編集資料』第24号)

一先達而も相達候通、士輕共当地江引移候

後、別而難渋之趣ニ相聞候間、御渡方可

取計処、何分御勝手向御練合御不都合ニ

付、不得家内之人高ニ応じ、扶持米計御

渡候間、一同難儀困窮不致、是迄も克被

取続候儀与、実以困窮察入候、此節少々

御練合御都合も附候間、先ツ御渡方之内、

六月廿九日^{最上}
御家中江味噌御拂ニ相成候間、於御台所

二七之日昼前之内代銭引替ニ而、左之割

合御受取可被成候

一 給人以上御旗奉行迄、当主老人ニ付

ミモ 掛目式メ五百目ツ、

代銭百文ニ付六百目

御横目以下当主老人ニ付

同 掛目老メ五百目ツ、

代銭右同断

一大豆も代銭引替ニ而御拂相成候

御望之方者、吟味役所江書付御出可被

成候

大豆老俵代

金壹分五百文ツ、

来ル七日七夕御祝儀ニ付、御勝手之輩、

朝五ツ時御本丸江御出仕可被成候、此段

従拙者共可相達旨、御当番紋左衛門殿被

仰聞候、御同役・御同席江御通達可被成

候 以上

七月四日 御目付共

御條目大番所江出候間、兩三日中御出御

拜見可被成候、此段従拙者共可相達旨、

御当番志津馬殿被仰聞候、御同役・御同

席江御通達可被成候、御支配江も御申付
可被成候 以上

七月四日 御目付共

御代官中江も

一 今度、就所替家中之法度、追而掟書可差

出候得共、諸事只今迄之家風、猥かわし

く無之様相守、若異変之節者家老、年寄

共任差図可相働者也

弘化三年六月

花押

一 御代官石井勝之進殿、来ル廿日当所御入

込ニ付、先立之御手代今日到着之事ニ候

間、今日江郷村御渡相濟、御代官御引拂

迄ハ、兼而相達置候通相心得、無摺用事

之外市中猥ニ徘徊被致間敷候、此段従拙

者共可相達旨、御当番平馬殿被仰聞候、

御同役・御同席江も御通達可被成候

以上

七月十七日 御目付共

御代官中江も

一 別紙御口達書老通、従拙者共可相達旨、

御当番志津馬殿被仰聞候、御同役・御同

席江も御通達被成、御支配江も御申付可

被成候 以上

七月廿二日 御目付共

御代官中江も

一 御法度向之儀者、惣而浜松之通可被相心

得候、尤場所も違ひ候事故、格別差支之

儀も有之候ハ、其旨可被申達候事

一 士輕共、在町之者江対し、かさつケ間敷

挙動堅之様相心得、万一在町之もの共不

法之儀有之候ハ、其場所ニ而者不取揚、

其筋江申出、私之取計無之様可被相心得

候事

右可被相達候

午七月

一 平馬殿御勝手向之儀ニ付、天兵衛殿到着

有之候迄、御勝手向御取締方被相心得、

被勤候様との御沙汰ニ候、

右之趣、従拙者共可相達旨、御当番志津

馬殿被仰聞候、御同役・御同席江御通達

被成、御支配江も御申付可被成候 以上

七月廿二日 御目付共

七月廿四日
一 榊原式部大輔様御娘 一略一

一 此度、御城受取之節、銘々相勤候廉々書付ニいたし、来ル廿五日迄御目付役所江可被差出候

午(四段方)五月十八日

一 御家中士輕、当六月御貸米并月割扶持方米、給金渡等之処、差当り必至与御差支ニ付、当分飯米計飯御渡、追而差引勘定相成候間、家内人数ニ応し、小兒三才方七才迄半人扶持、八才方老人扶持宛之割合ヲ以、来ル廿八日昼前之内、御台所江手形人数書付差出し、同廿九日七日町口於御藏御受取可被成候、右之趣、御支配中江も御達可被成候 以上

閏五月廿四日 吟味役所

此度御領分鄉村御引渡段々延引ニ相成候処、御家中之士輕心得違、上ノ山辺他行いたし候輩も有之哉ニ相聞候、未夕御領分も不相定内者、無拠近辺要用之外者、遠方他行遠慮可被致候、若又遠方他行不致して不叶用事も有之候ハ、御目付江相届候上ニ而他行可有之候様、此段從拙者共相達候様、御当番紋左衛門殿被仰聞候、御同役、御同席江御通達被成、御支

配江も御申付可被成候 以上

六月六日 御目付共

輕輩共之内、此節買物等ニ事寄七市中夜分坏、一刀ニ而徘徊いたし、不体説之所行も有之哉ニ相聞、不束之儀ニ有之候、人別相糺候上嚴敷可申付処、先此度者不及沙汰ニ候、以後心得違無之様急度相慎可申候、此段從拙者共可相達旨、御当番志津馬殿被仰聞候、御支配之向江御申付可被成候 以上

六月十日 御目付共

一来ル七月分飯米渡、先達而廻文差出置候処、家内人数ニ応し、其身取米方過候分者御渡無之趣、改而御沙汰ニ付、銘々米高御台所江御問合之上、明後廿六日昼前之内手形御差出被成、翌廿七日七日町口御藏ニ而御受取可被成候 以上

六月廿四日 御台所

一 別紙口達書老通、從拙者共可相達旨、御勝手方紋左衛門殿被仰聞候、御同役、御同席江御通達被成、御支配江も御申付可

被成候 以上

六月廿五日 御目付共

御代官中江も

御目付江

御家中士輕当方引越後、夫々御渡方も可有之処、諸方調達向手違ニ相成、其上当地ニおゐても、未鄉村御引渡も無之ニ付、町在方之御融通も出来兼、此節ニ至り候而者必至迄御差支之次第故、不得止事先飯ニ人数ニ応し老人五合之割ヲ以相渡置、追而御融通ヲ以何レも取続出来候之様可致含ニ而、其筋江精々為取計置候得共、未夕不案内之土地、殊ニ鄉村御引渡も不相濟候ニ付、何分速ニ調達出来兼、乍不本意彼是延引ニ相成、併何レも長途旅行之末、塩増薪等之手当も有之候事故、嘸々難決可有之候得共、此節柄之次第厚被致推察、先々一兩月之処如何様ニも被取統、御奉公被致候様いたし度候、呉々茂一統難決之趣者遂一相聞居候間、御融通出来次第相渡可申候間、此段能々勘弁可被致候

右之趣、支配々々江も厚可被申聞候

午六月

而御渡米ヲ以返米ニ相成候事、御支配江も御達可被成候 以上

閏五月五日

口達

士分御城内江引移当日供連御貸人之好書付、差懸り候而者日雇方ニ而差支候間、前日昼九ツ時迄之内、中間頭江書付可被差出候、尤何時何屋誰方江止宿与申儀相認可申事

但先達而御達有之候通、右供人ニ而可成丈為運候様可被致候

一 士分無足人之分并輕輩荷物道中人馬立来

候分江、今般御城内江引移候当日人足老

人ツ、御貸被下候間、銘々旅宿最寄申合

荷物為運可申候、尤右士分江者引移之節

外ニ草り取老人ツ、御貸被下候間、右草

り取江も荷物可成丈ケ為運可被申、輕輩

之分江者支配々々右之趣可被相達候、

且右士輕分、左之通来ル十日迄吟味役所

江書付差出置、猶又引移之前日、中間頭

江明日御貸人可差出旨之書付可被差出候

覚

人足 老人

右者、御城内江引移当日被仰付可被下候

何時 何屋誰方止宿

月 日 何之誰

一 引移候前日、左之通書付中間頭江可被差遣候

覚

人足 老人

右者明幾日御城内引移候ニ付、何時罷出候様、御申付可被下候 以上

何町何屋誰方止宿

月 日 何之誰

閏五月九日

御目付江

一 三百五拾石ヲ式百石迄同断

一 百五拾石ヲ七拾五石・式拾人扶持迄同断

一 六拾石ヲ拾式人扶持迄同断

右之通鬪取可被申候、同役、親類者勿論、

懇意之輩者名代鬪取可被申候、尤鬪取候

日ニ三日之内、被引移住居受取之上者、

当分門々江其主性名札張可被申候

一 清水帯刀、志賀主税、二本松内膳、拜郷

兵部、山川伴藏、山田三津記、伊藤兵左

衛門、赤星全兵衛、高坂鎮衛、松本頼母、

松野尾部、荒木学馬、高山六郎住居割渡

之事

右可被相達候

午閏五月

右ハ、町宿中御達

◎藩には三百五拾石以上の士もいるが、家老水野平馬が旧秋元藩老臣高山伝右衛門宅に入った(家乗)二)ように、重臣の住居は決められており、三百五拾石以下が三グループにわけられ、グループに割当られた住居の中から鬪引きで決めたのではないか。その際、右記の一三名は郡奉行、宗旨奉行、目付などの役から、とくに住居が指定された(庶士伝後編)感じをうける。

一 来ル十三日於御本丸、御城御受取被為済候為御祝儀、御酒吸物被下候間、一役老人麻上下着昼九ツ時御出仕可被成候、此段従拙者共可相達旨紋左衛門殿被仰聞候、以上

閏五月十一日 御目付共

(森右衛門殿儀も罷出候様御目付

5別段御達有之候旨

一 紀伊大納言様御逝去 一略

右之趣為心得申達置候、支配并家来等江も不洩様能々可被申聞候

右可被相達候

午五月

一來ル七日御城受取ニ付、前日内見分供人、同日御番所向、其外受取場出役供人、当日御城受取役出供人等取調、來ル四日迄、中間頭江書付差出可被申候、尤供人願ニ付召連候者有之候ハ、供人之内何々御貸人ニ不及旨、是又書付差出可被申候

聞五月朔日 御目付共

前日

内請取

一朝四ツ時、長源寺江相揃候事

一者頭以上者牽馬之事

一給人者若党、草り取、挾箱之事

当日

柏子木触

一当暁八ツ時 一番 支度

一八時半時 二番 衣類等着用

一七ツ時前 三番 出宅

一正七ツ時 長源寺江相揃候事

右御書附於長源寺拜見

上使御着日御発駕迄出役之面々、供連入

用之大小、看板并雨具等取調書付いたし、

前々日大納戸方ニ而御受取可被成候、中

間頭ニ而ハ、彼是多人數混雜いたし候ニ

付、御貸人其俣ニ而差出候間、銘々旅宿

ニおゐて看板着替等之支度いたし召連罷

出、出役相済旅宿江引取之上、右之品々

受取、數之通取集置、追而相納候事

覚

大小 幾本

看板 幾ツ

合羽 幾ツ

笠 幾ツ

右之通受取申候 以上

月 日 名前

大納戸役所

大納戸役所者十日町西屋清兵衛方ニ而相

渡候事

聞五月五日

一御城受取相済候上、御城下出火節之節、

郷村者いまた受取不相済とも、是迄旅宿

中同様之事ニも有之間敷被存候間伺置候

事

但出火之節者町奉行壱人火元江相越、

秋元様衆類役江申談へき事ニ取極

一兩上使上ノ山宿江御着被成候趣、今宵町

役之由ニ而 (傍線原文のまま)

聞五月五日

口達

一御城受取候日ハ三日之間者殿中麻上下着

用可被致候事

一御城受取之面々、具足、櫛札相用可被申

候

一御家中士輕屋敷引移之時分、道中陸地持

越候荷物等運ひ人足之儀者、御貸人為差

出候間、人高書付吟味役所江何レ可被差

出候、尤此節柄御物入多之事故、先要用

之品急ニ持越、遠用之品者旅宿江預ケ置、

追而手都合次第取寄可被申候

但当日引移之節、供人御貸ニ相成候間、

右之人ヲ以、成丈為運候様可被致候

御家中之士輕、御城内江引移候当日ハ、

凡日數十日程之内者、日用家内人数之飯

米、望之分者白米ニ而相渡候間、來ル八

日迄吟味役江米高書付可被差出候、尤追

被相越候

但火之番御者頭江者、御紋付高張挑灯
式張、自分中高張挑灯持人中間申付候、
残二組者自分高張可被用、持人中間可
申付事

一諸士之面々、是又火事装束着用、会所近
辺江可被相越候、諸役人宿所御用之品有
之分者、其品ニ寄支配或者自分ニも居残、
其余者同様可被相越候、勿論差図無之し
て、猥ニ火元江被相越間敷候

一近火之節者、何も旅宿荷物取片付させ、
危候ハ、家内之者不散様ニ被致、最寄之
方江退可被申候、尤其節者御目付迄可被
申越候

但輕輩も掛合組之外者同様ニ心得、家
内片付可致事

一当町在ニおゐて、万一非常之儀有之節者、
差図次第各野装束ニて得物々々相携、郡
奉行・御者頭者組子召連、長源寺前明地
江早速相集可被申候、諸士も同様之事ニ
候、輕輩者其支配々々江附属いたし相越
可被申候

但高張挑灯・中高張挑灯等為持候儀者、
其格ニ随ひ出火之節之通可被心得候

一諸役人宿所ニ御用之品有之候ハ、支配
或者自分ニも居残候哉、又ハ御用之品相
守立退、時宜ニ随ひ取計可被申候、尤家
族并荷物等不散様可被致候

右之趣支配々々江も不洩様可被相違候
右可被相違候

午五月

此度御城受取出役之士輕、銘々雨天之節
者白張傘相用可被申候、尤銘々用意有之
候而者、彼是持運等之儀混雜も可致ニ付、
上ニ而御用意有之候ニ付、自分用意ニ不
及、尤追而代錢ニ而上納可被致候、用意
有之向者来ルニ日迄岩本五兵衛旅宿江書
付可被差出候

但御免下駄是又同様、上ニ而御用意有
之候間、前条之通相心得可被申候

一御城受取当日者、曉八ツ時頃ハ会所長源
寺前江出役有之候ニ付、下供末々迄支度
いたし候て、餅被下候之間、別段弁当用
意不致候

午五月

御目付江

上使本多丹下様・戸田七内様・御代官石
井勝之進殿御着御逗留中、火之元之儀、
別而入念被申付、旅宿々々物静ニ可致事

一先達而相違置候通、無抛用事之外、先ハ
外出被致間敷候得共、御役人方御着当日
方ハ、尚又御用之外旅宿外江被罷出間敷
候、若不出して不叶子細有之候ハ、上
使御代官御旅宿最寄之方ハ除、途中尚又
被心付、支配家来等、上使御代官御家来
江無札之体無之様、急度可被申付候

但御用之外、上使御代官御旅宿不通し
て不叶儀有之候ハ、其段御目付江
被申達候上ニ而通路可被致候

一銘々旅宿前、上使并御代官御通之節者、
物事騒敷無之様相慎、支配家来共江万端
被心付、御目障不相成様可被致候、尤御
道筋各宿札被取除幕者其俣差置可被申候

一近々御代官御手代到着候之間、於途中失
札之体無之様心付可被申候

一御給仕之輩者勿論、其外上使之目通ニ而
勤方有之面々腰下ケ物無用ニ候、懷中物・
鯉口ゆるく無之様可被致候

一御城受取、前日・当日共、士輕下々迄禁
酒ニ被心得可有之事

一当所旅宿追々多人数入込候ニ付、夜具拂底之趣断申出候ニ付、士軽とも銘々自分夜具相用可被申候、尤蚊帳も同様之事ニ候

別紙

御旅籠御上下様無差別一汁一菜之御膳申上、尤蚊帳・蒲団者御手賄ニ而、八歳以上御老人様分百五拾文宛

但七歳以下半旅籠、三歳以下御旅籠代なし

右之通 御賄料頂戴仕度奉存候

三沢 清右衛門

川合 小四郎

豊田伝五右衛門

一五月廿日浜松ニ而御渡ニ相成候逗留中御家中江之御書付、山形着之上、町方江申聞候様御達ニ相成候ニ付、今朝五ツ半頃（本）森右衛門殿、兵左衛門殿、十日町内会所十一屋源兵衛方江御出有之、取締方左之三人御呼出、御書付ヲ以兵左衛門殿御申聞有之、伴原辰左衛門（専カ）仕座

豊田伝五右衛門

川合 小四郎

一御書付左之通 三沢 清右衛門

覚 違書之覚

家中之者追々旅宿可為着候、逗留中役人者申不及、其外輕輩到迄筋なき音物贈候儀者堅無用可致候様可申付候事朱引之分止メ

一逗留中足輕躰之者勿論、下々且家中之家来等ニ至迄も、於町家ニ振舞かましき儀も、堅不致様可申付候、且又後日相知候おゐてハ可遂吟味事朱引之分止メ

一逗留中家来之輩下々ニ至迄、買かかり無之様ニ申付候之間、売主共江も其心得有之候様可申付事致候

右之趣、旅宿之辺ハ勿論、他町之者江も急度可申付候相心得可申候

五月

右之通、御書付ニハ候得共、御口達之事ニも候間御差略有之、且取締方江写差遣候書付三者、朱書之通直し候而相渡之

一左之通、持廻り廻文来、尤御留主居方（本）

平馬殿、去ル十八日桑折駅止宿、明廿一日山形表江被致至着候、此段為御心得可得御意如斯御座候 以上

五月廿日 松本 弥右衛門

鈴木森右衛門様 野 沢 新 助
伊藤兵左衛門様

從明廿三日会所長源寺御用談有之候間、御用有之向者朝五ツ半時頃方御出席可被成候 以上

五月廿二日 御目付共

一五月廿六日御家中之輩、御用并無抛用事之外、猥ニ市中往来いたし候儀者相慎、成丈手紙ニ而取遣りいたし候様、先達而於浜松相達置候之処、当市中輕輩共旅宿之内風呂不

相立宿茂有之由相聞候、右故心得違洗湯江相越候而者不宜候間、旅宿最寄ニ而三四軒程も、於最合風呂相立候様申付、洗湯江者勿論、猥リニ他行之儀者相慎可申候 五月

御目付江

一市中出火之節者郡奉行老人、御者頭（小頭）組子拾人 召連、会所長源寺前江可被相越候、残式組者御支配々々之旅宿江集置、火勢ニ随ひ、是又追々会所近辺江召連可



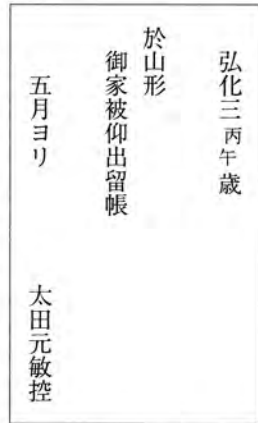
中 扉

- 1、原資料を、形式もふくめ、できるだけ忠実に表現したつもりである。一部常用漢字を混用した。
- 2、死亡(堂上、將軍家等)事項は省略した。
- 3、頭に◎印をつけ、解説を付した。
- 4、紙数の都合で、弘化四年六月の半ばまでになった。以下は次の機会に譲ること

5、家中への給米は、支配村々の郷藏から郷夫の手によって、直接各人に届けられたことも知りうる。年代も支配も異なるが、「平清水家文書」(慶安四―元文四「山形市史資料」第80号)によると、各村から直接家中士分や米商人へ運んでいる。本資料も前月摺立てた米を直接運んでいるので、俵実、米性等別して不行届きで、家中では食扶持だけの支給なのに、これでは、さらにひどかったろう。

なお、明治二年八月四日、八日町検断山口与次兵衛の名で、水野活囊斎(元永)家分を附送りしており、明治三年四月、「御家制

にした。



(中 扉)

向取調窺書」に、「正米御入用之節者一略一町在り早速持届候事」(「山形市史編集資料」第19・20号)と出てくる。町在り持届けた側の資料が得られればと思う。

6、日常の政務は新御殿や会所で行われていたが、本丸御殿の使用例が見え、また職務の内容もある程度拾っていきける。

7、上使、代官とその家臣に対する気配り、トラブル防止、火災予防(請取前火災二回)に、注意していることが伺える。

被申候

何月幾日着

何町

何屋誰方宿

何之誰

上中下何人

内

上何人

中何人

下何人

内

七歳

何人

以下准之

一御先用之もの追々着いたし、御目付高坂鎮衛殿江相届候処、書付ヲ以、左之通御達有之

御家中士輕共、山形旅宿江到着いたし候ハ、左之通書付ヲ以岩本五兵衛旅宿江差出可被申候、尤七歳以下之子供者致年附差出可被申候、且家来暇遣し人数増減有之候ハ、猶又書付差出可

山形水野藩 太田家文書の紹介 (二)

― 山形移封初期藩政文書 ―

川瀬 同

昨年度は、太田博氏より御寄贈頂いた、水野藩太田厚助筆記文書を紹介した。弘化二年十一月晦日浜松から山形への移封を命ぜられた。弘化三年閏五月七日浜松城引渡し、七月二十一日郷村井町方の引渡しが終わって、厚助は父母、弟の四人家族と一緒に、同じ番組の人たちと浜松を出発、山形着は九月七日であった。



表紙 (縦 126mm 横 170mm)

今回紹介する「於山形 御家被仰出留帳」は、藩から仰出された触・達を記録したもので、弘化三年五月から嘉永二年十二月までの内容である。従って、弘化三年九月以前の分は、山形到着後、山形城請取り方で早く来形した者、あるいは藩の記録から、厚助が写したものであろう。

山形城請取・町郷方請取に関するもの、また山形初期藩政にかかわるもので、職務上のこと、家中の生活・家計に関わること、心得や諸注意、藩財政などにわけられようか。厚助は、自分の観察・意見や感想は述べていない。目を通して

1、水野藩の山形での面扶持支給について、塩谷良翰「回顧録」や「第一、二次山形県治史料」(山形市史編集資料)第24号)以上に、藩主脳部が何とか生活できるよう余分に渡したいという気持ちとともに、内容もやや具体的に理解できる感じがする。

2、右に関して、二万石減封、従来の藩債、転封費用、また地元山形での借金の困難な様子。ひいては、藩収入と主な支出の状況を示しているのも貴重であろう。

3、城の請渡は閏五月七日で、太陽暦では六月三十日で夏至から約一週間後、暁八ツは前一時半頃、眠いなどといつてられないわけか。餅支給は旨い知恵。当日平馬^(水野)、紋左衛門等は、昼、後藤又兵衛でたまりを貰ってノシ餅を食べている(山形市史編集資料)第34号)。
4、公料・私領の錯綜する村山地区で、秋元時代既に郷村によって被支配の土地風が異なり、仕来りの引直しが困難で、諸事其俵差置くより外なかつたことを述べているのは注目に値しよう。

平成8年6月30日 印刷

平成8年6月30日 発行

山形県立博物館研究報告 第18号

編集・発行 山形県立博物館 ©

〒990 山形市霞城町1番8号

電話 (0236) 45-1111

印刷所 アベ印刷株式会社

